

官報

号外
平成二十四年三月二十一日

○第百八十回参議院会議録第七号

平成二十四年三月二十一日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成二十四年三月二十一日

午前十時 本会議

- 第一 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 第二 国務大臣の報告に関する件(平成二十四年度地方財政計画について)
- 第三 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

- 議長(平田健二君) これより会議を開きます。
- 日程第一 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成二十四年三月二十一日 参議院会議録第七号

日程第二 国務大臣の報告に関する件(平成二十四年度地方財政計画について)

日程第三 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上三件を一括して議題といたします。

三件について、提出者の趣旨説明及び国務大臣の報告を順次求めます。財務大臣安住淳君。

(国務大臣安住淳君登壇、拍手)

○国務大臣(安住淳君) おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいま議題となりました特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、昨年の第百七十九回国会において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の国会による一部修正により追加されました同法附則第十七条第一項の規定を踏まえ、東日本大震災復興特別会計を設置することとし、その目的、管理及び経理等について定めるものであります。以下、その大要を申し上げます。

第一に、この特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とするものとしております。

第二に、この特別会計は、衆議院議長及び参議院議長等並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理することとし、復興事業を統括する復興庁の長である内閣総理大臣の委任を受けた復興大臣がこの特別会計全体の計算整理事務を行うことができることとしております。

第三に、この特別会計は、復興特別所得税及び復興特別法人税の収入、一般会計からの繰入金、復興債の発行収入金等をもってその歳入とし、復興事業に要する費用、各特別会計への繰入金、復興債の償還金及び利子等をもってその歳出とすることとしております。

その他、この特別会計の予算及び決算の作成及び提出に関し、必要な事項を始め、経理に関する必要な事項を定めることとしております。

第四に、附則において、この特別会計は、復興庁が廃止されたときは、別に法律で定めるところにより、廃止するものとし、その際には、政府は、復興事業の進捗状況等を踏まえ、所要の措置を講ずることとしております。

また、この特別会計の設置に伴い、平成二十三年年度一般会計補正予算(第3号)において発行した復興債を承継するなどの必要な経過規定を設けることとしております。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、国税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点

から要請される特に喫緊の課題に対応するため、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、国際課税等について所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、個人所得課税について、認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除制度の創設、給与所得控除の上限設定、勤続年数五年以下の法人役員等の退職所得課税の見直し等を行うこととしております。

第二に、法人課税について、環境関連投資促進税制の太陽光発電設備及び風力発電設備に係る即時償却制度の創設、中小企業投資促進税制の拡充等を行うこととしております。

第三に、資産課税について、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充、延長等を行うこととしております。

第四に、消費課税について、自動車重量税に係る税率の見直し及び環境性能に優れた自動車に対する軽減措置の拡充、延長、地球温暖化対策のための課税の特別の創設等を行うこととしております。

第五に、国際課税について、国税に係る徴収及び送達にの係る国内法の整備、国外財産調書制度の創設等を行うこととしております。

その他、試験研究費に係る税額控除制度における試験研究費が増加した場合の特例の適用期限を延長するなど、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の所要の措置を講ずることとしております。

以上、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)、国務大臣の報告に関する件(平成二十四年度地方財政計画について)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

平成二十四年三月二十一日 参議院会議録第七号

○議長(平田健二君) 総務大臣川端達夫君。

(国務大臣川端達夫君登壇、拍手)

○国務大臣(川端達夫君) 平成二十四年度地方財政計画の概要並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成二十四年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、被災団体が東日本大震災からの復旧・復興事業に著実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方団体の財政運営に影響を及ぼすことがないよう、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理しております。

通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、国の取組と基調を合わせつつ、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加や地域経済の基盤強化等に必要経費を計上し、引き続き生じる財源不足については適切な補填措置を講ずることとして、地方交付税の総額を前年度に比して増額確保しております。その上で、中期財政フレームに沿って、地方の一般財源総額について、前年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分の全額を措置する震災復興特別交付税を確保するとともに、全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、全国防災対策費に係る補助事業費、地方単独事業費等を計上しております。

以上の方針の下に、平成二十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の総額の

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(第三号)及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明、国務大臣の報告に関する件(平成二十四年度地方財政計画について)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

規模は、通常収支分については、前年度に比べ六千四百七億円の減の八十一兆八千六百四十七億円、東日本大震災分については、復旧・復興事業が一兆七千七百八十八億円、緊急防災・減災事業が六千三百二十九億円となっております。

次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

地方税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、自動車取得税に係る環境への負担の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ平成二十四年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

平成二十四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、十七兆四千五百四十五億円を確保するとともに、単位費用の改定を行うほか、平成二十四年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額について、六千八百五十五億円を確保し、あわせて、電磁的記録による当せん金付証券を導入する等の改正を行うこととしております。

以上が、平成二十四年度地方財政計画の概要並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(平田健二君) ただいまの趣旨説明及び報告に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。難波奨二君。

(難波奨二君登壇、拍手)

○難波奨二君 民主党・新緑風会の難波奨二でございます。

ただいま議題となりました平成二十四年度予算に関連する租税特別措置法、特別会計法、地方税法、地方交付税法等の改正案及び地方財政計画につきまして、会派を代表して質問をいたします。質問に入ります前に一言申し上げます。

去る三月十一日、東日本大震災から一周年を迎え、天皇皇后両陛下御臨席の下、政府主催の追悼式が行われました。地震が発生した午後二時四十六分には全国で黙禱がさげられたところでございます。私は、改めて犠牲になられた方々に哀悼の誠をさげ、また、被災に遭われた皆様の御苦勞に思いを致し、国会議員として震災復興に一段と力を尽くしていく決意でございます。

さて、民主党政権は、平成二十三年度において、戦後混乱期以来六十年ぶりに四次にもわたる補正予算を組み、東日本大震災に対して緊急、必要な事業に取り組んでまいりました。九十兆円余りの平成二十四年度予算案は、いよいよ未来をも見据えた地域の再生に向けて言わば打って出る予算となっており、その様々な対策が盛り込まれております。

予算案は、今月八日に衆議院を通過したため、ねじれ国会とはいえ、憲法上の衆議院の優越によって来月六日には自然成立する運びとなっております。仮に年度内成立しなかった場合、短期間とはいえ、新年度当初から暫定予算を組まなくてはなりません。その場合には、国民全体の士気も上がらず、景気への悪影響も懸念されることになり

そこで、復調の兆しにある現下の経済状況に鑑み、予算案の年度内成立に向けた総理の御所見をお伺いいたします。

先週、日経平均株価が約七か月ぶりに一万円台を回復し、円相場が一時一ドル八十三円七十七銭前後と、約十一月ぶりの円安ドル高水準になりました。国内消費も復調しつつあります。復興需要が本格化して、少しずつではありますが、景気は回復に向かっています。総理は、こうした景気動向についてどのように御判断されているのでしょうか。

一方、来年度予算をめぐっては、景気の回復基調に悪影響を及ぼしかねない問題が出ております。本予算の裏付けとなる特例公債法案の成立が遅れでございます。残念なことではありますが、いまだ衆議院で採決に至っておりません。このままですと、政治の混乱として、景気回復の足を引っ張るかねない事態となつてまいります。総理としてこの問題にどのように対処されるのか、御見解をお伺いいたします。

次に、震災復興関連についてお尋ねします。未曾有の大震災からこの一年、被災者の方々、被災自治体関係者が復旧・復興に向けて懸命に取り組まれてきたことはもちろん、政府もこれまで様々な措置を講じてきたことは承知しているところでございます。しかし、全体の六〇程度しか終わっていない瓦れき処理の遅れや、約六万五千人もの人々が求職中と言われる被災地域の深刻な雇用問題、また、原発事故避難者の一日も早い帰還を実現するための放射性物質の除染作業など、まだまだ政府の責任においてやるべき事は山積をしております。

これまでに政府は、復旧・復興事業費として、平成二十三年度の補正予算において約十四・五兆

円を措置し、平成二十四年度予算においても復興特会として約三・七兆円の予算を組んでおりますが、まず、政府として、これまでの予算執行状況についてどのように自己評価されているのでしょうか。とりわけ、地域主導の復興という観点から、被災自治体の意向が最大限生かされ、スピード感のある施策実施となっているのでしょうか。また、被災地の実情や復興状況を踏まえつつ、今後とも必要な財政上の措置を講じていくべきと考えますが、具体的にどのように取り組んでいくと考えてでしょうか。平野復興担当大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

また、この際、訴えておきたいのは、瓦れき処理問題です。

先ほども申し上げましたが、約二千二百万トンもの瓦れきが一年過ぎた今も被災地で無残な姿をさらしております。一部に放射性物質に汚染された瓦れきが含まれているのではないかと、の危険から、受入れ検討中の自治体であっても、地域住民の理解が得られず、結果、受入れに踏み切れないでいることが大きな要因の一つとなっております。

野田総理は、三月十一日の記者会見で、瓦れきの広域処理で国は一步も二歩も前に出ていかなければならない、日本人の国民性が試されていると強調され、御自身が先頭に立つ決意を示されました。また、関係閣僚会議を開かれ、昨年八月に成立した災害廃棄物処理特別措置法に盛り込まれた国の事業代行に積極的な姿勢を打ち出しました。この総理のリーダーシップは大いに評価されるものであり、その後、事態打開に向けた動きも出てまいりました。

ただ、何よりも迅速にそれを実行することが肝要です。具体的に、いつまで、どのような方策で

取り組んでいくのか、改めて総理の決意をお聞かせください。

次に、地方交付税制度についてお尋ねします。平成二十四年度の地方財政対策において、地方交付税総額及び地方一般財源については、中期財政フレームに基づき、平成二十三年度と同水準が確保されました。また、その上で、僅かではあります。臨時財政対策債の縮減と交付税特別会計借入金の償還が図られることは、地方の長期債務残高を抑制する観点からも評価できるものであります。

しかしながら、地方交付税総額約十七・五兆円のうち、国税五税の法定率分は十兆円弱にすぎず、残りの差額は、地方の財源不足を踏まえた別枠加算や公庫債権金利変動準備金の活用など、臨時的な財源によつて賄われているのが実情です。また、国と地方の折半ルールに基づく臨時財政対策債の大量発行も余儀なくされており、このままでは交付税制度そのものの持続可能性が危ぶまれることとなります。

そこで、野田総理にお伺いいたします。地方交付税制度の現状と持続可能性についての御認識並びに後年度の交付税総額確保に向けた政府の考え方を聞かせください。

次に、一括交付金の拡充についてお尋ねします。地域主権戦略大綱に基づき、平成二十三年度に地域自主戦略交付金が創設されました。まず、第一段階として都道府県を対象に投資補助金の一括交付金が実施され、市町村分については平成二十四年度からの実施とされていきました。しかしながら、平成二十四年度は、市町村分については年度間変動や地域間偏在が大きいことから実施が見送られ、政令指定都市に絞って導入されることにな

りました。この年度間変動や地域間偏在の問題は今後とも変わらないと思われませんが、次年度以降、市町村分について導入を目指す方針に変更はないのでしょうか。川端総務大臣の見解をお聞かせください。

また、同じく、経常補助金については、平成二十四年度以降、段階的に一括交付金化を実施するとされていましたが、現状では対象となり得る補助金等が限定され、地方が求める地方公共団体の自由度の拡大や事業の効率化等に寄与しない可能性があると、地域主権戦略会議において、平成二十四年度の経常補助金の一括交付金化が見送られた経過にあります。

では、平成二十五年以降の実施に向け、今回指摘された課題は解決され得るのでしょうか。今後見直しについて、川端総務大臣の見解をお伺いいたします。

次に、税制改正について安住財務大臣にお尋ねいたします。

まず、平成二十四年度税制改正においては、車体課税の見直しが必要な焦点の一つになったと承知しておりますが、我が党の重点要望では、自動車重量税と自動車取得税の廃止、抜本見直しを強く求めています。しかし、結局、これらの税の抜本見直しは見送られることになりました。政府は与党の要望をどのように受け止めたのか、そして、なぜこのような形になったのか、改めて御説明をお願いいたします。

また、平成二十四年度の税制改正大綱では、国、地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行いますとされています。自動車課税の簡素化に向けた抜本の見直しの際に

は、地方の意見もよく聞き、地方財政に十分な配慮を行う必要があると考えますが、安住財務大臣の御見解をお聞かせください。

次に、固定資産の評価替えについて、川端総務大臣にお伺いいたします。

今回の評価替えによつて、固定資産税等が過去最大の減収見込みになると言われております。固定資産税は市町村の行政サービスを支える基幹的な税であり、その安定的確保は極めて重要であります。今回の評価替えに伴う大幅な減収見込みは、地方においてきちんとカバーされるのでしょうか、されるとしたら具体的にどのように措置されるのか、御見解をお伺いいたします。

最後に、地域活性化と東日本大震災の復興財源に密接に関連する郵政改革について、野田総理にお尋ねいたします。

激しい政治闘争の結果、二〇〇七年十月一日に郵政民営化が実施されました。この郵政民営化をめぐる争いは、多くの政治家の皆さんに、大変な苦悩の日々と、ある意味、政治生命を左右する結果を生じさせました。私は当時、労働組合の役員でありましたが、御苦労をお掛けし、申し訳なかつたとの念を常に抱いてまいりました。国会議員となった現在も、その思いに変わりはありません。

今国会においては、郵政グループ各社の業績が悪化している現状を直視するとともに、サービス水準の低下回復、株式売却による復興財源確保の観点から、各党各会派内で冷静な議論が進捗しているとの認識をしております。

この際、総理に、改めて今国会における郵政改革実現への強い決意をお願いし、加えて、各党各派の御理解と政策的決断を心からお願ひ申し上げます。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 民主党を代表しての難波議員の御質問にお答えをしまします。まず最初に、二十四年度予算の年度内成立についての御質問をいただきました。

平成二十四年度予算は、東日本大震災からの復興や、日本再生重点化措置を始めとして、現下の経済社会状況に適切に対応する内容を盛り込んだものとなっております。

したがって、政府としては、その一日も早い成立に向けて全力を尽くしているところでございますし、院におかれましても、年度内に成立するよう、是非御審議をお願いをしたいと思います。

続いて、我が国の景気動向についてのお尋ねがございました。

我が国経済の現状は、海外経済の回復の弱さから輸出が弱含んでいますが、このところ、内需に上向きの動きが見られます。

総じて見れば、我が国の景気は、東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しをしてきております。先行きにつきましても、復興需要の本格化を始め、各種の政策効果などを背景に、景気の緩やかな持ち直し傾向が続くことが期待されますが、他方で、欧州政府債務危機の影響等による海外景気の下振れや、原油価格上昇等の景気下押しリスクに注意が必要と考えております。

続いて、特例公債法案に関する御質問をいただきました。

特例公債法案につきましては、現時点において、野党の皆様は御賛同いただける状況にはないと承知をしております。

このため、本法案の取扱いにつきましては、政

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号)及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明、国務大臣の報告に関する件(平成二十四年度地方財政計画について)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明))

府・民主三役会議において、まずは、野党各党の御理解をいただける道と野党協議などにおいて時間を掛けて模索するとの結論に至ったものであります。

本法案が成立しなければ、特例公債による三十八・三兆円の歳入が確保されず、円滑な財政運営に支障を来し、ひいては、緩やかに持ち直してきている景気の下押し要因になりかねません。こうした事態を回避するためにも、一日も早く衆参両院で野党の皆様は御理解いただけるよう丁寧な議論に努めてまいりたいと思っております。

次に、瓦れき処理の具体的な方策や見通しについてのお尋ねがございました。

災害廃棄物の広域処理の推進に関し、三月十一日に私からお示しをした三つの新たな取組については、政府を挙げた迅速な対応が重要であり、既に具体的な取組に着手しているところであります。

第一に、政府が一体となって取り組むための体制確立のため、早速、三月十三日に関係閣僚合会を開催をし、私から関係閣僚に対して、災害廃棄物の再生利用や各省政務三役による自治体への働きかけなどについて指示を行いました。

第二に、民間企業の協力拡大について、三月十三日に、経済産業省から関係業界団体に対して協力依頼を発出したしました。

第三に、三月十六日には、私と環境大臣から、被災地を除く、まだ受入れを表明していない道府県及び政令市に対して、広域処理への積極的な協力を求めるため、要請文書を発出をいたしました。

このような取組に加え、既に受入れを表明している都府県とその域内の政令市に対して、より具体的な形で要請文書を発出したいと考えていま

す。

今後も、様々な取組を全力かつ早急に進め、広域処理の受入れ拡大によって災害廃棄物の処理が加速するよう政府一丸となって取り組んでまいります。

続いて、地方交付税制度について御質問をいただきました。

平成二十四年度予算では、国の財政も極めて厳しい状況の中にあつて、地方に最大限配慮する観点から、地方交付税の別枠加算や地方公共団体金融機構の準備金の活用等を行い、地方交付税総額を五年連続で増額することいたしました。あわせて、国と地方の折半ルールに基づく臨時財政対策債の発行などにより、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保しました。

地方交付税の加算や臨時財政対策債の発行などによる対応とならざるを得ない状況が続いている構造的な要因は、国、地方共に歳出と税収のギャップが巨額に上っていることにあります。

今後とも、財政運営戦略等に基づいて、まずは、国、地方の基礎的財政収支の改善を図ることにより、地方交付税の持続可能性を高めてまいります。また、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方税等と併せ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額の適切な確保を図ってまいります。

郵政改革実現に向けての御質問をいただきました。政府として提出させていただいた郵政改革関連法案は、郵政民営化によって生じた諸問題を克服し、郵政事業の基本的サービスが利用者の立場に立つて郵便局で一体的に提供され、将来にわたるあまねく公平に利用できることを確保するもので

あります。また、法案が成立すれば、郵政株式処分凍結法による処分の停止が解除され、結果として、政府保有義務が掛からない株式は売却が可能となり、貴重な復興財源となります。

郵政改革については、現在、法案の取扱いも含め、全般的に与野党で協議を進めていただいているものと承知をしております。一日も早く協議がまとまることを期待をしております。

内閣を挙げて郵政改革の今国会での実現に全力を尽くしていく決意でございます。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣川端達夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(川端達夫君) 難波議員から三点お尋ねがありました。

まず、市町村の一括交付金化についてお尋ねがありました。

市町村分の一括交付金化については、市長会、町村会からの御意見、地域主権戦略会議での御議論なども踏まえ、平成二十四年度は、市町村のうち、規模も大きく都道府県に準じた権限を有する政令指定都市を対象といたしました。平成二十五年度以降の他の市町村への導入については、年度間の変動や地域間の偏在が大きいといった課題を踏まえつつ、地方からの御意見も丁寧に向いながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、経常補助金の一括交付金化についてお尋ねがありました。

経常補助金は、その大宗が社会保障、文教科振興関係であるなど、現状では地方が求める地方公共団体の自由度の拡大や事業の効率化等に寄与しない可能性があります。このため、地方からの御意見も丁寧に向いながら、引き続き検討を進め

てまいりたいと考えております。

最後に、固定資産税の減収に対する財政措置についてお尋ねがありました。

固定資産の評価替えの影響による固定資産税の減収については、普通交付税の算定上、基準財政収入額が減少することにより、適切に財政措置がされることとなっております。また、固定資産税の減収を含め、地方税収を適切に見込んだ上で、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、平成二十四年度地方財政計画の策定を通じ、適切に確保しているところであります。(拍手)

(国務大臣安住淳君登壇、拍手)

○国務大臣(安住淳君) 私には、車体課税の見直しとその地方への配慮という御質問でございまして、

車体課税につきましては、平成二十四年度税制改正において、これまでの税制改正大綱等や与党の重点要望、さらには自動車産業をめぐる状況、地球温暖化対策や国及び地方の財政状況などを踏まえて、簡素化、グリーン化、負担の軽減等の観点から今般見直しを行いました。

具体的には、自動車重量税については、燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている自動車には本則税率を適用するとともに、それ以外の自動車に適用される当分の間税率については、十三年超の自動車を除き、引下げを行いました。また、エコカー減税については、地球温暖化対策を推進する観点等を踏まえ、燃費基準等の切替えを行うとともに、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上で三年延長することといたしました。

今後、自動車取得税及び自動車重量税については、平成二十四年度税制改正大綱等を踏まえ、与

党の重点要望に沿って、国、地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直しを行うこととしております。

また、地方財政への配慮につきましては、自動車取得税及び自動車重量税の見直しに当たっては、御指摘を踏まえ、地方財政にも配慮しつつ、今後検討を行ってまいりたいと思います。(拍手)

(国務大臣平野達男君登壇、拍手)

○国務大臣(平野達男君) 難波議員からは、私に二問、御質問をいただいております。

まず、これまでの震災の復旧・復興に係る予算の執行状況と、これに関する政府の自己評価、さらに、復旧・復興施策における被災自治体の意向の把握について御質問をいただきました。

一次、二次補正の復興関係予算額の合計五・一兆円に對しまして、実施計画の決定段階や内示済みという段階を執行済みといたしますと、一月末現在における執行額は三・九兆円でありまして、執行率は七六％となっております。さらに、三次補正まで含めた予算額の合計額約十四・三兆円に對しまして、一月末現在における同じく執行額は七・八兆円でありまして、執行率は五五％となっております。

しかし、一方で、被災現場からは、まだまだ復旧・復興のスピード感がない、遅いという指摘を受けておりまして、このことについては真摯に耳を傾けていかなければならないというふうに考えております。

なお、災害復旧事業につきましては、ほぼ査定が終了いたしましたので、これから一定の計画に基づく着工が順次なされる状態になっております。

復興交付金についても、第一回の配分の決定を

し、順次、計画策定の状況に應じ、今後も配分計画を進めるなど、復旧・復興事業が速やかに執行できるよう支援してまいります。

産業面においても、グループ補助金や仮設店舗・工場等の活用、漁港の復旧などにより、本格的な復興に向けた整備を引き続き鋭意進めてまいります。

一方、復旧・復興にとつての最大課題の一つが住宅の再建であります。その柱となる住宅等の高台移転等につきましては、具体化に向けて各地域において取組が進められておりますが、避難者の合意形成、土地利用調整に様々な困難が伴うほか、時間を要することから、これをできるだけ円滑に進められるよう被災自治体を更に支援してまいりたいと考えております。

政府としては、復興特区制度や復興交付金制度を活用し、今後とも、被災自治体からの御要望に耳を傾け、その意向を十分に反映しつつ、着実かつスピード感を持って復旧・復興施策に取り組んでまいります。

次に、今後の必要な財政措置について御質問をいただきました。

復興庁におきましては、東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき、事業に必要な予算を一括して要求し、確保することとしております。

具体的には、復興局等現地の事務所を活用し、被災地のニーズをきめ細かに把握しながら、被災地の実情や復興状況を踏まえた必要な予算を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(平田健二君) 金子原二郎君。

(金子原二郎君登壇、拍手)

○金子原二郎君 自由民主党の金子原二郎です。自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会を代表して、いわゆる復興特別会計設置法案等五法案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

先週の三月十一日で震災から一年がたちました。改めて、亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられた方にお見舞いを申し上げます。

まず、震災からの復興についてお尋ねいたします。

震災から一年もたつてようやく被災自治体に対する復興交付金の配分が始まりました。しかし、余りにも遅いのではないのでしょうか。まず総理に、なぜ復興交付金の配分までに一年も掛かったのか、もっと早くできなかったのかという点についてお伺いをします。

復興交付金については、被災自治体から不満の声が上がっております。七県七十八市町村からの約三千九百億円の申請に対し、認められたのが約六割、五十九市町村の二千五百億円だというものであります。

宮城県の村井知事は、これでは復興庁ではなく査定庁だと怒りを表明されました。仙台市長の奥山市長も、申請内容と比べ厳しい査定結果で、事務量が膨大だったとおっしゃいます。

このことについて総理は予算委員会でも、説明不足があった、反省したいと答弁されましたが、説明不足とは何でしょうか。復興交付金は使い勝手が悪く、査定も厳しいと最初から説明しておけばよかったというのでしょうか。説明すれば問題解決になるのでしょうか。一体どんな説明不足をし

ていたのか、総理から具体的にお答えをください。

また、復興交付金の使い道について、もっと柔軟に使えるようにしてほしいというのが被災地の声であります。交付金の使い勝手や査定の厳しさに対しては、批判の声が多くありますが、改善するお考えはないのか、平野大臣にお伺いします。

私も昨年十一月に被災地を回りましたが、被災した自治体はどれも人手不足で、復興交付金の申請にゆとり時間や労力を掛けている余裕などありません。とにかく目の前の仕事を処理するのが精いっぱい、いや、それすら全く追い付いていないのが現状であります。

被災自治体への職員の派遣も行われておりますが、まだまだ足りておりません。被災自治体への更なる人的支援について検討するお考えはないのか、平野大臣にお伺いします。

次に、瓦れき処理の促進についてお伺いします。

総理は、瓦れきの処理について国が前に出ると表明し、法律に基づいて都道府県に要請を行う方針を示されました。このこと自体は一歩前進であります。被災地からの悲鳴や全国的な厳しい声によりやく重い腰を上げたという状況で、対応が後手後手に回っている感はありません。

瓦れき処理は、復興の第一歩です。これが進まなければ、その後の復興も進みません。今後、各都道府県に対し、政府がどのような要請をし、どのような支援をするのか、具体的にお示しください。また、いつまでに瓦れきの処理を終わらせるのか、総理から明確な見通しをお示しください。次に、来年度予算案に計上されている地方への一括交付金についてお伺いします。

のマンIFESTOにおいて、国のひも付き補助金は廃止して、地方の自主財源に転換するとしたことを具体化するものであります。このマンIFESTOにおいては、さらに、インデックス二〇〇九の中で、地方向けの補助金等は、中央官僚による地方支配の根源であり、様々な利権の温床となっているとして、これらの補助金を全て廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金に改めるとしております。

こうした考え方にに基づき、平成二十三年度は五千億円の余の一括交付金を創設し、平成二十四年度はその質、量を拡充し、八千三百億円を超える一括交付金を内閣府に予算計上しております。これにより、各府省の所管にとられず、地方公共団体が自主的に選択した事業に対して交付金が交付されるというところであります。特に、地方公共団体が期待しているのは、平成二十四年度は前年度に比べて使い勝手を格段に良くする旨を総理が国会において説明されているからであります。

しかしながら、現場の地方公共団体から、現在もなお、マンIFESTOで約束されたような自由度の高い交付金ではなく、使途や対象事業が限定されていることから、結局は、補助金の寄せ集めにすぎず、使い勝手が極めて悪いとの批判も多く寄せられています。

さらに、平成二十四年度は、対象団体を市町村まで拡大すると言ったにもかかわらず、政令指定都市までの拡大にとどまった点や、総額についても一兆円に届かなかった点など、一括交付金は中途半端な改革と評価せざるを得ません。

本来、民主党が提唱する地域主権改革は政策の一丁目一番地と位置付け、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにする改革と位置付けるのであれば、曖昧な制度設計にとど

まるのではなく、主張されることを着実に実現していくことが重要であります。

目指すべきは、地方公共団体にとって自由度が高く、簡素な事務手続による一括交付金制度を設計していくことと考えますが、今後の一括交付金に対する総理のお考えをお伺いします。

次に、地方債の元利償還金に対する交付税措置についてお伺いします。

一番分かりやすい事例は、元利償還金の全額を交付税に算入することとされている臨時財政対策債であります。

本来、臨時財政対策債は、地方交付税として総額を確保すべきものであるにもかかわらず、国の厳しい財政状況を勘案して、地方交付税の代替として臨時財政対策債を地方公共団体に発行させた上で、その償還について一〇〇％基準財政需要額に算入して、国が最終的に責任を持つとされるものであります。

しかしながら、臨時財政対策債は平成十三年から発行が始まり、平成二十二年末の発行残高は三十一兆円を超えており、近年、雪だるま式にその残高が拡大しております。地方公共団体においては、こうした現状に危機感を抱いており、当初の約束どおり、最終的に国が責任を持つことができないのではないかという不安の声が上がっているところでもあります。

そこで、地方交付税により措置することとした臨時財政対策債について、国の悪化した財政状況を理由に、約束をほごにし、地方公共団体に借金を付け替えるといったようなことはしないこと、すなわち、臨時財政対策債の償還については、最終的に国が責任を持つという明確な決意表明を総理にお願いしたく、お考えをお伺いします。

国家公務員の給与削減についてお伺いします。

先月末に、人事院勧告を実施した上で、東日本大震災からの復興財源を確保すること等を目的として、国家公務員の給与引下げを行う法律が成立しました。この法律の施行により、国家公務員の給与は、二年間、平均七・八％という大幅な引下げが行われます。この法律は、我が党と公明党、民主党の三党協議の結果を受けたものであり、昨年六月に政府から提出された閣法を基に議員立法で成立しました。

しかしながら、国家公務員の給与については、本来、使用者である政府が責任を持つべき事項であり、閣法を修正すべきだと考えます。閣法を修正しなかったのは、政府の責任放棄ではないでしょうか。どうして閣法を修正することができなかったのか、閣法を修正しなかった理由とともに、使用者としての政府の責任について、総理の見解をお伺いします。

また、今回の給与削減は復興財源の確保を目的にしておりますが、本当にそうなのでしょうか。これまで、国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償として人事院勧告を踏まえて見直されてきました。今回、東日本大震災からの復興財源の確保が必要であるとして、極めて異例のこととして国家公務員に大きな負担をお願いすることになったわけですが、その前提となる閣法の目的について、政府の説明は最後まで一貫してありませんでした。

閣法が提出された当時の片山総務大臣は、平成二十二年十一月の段階で公務員の給与の引下げ方針は決めており、最初から震災の復興財源のためにやろうとしたわけではないと説明していたかと思えば、川端大臣は東日本大震災の復興財源であることを強調した説明をされてきました。その場に応じて法律の目的すら都合よく変えてきている

のであります。

しかも、民主党の前原政調会長は講演で、今回の法律による二年間の期限が切れた後の国家公務員の給与について、これだけひどい財政状況を考えれば元に戻せるはずがない、国民が許さないといった発言の報道がありました。また、安住大臣も給与削減継続の可能性を示唆したとの報道もありました。

こういったことを見ますと、今回の公務員給与の引下げは、初めから震災復興を目的とした時限的なものではなく、国家公務員の総人件費二割削減という民主党のマニフェストを実現することが真の目的で、これはそのための第一歩でないのかと疑わざるを得ません。

総理は、これらの発言についてどのようにお考えでしょうか。総理、率直に言って、今回の国家公務員給与の大幅引下げはマニフェストの実現目的であって、復興財源の確保はあくまでも名目だったのではないですか。総理の正直な答弁を求めます。

これでは、給与を削減される国家公務員もやる気を失うのではないのでしょうか。そもそも、ある程度の給与引下げはやむを得ないと考えますが、七・八%もの大幅な引下げは本来行われるべきではないものであります。国家公務員にも家庭があり、生活があります。そのことを考えれば、常識の範囲を超えた引下げは公務員の人生設計にも大きな影響をしないかと考えますが、このことについて総理はどのように考えているのでしょうか。総理の御見解をお伺いします。

次に、給与カットの地方公務員の給与への波及についてお伺いします。

今回の国家公務員の給与カットに際し、政府は、地方公務員の給与については自主的かつ適切

に対応されるように期待するとの旨の通知を行っているところであります。

一方で、地方公共団体においては、既に独自に定数の削減や給与カットなどの行革に積極的に取り組んできております。その実態を把握している総務省だけに、こうした地方独自の人件費削減の取組を踏まえて、地方公共団体への期待感にとどめた表現としているのではないかと推察されるところであります。

そこで、政府としては、今後、地方公共団体の人件費への波及をどのように考えているのかという点をより明らかに明示していただく必要があると考えます。すなわち、平成二十四年度の年度途中や平成二十五年度以降において、国家公務員への臨時特例措置と同様の措置を地方公共団体に對して要請や強制をすることは考えていないのか、また、地方公共団体に給与の削減を強制させるため、地方財政計画において地方交付税の総額の見直しを行うなど、財政上の措置をとることを考えていないのかという点について、総理と財務大臣のお考えをお伺いします。

次に、国家公務員の採用削減についてお伺いします。

最近、岡田副総理が、国家公務員の平成二十五年度の新規採用を平成二十一年度と比較して七割削減するという、各府省に要請したと報じられておりますが、これが事実だとすれば非常にゆゆしき事態だと考えます。既に各府省では、採用抑制が続いているところにより、中間管理職に比べて実働部隊である若手職員の数が少なく、アンバランスな人員配置が常態化しております。この状況で更に新規採用を七割削減すれば若手職員の負担が過重になり、通常業務さえ支障を来すおそれがあります。

新規採用の七割削減というのは、こうした現場の実態を無視してマニフェストで掲げた人件費二割削減を無理やり強行しようとする愚策にほかなりません。それよりも、法改正が必要であります。各省で早期退職者を募集する、人手不足に困っている被災自治体に大量に職員を移籍させるなど、世代間のバランスを崩さずに人員を削減する方法を追求すべきでないでしょうか。岡田副総理のお考えをお伺いします。

次に、市町村合併への支援策についてお伺いします。

政府は、平成の大合併を強力に推進するため、交付税における合併算定替えと合併特例債発行の二つの優遇措置を用意しました。また、県が独自に合併に對して財政支援を行うなど、国と県が一体となって市町村合併を支援したことによって、全国三千二百三十二あった市町村が千七百二十七まで再編されたことは御承知のとおりであります。

ところが、合併が始まるや、三位一体改革も同時に始まったために、交付税が増えるどころか、大幅に減少してしまいました。特に、政權交代以来、臨時財政対策債を組み合わせた交付税の増額措置がなされておりますが、そこで行われておりますのは、合併団体、非合併団体の区別のない増額であり、合併団体の努力が報われる支援とはなっていないのであります。

その結果、市町村は血のにじむような努力をして合併したにもかかわらず、合併団体ほど厳しい財政状況に陥り、新しい町づくりどころか、更なる行革を取り組まざるを得なくなっているのが現状であります。合併してよかったという声が住民から聞こえてこない、むしろ、人口が減ったとか、周辺地域がひどく寂れたなどの声が聞こえてくる状況になっていたのであります。

合併に関する障害除去に関する措置である合併算定替えは、合併を推進する上で効果的であったと考えられますが、この財政上の特例措置も、十年間の特例期間を経過すると優遇措置が減少することとなります。同規模の団体同士を比較した場合に、合併をしなかった団体の方が合併した団体よりも地方交付税が多くなるといった事態が生じかねない懸念があります。

合併特例債の発行期限延長法案がさきの臨時国会からの継続審議となっておりますが、合併算定替えについても、合併市町村が合併する際に計画した新しい町づくりを達成し、住民が合併効果を十分に実感できるまで延長するなど、合併市町村に對して財政的な支援があつてしかるべきと考えますが、総理のお考えをお伺いします。

最後になりますが、民主党政權となつて二年半がたちました。民主党政權が予算を編成するものも、二十四年度で三回目となるわけでありすが、さきの総選挙で民主党がマニフェストに掲げた政策がもはや実現不可能であることは誰の目から見ても明らかであります。

我が党が、財政面は無論、国民のニーズから見ても、より効果的な政策に転換させるべく粘り強く協議した結果、高速道路の無料化や子ども手当などの政策の見直しは徐々に行われてきておりますが、一方で、国民に對する具体的な説明や謝罪はいまだに行おうとせず、既に破綻しているマニフェストに固執するがゆえに物事が前に進まない面があるのではないのでしょうか。

仮に、東日本大震災が発生しなかったとしても、そもそも、無駄の削減と予算の組替えで十七兆円もの財源を捻出することは不可能だったわけでありす。見通しが甘かったことを国民の皆様

に率直にわびた上で、前に進むべきではないかと思ひます。最後に総理のお考えをお伺いし、私の質問といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣野田佳彦君 自民党、金子原二郎議員の御質問にお答えをいたします。

まずは、復興交付金について御質問をいただきました。

政府としては、当面の復旧・復興施策については、二十三年度一次、二次補正により機動的に対応するとともに、本格的な復旧・復興施策については、昨年七月末に策定した復興の基本方針に沿って対応することとしたものであります。

面的な環境地域づくりを支援する復興交付金についても、復興の基本方針に基づき、十一月に成立した三次補正において当面必要な予算を確保するとともに、与野党協議を経て昨年十二月に成立し、施行された復興特別区域法において制度化されたものであります。これらを踏まえ、一月末に提出された復興交付金事業計画に対し、先日、第一回目の交付可能額の通知を行ったものであります。その際、今回は採択されなかった事業や市町村等が要望を取り下げた事業の中には、事業の進捗や検討の進展状況等により今後採択可能となるもの、全国防災等の別途の予算や制度による対応が可能であるものも含まれており、こうした点について、市町村や県に丁寧な説明を行うとともに、今後とも、被災地の要望をしつかりお伺いしながら、復興交付金の速やかな配分に努めてまいる所存でございます。

続いて、瓦れき処理の支援策と見直しについての御質問をいただきました。

災害廃棄物の処理は被災地の復興の大前提であ

り、昨年八月に工程表として示したとおり、発災から三年後の平成二十六年三月末までに処理を終えることを目標としております。現在、今後の家屋の解体等に伴うものを除き、仮置場までの移動はおおむね完了し、被災地に仮設焼却炉の設置を進めているところでありますが、それでもなお被災地における処理能力は不足しており、広域処理が必要であります。このため、三月十一日に私が公表した広域処理推進のための三つの新たな取組について、政府を挙げて迅速な取組を進めております。

第一に、政府が一体となって取り組むための体制確立のため、早速、三月十三日に関係閣僚会議を開催し、私から関係閣僚に対して、災害廃棄物の再生利用や各省政務三役による自治体への働きかけなどについて指示を行いました。第二に、民間企業の協力拡大について、三月十三日に経済産業省から関係業界団体に対して協力依頼を発出したしました。第三に、三月十六日には、私と環境大臣から、被災地を除く、まだ受入れを表明していない道府県及び政令市に対して、広域処理への積極的な協力を求めるため、要請文書を出しました。

このような取組に加え、既に受入れを表明している都府県と、その域内の政令市に対して、より具体的な形で要請文書を出したいと考えています。また、被災自治体だけではなく、受入れ側の自治体に対しても、放射能測定支援を拡充することや、受入れに伴う処分場の建設、拡充に必要な費用を支援することなどの財政支援を講じていくこととしております。

今後、様々な取組を全力かつ早急に進め、広域処理の受入れ拡大によって災害廃棄物の処理が加速するよう、政府一丸となって取り組んでまい

ります。

続いて、一括交付金についての御質問をいただきました。

国庫補助金等の一括交付金は、国から地方へのひも付き補助金等を廃止し、地域の自由裁量を拡大するためのものであり、地域の特性を最大限に生かした活力ある地域づくりに寄与するものと考えております。

平成二十三年度予算では、都道府県分の投資的な補助金を対象に、地域自主戦略交付金を創設し、五千二百二十億円を計上いたしました。また、平成二十四年度予算では、対象を都道府県から政令指定都市まで拡大するとともに、対象メニューを拡大し、沖縄振興一括交付金も含め、前年度を上回る八千三百二十九億円を計上いたしました。

一括交付金は、地域主権改革の大きな柱を成す改革でございます。これまでの取組については、地方からも、従来の補助金等と比べ自由裁量が拡大したなどの一定の評価をいただいておりますが、更に使い勝手の良い交付金となるよう、制度を運用しながら発展をさせていきたいと考えております。

続いて、臨時財政対策債の償還についてお尋ねがございました。

臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより所要の財源を確保し、また、地方交付税の算定に当たっては、地方交付税法に基づき、その全額を基準財政需要額に算入しています。

このように、各地方団体の臨時財政対策債の元利償還金については確実に財源保障をしているものであり、今後とも、地方財政計画の策定、地方交付税の算定等を通じ、確実に対応をしてまいります。

次に、給与改定臨時特例法の成立と政府の責任についての御質問をいただきました。

政府としては、使用者として職員団体と真摯に話し合いを行った上、昨年六月、我が国の未曾有の困難に対処するため、国家公務員の給与減額支給措置を講ずる法案を国会に提出をいたしました。

国会提出後、政府案についての民主、自民、公明三党による政党間の協議の結果、政府案の趣旨、内容を踏襲しつつ、自民党、公明党共同提出の議員立法を基本に修正を加え、新たに三党共同提案の法案として提出し、成立させることとなったものと承知をしております。

御党を始め、各党の協力の下、成案が得られ、法律として成立したことに感謝申し上げますとともに、成立した法律については政府として責任を持って執行してまいります。

次に、国家公務員の給与削減の目的についての御質問がございました。

今般成立した給与改定臨時特例法は、我が国の厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の困難に対処するため、平均七・八％という臨時異例の給与減額支給措置を平成二十四年四月から二十六年三月までの二年間講じるものであります。

今回の給与減額支給措置は、未曾有の困難に対処するための臨時異例の措置ではありますが、国家公務員人件費の二割削減という目標の達成に向けた努力の一環でもあったと考えております。

一方、社会保障・税一体改革の推進に当たっては、公務員人件費削減など自ら身を切る改革を行い、国民の納得と信頼を得た上で実施することが必要であり、こうした観点からも人件費の削減は重要な課題であると考えております。給与減額支給期間が終了する二年後の平成二十六年四月以降の国家公務員の給与については、引き続き、国家

公務員人件費の二割削減という目標に向けて適切に対応をしております。

続いて、給与引下げによる公務員の人生設計への影響についての御質問をいただきました。

先ほども申し上げたとおり、今回の給与減額支給措置は、厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の困難に対処するためのやむを得ないものであります。国家公務員が、震災からの復興を始め、日夜職務に精励していることは高く評価しています。一方で、今回の措置により、職員本人はもとより、その御家族の皆様にも少なからぬ御苦

労をお掛けする面もあると思います。しかし、職員の方には、この困難に当たり、全体の奉仕者たる国家公務員として率先して身を切ることに

ついて、きつと理解してもらえものと考えております。

今後とも、国家公務員の皆さんには、持てる力を最大限に発揮し、国のため、被災地のため、全力で職務に当たってもらうことを期待をしております。

次に、国家公務員給与の臨時特例措置の地方への波及についてのお尋ねがございました。

地方公務員の給与については、各地方公共団体において条例で定められるものであり、給与改定臨時特例法附則第十二条の規定を踏まえ、自主的な取組を進めながら適切に対応されるものと考えております。

平成二十四年度及び二十五年度以降の地方財政においては、必要な地方交付税総額を適切に確保することとしており、地方公共団体に對して、給与改定臨時特例法による国家公務員の給与の引下げと同様の地方公務員給与の引下げを要請することや強制することは考えておりません。

次に、合併市町村に対する支援についてのお尋

ねがございました。

平成の合併により、合併した市町村はその一体的な振興を図ることができるよう、引き続き支援を行っていくことは重要であると考えております。御指摘の合併算定替えの期間については、合併算定替えの制度趣旨を踏まえ、合併を推進した平成の合併期間を除き、従来から五年としてきたこと、特例期間を終えた合併市町村や同規模の非合併市町村との公平性も考える必要があることなどを考慮すると、特例期間の更なる延長は難しいと考えております。

いずれにしても、合併団体を含めた個別の市町村の財政需要については、その実態を十分に踏まえ、地方交付税の算定において適切に対応してまいります。

次に、マニフェストについての御質問をいただきました。

マニフェストについては、実現しているものがある一方で、実現できていないものがあることも事実でございます。マニフェストが想定どおりに進んでいない理由はこれまで御説明をしておりますが、その一つとして、財源確保に関する見

通しが甘かったことも事実でございます。既に昨年の夏、党として中間検証を取りまとめ、実現できていないところは率直に認め、おわびをさせていただいております。御指摘のとおり、至らざる

ところは真摯に受け止め、また、残る任期内において一つでも多くの政策の実現に向けて努力を

てまいりたいと思っております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣安住淳君登壇、拍手)

○国務大臣(安住淳君) 金子先生からは、地方公務員の人件費への波及の問題について、私にも同

様の趣旨の御質問がありました。

今総理からのお話がありましたとおり、地方公務員、地方公共団体においてこの公務員の給与については条例で定められているものであり、その水準に係る要請や強制に関する考え方は、総理が答弁したとおりでございます。

いずれにせよ、人件費については公的部門全体での取組が必要でございます。地方公務員の給与につきましては、給与改定臨時特例法附則第十二条の規定に沿って、当該法律の趣旨等を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものと期待しております。

また、今般の国家公務員給与の引下げは復興対策に係るものであり、復興対策に係る地方財政措置については、諸般の状況を勘案しつつ、震災対応における国と地方の協力関係を整理して、今後の予算編成において検討し、適切に対処してまいりたいと存じます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣平野達男君登壇、拍手)

○国務大臣(平野達男君) 金子議員より、私には二問いたしております。

まず、復興交付金の使い勝手や精査の在り方について御質問をいただきました。

復興交付金は、従来の災害復旧事業制度では対応が困難な被災地域の復興地域づくりを支援するものであります。被災自治体の要望に對してはできる限り丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

先般の第一回の配分において配分対象とならなかったものの中には、全国防災等別途の制度による対応を検討いただくものだけではなくて、復興交付金制度の趣旨から配分対象となるものの、地元の調整が進んでいない、事業相互間の調整が進

んでいない、そういった観点から事業実施のめどが立たないものや、単価や事業費が同種の事業と比べて著しく高く、精査が必要であったもの等が多くありまして、被災自治体と一体となって計画策定を進めながら、その進展等に應じて、今後適切に交付を行ってまいりたいと考えております。

現在、第二回申請に向け、復興庁・復興局の職員が被災地を回っているところであります。被災地の要望の一つ一つを丁寧に向つた上で適切に対応してまいりたいと考えております。

被災自治体への人的支援について御質問をいただきました。

被災地の本格的な復興を進めていくに当たり、被災自治体におけるマンパワーの確保は必要不可欠と認識しております。一月時点で他の自治体から約八百人が派遣されておりまして、来年度も被災自治体から職員派遣の要請がなされております。このため、全国の自治体の協力を得ながら、被災自治体への職員派遣の支援を行うこととして

おります。また、私自らも、全国市長会会長及び全国町村会会長に直接支援要請を行っているところであり、今後、必要であれば引き続き行いたいというふうに思います。

現在のところ、全国市長会・町村会の協力による派遣スキーム、いわゆる総務省スキームで三百五十四人、国土交通省のあつせんによる町づくり関係の職員で約百六十人の派遣申出があつたところでございます。漁港関係についても、今、水産庁が鋭意取り組んでいただいております。

なお、総務省において、地方自治法に基づく派遣職員の受入れ経費については、被災団体に実質的に負担が生じないよう、特別交付税により全額を措置することとしております。

自治体においても、任期付職員や再任用職員の

採用など、様々な努力をしていた。だがながら、被災自治体において、復興を進めるために必要な体制が確保されるよう努力してまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣岡田克也君登壇、拍手)

○国務大臣(岡田克也君) 私に對しまして、国家公務員について、世代間バランスを崩さずに人員削減をする方法を追求すべきではないかという御質問がございました。

まず初めに、新規採用に関し私から要請しておりますのは、これまでよりも大幅な抑制ということでございます。七割という数字を申し上げた事実はございません。国家公務員の総人件費の削減を行うに当たり、その人数を抑制することが必要であります。今回、採用試験の時期も迫っていることから、まず採用抑制に取り組むこととしたものでございます。

組織活力を維持する上で、年齢構成を適正なものとすることが重要であることは十分認識しております。このため、御指摘の希望退職制度の導入や、あるいは自発的再就職の支援方策などについて検討することとしていただいております。

○議長(平田健二君) 谷合正明君。

(谷合正明君登壇、拍手)

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

私は、公明党を代表し、たいま議題となりました国税、地方税及び地方財政計画に関する四法案一案件について質問をいたします。

まず、本日になっても、平成二十四年度予算と表裏一体となった公債特例法案が参議院に送付されていない、その状況について政府の認識を問いたいと思います。

民主党連立政権になって三年間、マニフェスト

で国民に約束した歳出削減、財源確保もできずに、税収を上回る国債を発行して穴埋めをしてきました。それにもかかわらず、その根拠法を成立させる責任すら政府は放棄しています。財政規律に対する責任感の欠如に對しては、あきれるばかりです。亡くなられた西岡参議院議長も、公債特例法案の審議切離しについて問題を指摘しておられましたし、平田議長も官房長官に抗議をされ、与党からも遺憾との声が出ております。こうした責任感の欠如は、法案の問題点を検討するという参議院の本来の役割を軽視するものであります。公債特例法案の審議の切離しが異例の二年連続となったことについて、野田総理はどのように責任を受け止めておられるのか、伺います。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案と社会保障と税の一体改革について伺いします。

今般の租税特別措置法改正案は、昨年来の与野党協議の中で積み残しとなっていた事項について、都合のいいところの先食い、つまみ食い、これまでの税制上の各種の指摘に答えておりません。例えば、昨年度の積み残しである給与所得控除の見直しが改めて盛り込まれた一方で、昨年度見送られた成年扶養控除は、今般の改正にも、社会保障と税の一体改革にも盛り込まれておりません。また、控除から手当への主張で民主党が指摘してきた配偶者控除の見直しなどについても手付かずとなっています。税制抜本改革に当たって、人的控除の考え方を変えたのでしょうか。安住財務大臣の見解を求めます。

また、配偶者控除を廃止し、子ども手当の財源にするなどといったマニフェストが完全に瓦解したのであるならば、率直にマニフェストは撤回し、国民に反省の意を示すべきではないかと考えますが、総理の見解を伺います。

その上、行わないと言いつつきた消費増税に手を付けました。消費税の引上げをお願いせざるを得ないのであれば、その後の社会をどう描くのか、社会保障の全体像を併せて説明すべきです。医療、介護における需要増加も含め、新たな年金制度を税と保険料共に考えなければ社会保障の一体改革とは言い難いのであります。ところが、民主党は、三年間掛けても最低保障年金と所得比例年金を柱とする年金抜本改革案についてさえ具体像を示せておりません。

民主党案では、消費税率は一七%を超え、一部の人は年金として受け取る額はかえって下がり、最低保障年金がもらえるのは四十年先となるなどの数々の指摘に對し、どうお答えになるのか。実現性はあるとお考えなのか。具体像は一体いつまでに出されるのか。それができないのなら、執着を捨てて、きれいに公約を撤回すべきではないのか。総理に所見を伺います。

自動車関係諸税や温暖化対策税の在り方について伺います。

公明党は、税制の抜本改革に合わせ、地方財政へ配慮しつつ、自動車取得税を廃止し、また、自動車重量税と自動車税を統合する形で負担の軽減を図っていくことを主張しておりますが、かつてガソリン値下げ隊までつくって暫定税率引下げを訴えてこられた民主党は、抜本改革にどのような取り組みられるつもりなのでしょう。

また、原発事故後の我が国のエネルギー事情に鑑み、単に温暖化対策税の導入だけではなく、エネルギー課税の在り方全体をもう一度検討し直す必要があると考えます。

エネルギー関連、自動車関係諸税について、消費税引上げに先立ち、抜本的に見直す考えはないのか、財務大臣の見解を伺います。

新成長戦略実現に向けた税制措置の大部分は、エコカー減税等に係るものにすぎず、これで成長戦略を牽引していくとは到底思えません。例えば、住宅ローン減税は、平成二十二年、二十一年度を実施した数千億円の拡充額に比べて、今般の拡充額は僅か六億円規模であります。この減税が一体どの程度の効果を上げることができるのか、大きく疑問を感じます。

今般の税制改正案における住宅取得支援に係る措置がどの程度の経済効果を上げるものなのか、また、改めて真に我が国経済の成長に資する税制改正が必要なのではないか、総理の所見を伺います。

次に、デフレ対策等の経済対策と税制抜本改革の前提となる、身を切る改革について伺いします。

デフレ脱却のためには、税制だけでなく、金融政策、財政政策が一体となって取り組んでいく必要があります。公明党は、円高・デフレ脱却へ政府、日銀一体となった金融政策の強化や、国民の生命と財産を守るために真に必要な公共事業を集中的に進める防災・減災ニューディールなどを主張してまいりました。その中では、先月、日銀に對して資産買入れ等基金を八十五兆円まで拡大することなども提言しています。こうした私たちの主張を政府は積極的に取り入れ、デフレ脱却を確かなものとする責務があると考えます。総理の答弁を求めます。

二十四年度の国家公務員採用試験は、多様な人材を確保するため、これまでのⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の体系を抜本的に変え、能力、実績に基づく人事管理へのスタートとなる年度と位置付けられてい

ます。

ところが、岡田副総理は、昨年六月の閣議決定を深掘りし、新規採用数の上限について、二十一年度比で七割の削減を指示したとされています。

実行をされれば、計画的な人材配置が行えず、現実の公務に支障が出る弊害が指摘されており、また、さらに、副総理は、自衛官を採用抑制の対象から外す考えを示されました。では、警察や法務、海上保安庁など治安に係る採用数はどうなるのでしょうか。身を切る改革と言いつつ、声を

出せない若い世代へのしわ寄せになるだけではないでしょうか。採用抑制による効果と目的について岡田行革担当大臣の所見を伺います。

そもそも、消費税上げを含む税制改革法案については、これがいつ提出されるのか、仮に法案が提出されても、野党として、その内容が真に与党の考えを取りまとめたものと信用していいものか、大きな懸念を持っています。提出に当たり、党内手続、閣議決定により、国民新党を含めた与党内の意見を取りまとめることが可能なのか、総理の見解を伺います。

次に、国と地方の協議の場についてお伺いします。

平成二十三年に法制化された国と地方の協議の場においては、協議対象事項として、地方行政、地方財政、地方税制そのほかの地方自治に関する事項も規定されています。しかし、実際には、社会保障と税の一体改革においては一定程度の活用が見られたものの、地方財政対策については、総務大臣及び財務大臣のコメントがあつた程度であり、とても協議と呼べるものになっていません。

また、税制改正については議題にもなっていません。協議の場において、毎年度の地財対策や税制改

正について、より実質的な協議が行われるようにするとともに、税制抜本改革を行おうとする際には、協議の場の十分な活用を行うべきではないでしょうか。総理の見解を求めます。

特別会計法改正案、復興特会関係について伺います。

今回の特別会計法改正案は、昨年の三党協議の結果を受け、新たに特別会計を設置するもので、復興に向けた取組を進める上で、資金の透明性の確保の観点から重要です。一方、資金の縦割りによる無駄排除のため、資金の流れを全体的、一元的に管理、監視していくような体制を整備することも必要と考えます。政府は、別途、特別会計改革に係る法案も提出しておりますが、今般の復興特会設置を特会改革とどのように関連付けているのか、財務大臣の見解を伺います。

さて、第一次の復興交付金配分を見ると、被災自治体が申請した事業について厳しい絞り込みが行われ、申請額に対し、交付額は六割にとどまりました。しかし、これは被災自治体が自ら策定する復興プランを支援しようという復興交付金制度の趣旨から見て問題があるのではないのでしょうか。これでは復興庁ではなく査定庁だという宮城県知事の批判もあつたところです。復興交付金制度の趣旨を確認するとともに、今回の交付金配分結果との整合性について総理の見解を伺います。

被災地から出された意見、要望を踏まえ、今後どう対応するのか。復興庁が被災地とどこまで認識を共有し、被災地に寄り添えるか、今後の震災復興の行方にも大きな影響を与えていると思います。総理の見解を求めます。

最後に、寄附税制について伺います。

昨年の超党派の取組によるNPO法の抜本改正や寄附金税額控除制度の創設は、大震災以降の義

援金、寄附を集める上で大きな役割を果たしております。

我が国の寄附文化がどのように変わったか、また、昨年度税制改正の効果、寄附の実績をどのように把握しておられるのか、総理の見解を伺います。

さらに、寄附金控除を年末調整において処理できるようにすべきと考えますが、実現するに当たり、具体的にどのような課題があるとお考えなのか、財務大臣の所見を伺います。

結びに、政治の信頼について一言申し上げます。

私は、北欧のスウェーデンに留学した経験があります。周知のとおり、消費税二五％の高福祉高負担の国であります。加えて、政治に対する信頼度が高い国でもあります。地元メディアの調査によれば、二〇一〇年の国政選挙では国民の七〇％が政治家を信頼できると答えています。

社会は政治に対する国民の信頼なくして成立するものではありません。消費税の引上げも、行き着くところ、政治の信頼がないと果たせない。国民の信頼を得ることは一朝一夕にはいきません。日々、国民に奉仕する政治活動が続けなければ、信頼は得られません。しかし、信頼は一瞬にして失われます。政治家が無責任な公約を掲げ、国民をだまし、責任を取らないとしたら、信頼は地に落ちます。信なくば立たずとの言葉に全てが帰着するということを野田総理に申し上げ、私の質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 公明党、谷合議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、特例公債法案に関する御質問をいただきました。

特例公債法案につきましては、現時点において野党の皆様にも御賛同いただける状況にはないと承知をしております。このため、本法案の取扱いにつきましては、まずは、野党各党の御理解をいただける道と野党協議などにおいて時間を掛けて模索するとの結論に至つたものであります。

本法案が成立しなければ、特例公債による三八・三兆円の歳入が確保されず、円滑な財政運営を行うことができないことは言うまでもありません。このため、一日も早く衆参両院で野党の皆様にも御理解をいただけるよう、丁寧な議論に努めてまいりたいと思ひますし、そのことによつて責任を果たしていきたいと思います。

続いて、子ども手当など、マニフェストについての御質問をいただきました。

子どもための金銭給付については、政党間協議において、次代の社会を担う児童の健全な成長を目的に加え、支給対象を中学生まで拡大するなど、児童手当法の改正が合意されたことと承知をしております。これは、チルドレンファーストを掲げた民主党の目指す方向とも合致するものと理解をしております。与野党の合意に御努力、御協力をいただいた各党各会派の皆様にも心から敬意を表し、感謝申し上げます。

また、控除の見直しについては、配偶者控除の問題を含めまして、今後も税制改革の課題として引き続き議論、検討を行っていくものと認識をしております。

マニフェスト全体については、実現しているものがある一方で実現できていないものがあることも事実でございます。財源確保を含めまして、既に昨年の夏、党として中間検証を取りまとめ、実現できていないところは率直に認め、おわびをさせていただきます。御指摘のとおり、至らざる

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明、国務大臣の報告に関する件(平成二十四年度地方財政計画について、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(趣旨説明))

平成二十四年三月二十一日 参議院会議録第七号

一

一

一

一

一

一

一

一

一

ところは真摯に認め、また、残る任期内において一つでも多くの政策の実現に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

一体改革の中での年金抜本改革案の具体像等についてのお尋ねがございました。

民主党の新しい年金制度は、所得比例年金を基本として、所得比例年金の受給額が少ない方に対して補足的に税を財源とする最低保障年金を給付するものであります。最低保障年金に必要な財源規模や新制度下での給付水準については、最低保障年金の支給範囲や支給額といった新制度の設計によって変わり得るものであり、現時点で一概に申し上げることはできません。また、新年金制度への現行制度からの切替えには相当長期の移行期間が必要ですが、その具体的な制度設計については、平成二十五年度の法案提出に向けて民主党内でも検討を始めており、与野党間でも真摯に相談をしていきたいと考えております。

今回の一体改革大綱の中では、これまで民主党が掲げてきた年金制度の抜本改革や、それまでの間の現行制度の改善策など、社会保障の全体像を描いております。我々は、年金制度の抜本改革をゴールに見ながら現実的にどこからスタートするかという議論をしており、御党は、現行制度を前提とした改善をしていこうという立場であります。与野党間協議を行う前に民主党の掲げる抜本改革案を取り下げてしまうのではなく、胸襟を開いて、国民の立場に立つて議論をしていきたいと考えております。

住宅取得支援のための税制措置による経済効果等についての御質問をいただきました。

平成二十四年度税制改正法案における主な住宅税制措置の経済波及効果については、国土交通省の試算によれば、省エネ住宅を対象とした住宅

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣議決定)及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明、国務大臣の報告に関する件(平成二十四年度地方財政計画について)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ローン減税の拡充により、特例期間の二年間で約二千億円の経済波及効果が見込まれており、また、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充、延長により、特例期間の三年間で約二・七兆円の経済波及効果が見込まれております。

また、同法案においては、新成長戦略の実現に向けて、住宅税制措置のほか、自動車重量税の当分の間税率に係る税負担の軽減及び環境性能に優れた自動車に対する軽減措置の拡充、延長、研究開発税制の増加型、高水準型の措置の適用期限の延長、再生エネルギー投資を加速させるための環境関連投資促進税制の拡充など、我が国の経済成長に資する税制措置を講ずることにしております。

次に、デフレ脱却に関するお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、長引くデフレを脱却するためには、あらゆる政策手段を活用して取り組んでいく必要があると考えており、日本銀行との一層の連携強化を図り、切れ目ない経済財政運営を行ってまいります。経済政策としては、新成長戦略の実行を加速するとともに、日本再生戦略を年末までに策定し、官民が一体となつて着実に実行いたします。財政面でも、引き続き、これまでの四度にわたる補正予算を速やかに執行するとともに、三・八兆円規模の復興予算を確保した二十四年度予算の早期成立を図ります。

なお、御党の御提言も踏まえ、二十三年度補正予算及び二十四年度予算の中では、全国防災事業を一兆円を超える規模で措置をしております。

金融政策を行う日本銀行に対しては、引き続き、政府との緊密な連携の下、果敢な金融政策運営を期待しております。

今後とも、防災・減災ニューディールなどの御

党の御提言も参考にしながら、経済財政運営に万全を期してまいります。

次に、税制抜本改革法案の提出時期などについてのお尋ねがございました。

人口構造の急速な少子高齢化、社会経済状況の変化、欧州の政府債務問題に見られるグローバルな市場の動向を踏まえれば、社会保障と税の一体改革は待たなしの課題であり、不退転の決意でこの改革をやり遂げる決意であります。

これまでも、昨年六月の成案、今年一月の素案、二月の大綱の閣議決定と、政府・与党一体で議論を尽くし、議論の手順を踏んできたところであり、今回の法案の閣議決定に当たっても熟議を尽くしているところでございます。附則第百四条に従い、今年度中に法案を提出する方針に変わりはありません。

次に、税制改正等における国と地方の協議の場の活用についてのお尋ねがございました。

地方にかかわる様々な重要政策課題について、国と地方の協議の場などを通じ、地方団体の意見を反映していくことは重要と考えております。国と地方の協議の場については、昨年五月に法定化された後、本体会合を八回、分科会を四回開催し、協議を行ってきたところであります。平成二十四年度の地方財政対策については、昨年十二月に開催した国と地方の協議の場において協議を行いました。地方財政対策の内容については、地方団体から、財源の確保にできる限りの工夫がされたことを評価するとの表明をいただいたところでございます。

また、平成二十四年度税制改正については、昨年十一月に開催した税制調査会において地方団体との意見交換を行いました。さらに、国と地方の協議の場においても社会保障と税の一体改革につ

いて数次にわたり協議を行ったところでございます。

地方財政対策や税制改正については、今後とも、できるだけ国と地方の協議の場などを活用して地方団体の意見をお聞きし、国の施策に反映するよう努めてまいります。

次に、復興交付金についてのお尋ねがございました。

復興交付金は、著しい被害を受けた地域が自らの復興プランの下に復興地域づくりを進める上で必要となる事業を幅広く一括化し、被災地の取組を支援するものでございます。

一月末に被災自治体から提出された事業計画に対し、先般、第一回目の交付可能額の通知を行ったところでございますが、今後、被災者の生活再建等のため、速やかな対応が必要なものとして、当面必要と考えられる事業について配分を行ったところでございます。

引き続き、復興庁において、次回の事業計画の提出に向け、被災自治体による計画策定の支援に取り組んでいくこととしておりますが、今回は採択されなかった事業や市町村等が要望を取り下げた事業の中には、事業の進捗や検討の進展状況等により今後採択可能となるものもあり、また、全国防災等の別途の予算や制度による対応を検討していただけでも含まれているものと承知をしております。

いずれにしても、被災自治体に丁寧の説明していくことが重要であり、被災地の要望の一つ一つにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、NPO法、寄附税制の改正が復興支援に与えている影響、効果についてのお尋ねがございました。

東日本大震災の被災地において、多くの団体が様々な支援活動を展開され、また、そうした活動に賛同する広範な方々から多額の寄附が寄せられているという事実は誠に尊いものであり、改めて敬意と感謝を申し上げます。

お尋ねの寄附の実績については、寄附金控除の利用状況など、確定申告の結果を待つて把握することになりますが、寄附金の最大五〇％までが税額控除されるという税制改正は昨年六月から施行されており、震災以降の寄附の集まりを後押しをしているものと考えております。

さらに、いわゆるNPO法の改正により、本年四月から寄附税制の適用対象となるNPO法人の認定基準が緩和されることで、寄附に対するインセンティブが強まり、多くの人々にとって寄附がより身近になることは、我が国の寄附文化の発展に資するものと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣安住淳君登壇、拍手)

○国務大臣(安住淳君) 四点質問をいただきました。

まず、人的控除の考え方についての質問でございますが、現行の所得控除制度は結果として高所得者に有利な制度となっていることを踏まえ、これまで控除から手当への取組を進めてきており、その結果、中低所得の子育て世帯については負担の軽減が実現されているところでございます。

平成二十三年税制改正大綱において見直すこととした成年扶養控除を含む扶養控除全体の在り方については、一般の社会保障・税一体改革大綱において、真に担税力の減殺に配慮が必要な方が対象となっているかとの観点や課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される

社会保障改革の内容や、給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえた上で検討することとしております。

また、配偶者控除につきましては、社会保障・税一体改革大綱において、配偶者控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら引き続き検討することとしております。

今後の人的控除の在り方については、社会保障・税一体改革大綱に基づき、今申し述べましたような方向性を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

次に、エネルギー関連、自動車関係諸税についての御質問でございます。

車体課税については、社会保障・税一体改革大綱で示されました税制抜本改革の一環として、廃止、抜本的な見直しを強く求める等とした平成二十四年税制改正における与党の重点要望に沿いまして、国、地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直しを行ってまいります。

また、燃料課税については、同じく社会保障・税一体改革大綱において、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されることや、二十四年度税制改正において石油石炭税の上乗せを行うことを踏まえて引き続き検討するとされており、これを踏まえて検討していくこととしております。

次に、特会改革と東日本大震災復興特会の関連性についての御質問でございます。

今回の特別会計改革は、全ての特別会計及び勘定についての見直しを行い、区分経理の必要性が乏しくなったものを廃止、統合し、国全体の財政

状況の総覧性を高め、財政のチェック機能の強化、透明性の向上を図るものであります。特会の数としては、十七から十一に減少させるとともに、全体の勘定の数もおおむね半減させております。

他方、復興特会は、昨年十一月の三党の政調会長による合意を踏まえ、復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに、復興債の償還を適切に管理することを目的として設置するものであり、特別会計改革とは目的、趣旨が異なるものであります。

なお、復興特会については、復興庁が廃止される平成三十二年度末までに廃止することを法案に明記をしております。

最後に、寄附金控除の年末調整化についての御質問がございました。

年末調整制度は、納税者の手続を簡便化し、納税のための社会的な費用をできるだけ小さくする観点から行われるものでございます。寄附金控除の年末調整対象化については、源泉徴収義務者にあっては、寄附金控除の対象となる法人であるかどうかの確認、不正防止の観点からの厳正なチェック体制の整備といった負担が生じることをどう考えるかという課題があると思っております。

いずれにしても、寄附金控除の年末調整対象化については、源泉徴収義務者等の意見を聴取しつつ、実務的、技術的な観点から実施可能であるかどうかについて検討を行う必要があると考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣岡田克也君登壇、拍手)

○国務大臣(岡田克也君) 国家公務員の新規採用につきまして御質問がございました。

先ほども申し上げましたように、私自身が七割

という数字を申し上げた事実はございません。ただ、平成二十二年比で四割弱、三割弱と削減が続けてまいりましたが、今回はそういった過去の実績と比べてもより大幅な抑制をお願いしているところでございます。

現在、総務省において、この方針に基づきまして各府省と採用上限数の調整を行っているところであります。その際、各府省の実情を踏まえつつ、一律ではなく、めり張りを付けながら行うことは当然必要であるというふうを考えております。

新規採用抑制につきましては、税・社会保障一体改革において国民に負担を求めることに伴い、身を切る改革の一環として国家公務員の数を削減するために実施するものです。国家公務員順次削減は、財政や社会保障制度の持続可能性のためにも必要なことで、若い世代のためにも行っているところでございます。もちろん、その際に、国家公務員総人件費の抑制、削減に関して、新規採用抑制だけではなく、より幅広い観点から、あらゆることを行っていくことが必要であると考えております。

是非、議員の御理解と御支援をお願いするところでございます。(拍手)

○議長(平田健二君) 水野賢一君。

(水野賢一君登壇、拍手)

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一です。

答弁内容によつては持ち時間の範囲内で再質問をする可能性もあることをあらかじめ申し上げさせていただきます。

税制改正の内容に入る前に、一点申し述べておかなければならないことがあります。

本来、予算案と国税、地方税の改正法案、さら

に赤字国債発行のための公債特例法案は密接に関連するものであり、一体として審議に入るべきものです。昨年に続いて公債特例法案を分離した上で予算案を参議院に送付するという異例の選択を政府・与党が取ったことに對し、猛省を促したいと思ひます。

昨年を振り返ってみると、公債特例法案に加えて、この国税、地方税の法案さえも予算通過時に送ってきませんでした。予算の衆議院本会議での可決は三月一日でしたが、当時の西岡武夫参議院議長は、こんな予算の送り方をしてきてはまずい、と受け取ることはできないという姿勢を示され、丸一日受取を保留したため、受取日は翌三月二日になりました。

ここで問題になるのは、予算の自然成立の起算日です。憲法六十条をよく読むと、自然成立に於いての書きぶりは、衆議院で可決して三十日ではなく、衆議院で可決して参議院が受けて三十三日なのです。もしそのままだと三十三日たつたときには、起算日は一体どちらなのかという問題が起きたはずで、衆議院本会議で可決した日なのか、それとも参議院が受けたときなのかという点です。

実際には、直後に起こった東日本大震災により予算審議は早く進んだため、この問題は顕在化しませんでした。今後再び議論になることも十分あり得るでしょう。

そこで、総理にお伺ひします。政府は、この起算日について、憲法六十条をどのように解釈しますか。

法案の内容について伺ひます。国税改正の大きな柱が環境税、政府の言葉を使えば地球温暖化対策のための課税の特例の導入です。温暖化対策は重要です。そのための施策とし

て炭素に着目して課税するという、その手法にも賛成です。しかし、なぜ税収を特定財源にする必要があるのですか。

環境税の税収は、一般会計を経由するとはいえ、最終的にエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定に入ることになっています。そして、その使い道はエネルギー起源CO₂の排出抑制に限定される特定財源です。政府は、一方で特別会計、特定財源の整理合理化を掲げています。そうした中で環境税が特別会計に入るのは明らかに特会の肥大化であり、言っていることと逆行しているのではないですか。環境税導入によつてエネルギー需給勘定がどれだけ膨らむのかと併せてお答えください。

税収を温暖化対策に使うと言えは聞かえはいいですが、特定財源にしていることによつて、その温暖化対策の中でも更に一部分にしか使えないではありませんか。例えば、森林対策やフロンの回収、破壊は温暖化防止に幾ら有効であっても、この環境税を充てることはできません。使途が限定されているからです。結局は、経済産業省と環境省のごく一部の部局を、その予算を膨らませるだけではないですか。そんなことでよいのですか。

こうした特定財源を擁護する論法として、政府は納税者の理解を得るためと言ひます。思ひ起すのは、数年前の道路特定財源が廃止されたときの議論です。このときも、道路特定財源を擁護していた、いわゆる道路族の人たちが大義名分として掲げていたのが納税者の理解という言葉でした。特定財源を守ることがなぜ納税者の理解につながるのか、さっぱり分かりませんが、今の民主党政権は、まさにこの族議員と同じ論法に陥っているのではないですか。

般ユーザー、つまり国民一人一人でした。しかし、環境税の納税者とは誰ですか。石油業界や電力業界といった一部の業界ではないですか。こうした業界の理解を得ること、無駄遣い撲滅のための一般財源化という方向とどちらが大切なんですか、経済産業大臣と環境大臣に伺ひます。

この環境税は、昨年も政府は同じ案を提出しています。そのときは成立しませんでした。今年、全く同じ案を再提出してきたわけです。違いは、施行日を一年ずらしただけです。その間に起こったのが東日本大震災です。状況は大きく変化しました。変化を受けて、法案の中身について何か変更を加える検討はしたのですか、それともしなかったのですか、お伺ひします。

状況に応じて検討すべき点は幾つもあるでしょう。例えば、環境税は化石燃料への課税ですから、火力発電の競争力は下がります。逆に、化石燃料を使わない発電の競争力は相対的に上がります。つまり、再生可能エネルギーが有利になるだけでなく、原子力発電も相対的に有利になります。原発による深刻な事故が問題になっている中、その競争力が高まるわけです。ならば、原発のウラン燃料にも国としても課税するなど、バランスを取ることを新たに考えないのですか。

また、平成十五年度に石油や石炭の税率を上げたときには、同じエネルギー対策特別会計の財源となつている電源開発促進税を下げ、全体としては税収中立になるようにしました。原発立地のための対策費、言わば原発マネーの原資になつている電源開発促進税を減税することを今回は考えなかったのですか。

業界が使う石炭だけは免税になっています。鉄鋼業界が使う石炭は二酸化炭素を出さないのですか。そんなはずはありません。免税する理由として国際競争力などを挙げていますが、政治力のある特定の業界だけを優遇する手法には疑問があります。この免税措置によつて鉄鋼業界が免税される金額は、全体でどれぐらいに上りますか。

また、個々の製鉄会社若しくは業界団体から免税への依頼が政府や民主党にあつたかどうかについても伺ひます。

また、この環境税導入によつて温室効果ガスの削減効果がどれぐらいあると見込んでいるのか、さらに、GDPへの影響はどれぐらいと予測しているのか、伺ひます。

温暖化対策というならば、忘れてはならない問題もあります。フロンのです。

フロンは、オゾン層を破壊するとして二十年ほど前に問題になりました。その結果、現在、日本を含む先進国では、オゾン層を破壊するタイプのフロンは生産が規制をされ、間もなく全面禁止になります。代わりに作られているのが代替フロンと呼ばれるものです。

確かに、これはオゾン層は破壊しません。しかし、極めて強力な温室効果ガスです。二酸化炭素に比べ、百倍から一万倍もの温室効果を持っています。しかも、フロンにせよ代替フロンにせよ、元々自然界には存在せず、人為的に生産されているものです。

温暖化対策の重要性がこれだけ叫ばれ、今回、新税まで導入される中、一方でこうした強力な温室効果ガスをわざわざ人為的に作って、売って、もうけるというのが果たして倫理的、道德的にも許されるのでしょうか。経済産業大臣と環境大臣に見解をお伺ひします。

しかも、パソコンのほこり飛ばしスプレーのように、放出することを前提としている商品さえあります。一体、国内でどの企業がこのフロン類を生産しているのですか。一石を投じるためにも、本会議で企業名を明らかにしてください。

経済産業省は各社のフロンの生産量の報告を受けています。しかし、このうち任意に情報提供してもらっている部分については、その情報の詳細は外部に非公表にしています。十分な情報がなければ適切な対応策の議論ができないではないですか。公開を求めます。

任意の情報提供だからといって非公表にする必然性は全くありません。現に、政府は今、国会に提出をしている情報公開法の改正案によって、任意の情報提供であっても公開を原則にしようとしているんじゃないですか。この改正案では御丁寧に、法人情報は過去に遡らないと、わざわざメーカー側に有利な規定を入れていますが、現行法でも、大臣が公益性があると判断すれば公開できるはずではないですか。そして、フロンについては公益性から考えて公表に転ずるべきと考えますが、いかがですか。

また、フロンに関しては生産規制こそ本筋だとは思いますが、フロン税を課すことによって、使わない方が経済的に得をするという仕組みをつくることも一つの方法かと思えます。諸外国でもそうした例があるはずで、政府の見解を伺います。

次に、自動車関係の税について伺います。政府は、エコカー減税を三年延長、自動車税のグリーン化を二年延長する方針です。延長するということは、これまでの施策に効果があったと判断しているのだと思います。CO₂排出削減という観点から見た場合、年間どれくらいの削減効果

があったのですか。

以上、十六問にわたってお伺いしてきました。真摯な答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣野田佳彦君 みんなの党、水野議員から私には四問の御質問がございました。まず最初に、予算の自然成立に関する御質問をいただきました。

衆議院が可決した予算案の参議院における取扱いにつきましては、国会内における議案の処理に関する問題でありますので、政府としてお答えすることは差し控えさせていただきたいというふうに思っています。

次に、環境税とエネルギー対策特別会計についてのお尋ねがございました。

地球温暖化対策として、我が国の温室効果ガスの約九割を占めるエネルギー起源CO₂の排出抑制対策の抜本的強化が重要であります。その財政需要を化石燃料の使用について公平に御負担いただく観点から、石油石炭税に上乗せ課税を行うものであります。

こうした課税趣旨を踏まえれば、その税収は、省エネルギー、再生可能エネルギー普及等のエネルギー起源CO₂の排出抑制対策に確実に充てることが必要であり、受益と負担の関係も踏まえ、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定に区分経理することが適切であると考えております。

エネルギー対策特別会計については、現在、区分経理を行っているところでありますが、エネルギー関係予算全体の在り方については、受益と負担の関係、納税者の理解の観点を踏まえつつ、検討することとしております。

なお、今般盛り込んだ地球温暖化対策のための

課税の特例分として、平成二十四年度は三百九十一億円程度の石油石炭税の増収が見込まれております。

続いて、環境税の使途についてのお尋ねがございました。

先ほども申し上げましたが、今回の課税の特例の趣旨を踏まえれば、その税収は省エネの推進や再生可能エネルギーの普及促進など、エネルギー起源CO₂の排出抑制対策に確実に充てることが必要であります。

その具体的な対策として、例えば、二十四年度予算案においては、業種にかかわらず、省エネ効果の高い設備を導入する事業者への支援、家庭における再生可能エネルギー関係の設備の普及、住宅の省エネ化に向けた支援、農林水産分野における再生可能エネルギーの導入推進などの事業を盛り込んでおります。

今回の課税の特例の導入により、対象業種を問わず、エネルギー起源CO₂排出抑制対策として効果の高い事業にしっかりとその税収を充当していくと考えてございます。

続いて、地球温暖化対策のための税の震災後の検討についてのお尋ねがございました。

東日本大震災後のエネルギーをめぐる状況や経済の状況等を踏まえ、地球温暖化対策のための税の在り方についても検討しましたが、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの拡大など、エネルギー起源CO₂排出抑制対策の推進は、引き続き重要な課題であるとの認識に至りました。

また、地球温暖化対策のための税は、CO₂排出量に広く薄く負担を求めるものであります。が、経済への影響等に配慮する観点から税率の引上げを段階的に行うほか、地球温暖化対策に資する分野等には負担軽減措置等も講じることが必要

であると考えております。

こうした大震災後の状況等も踏まえ、政府税制調査会等で議論を行い、平成二十三年度税制改正法案で提案したものと同様に、地球温暖化対策のための税を平成二十四年度税制改正に盛り込んだものであり、地球温暖化対策を着実に進める観点から、その導入を是非とも実現する必要があると考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣安住淳君登壇、拍手〕

○国務大臣(安住淳君) 鉄鋼業界が使う石炭に係る石炭税の免税額は幾らかということでございますが、地球温暖化対策のための税の引上げを前提として試算をすると、平年度で七百十億円程度と見込まれております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣枝野幸男君登壇、拍手〕

○国務大臣(枝野幸男君) 水野議員にお答えをいたします。

石油石炭税に関する御質問をいただきました。我が国のエネルギー需給構造が他国と比べて著しく脆弱であること等を踏まえれば、我が国のエネルギー政策は、長期的視点から安定的財源に基づいて計画的に遂行することが不可欠であると考えます。

その財源の一つである石油石炭税については、税収が確実にエネルギー対策に充てられるよう、受益と負担の関係も踏まえ、特定財源とされているものと認識しております。最終的負担者である、エネルギーとしての石油や石炭の利用者の皆さんには、こうしたことを前提として、今回の増税分も含め、価格を通じて税負担を受け入れていただいていると承知しております。

万トンのCO₂削減の効果があるとしておりま
す。

今後は、温室効果ガスの削減に向けてあらゆる
政策手段を講じていく中で、地球温暖化対策のた
めの税による価格効果、財源効果が最大限発揮さ
れるよう取り組んでまいりたいと考えておりま
す。

フロン類の生産、販売についてお尋ねがござ
いました。

大気中に放出されるフロン類のほとんどは冷媒
として使用されているものであり、まずは、その
排出を抑制することが必要です。このため、フロ
ン回収・破壊法などによって、フロン類を冷媒と
して使用する機器の破棄時にフロン類を回収、破
壊することを義務付けています。

御指摘のとおり、フロン類の対策は地球温暖化
対策としても重要であることから、現在、回収・
破壊制度の強化に加え、機器の使用時におけるフ
ロン類の漏えい対策の強化を経済産業省と連携し
て検討しているところです。また、温室効果の高
いフロン類を温室効果の低い物質に転換するた
め、早期に代替物質の開発普及を図ることが重要
であります。

今後とも、関係省庁と協力し、効果的なフロ
ン対策に取り組んでまいります。

最後に、エコカー減税などのCO₂削減効果に
ついてお尋ねがございました。

御指摘のエコカー減税や自動車税のグリーン化
特例のほか、同時期に実施されたエコカー補助金
を含めた総合的な効果について、対象車種や走行
距離など一定の仮定を設定した上で試算いたしま
した。エコカー減税等が実施された平成二十一
年度から二年間で約百万トン、年間では平均約五
十万トンのCO₂削減効果があったと推計をして

おります。

以上でございます。(拍手)

○議長(平田健二君) 水野君から再質疑の申出が
あります。これを許します。水野賢一君。

〔水野賢一君登壇、拍手〕

○水野賢一君 二点について再質疑をさせていた
だきたいというふうに思います。

一点目は総理に対してですけれども、予算の自
然成立の起算日について改めて伺います。

事実上答弁を拒否されたようですが、この問題
ははっきりさせておかないと、今後、解釈に困る
事態が起き得るわけです。もちろん、政府だけで
判断できないというのはいかれますけれども、例
えば衆参両院議長若しくは法制局等々なども協
議して、速やかに結論を得る努力を政府としても
働きかけをすべきではないですか。

二点目の質問は、特定財源に関して経済産業大
臣に伺います。

確かに温暖化対策は重要です。しかし、重要だ
からといって特定財源にしなければならぬとい
う必然性はありません。重要なならば、一般財源で
あってもそこには手厚く予算配分をすればいいだ
けです。予算というのは、必要だから予算を付け
るというのが本来の姿です。しかし、特定財源の
中では、税収があるから使い切るまで使うという
ことに陥りがちなのが今までの傾向であり、無駄
遣いの温床になるというのが実際の姿ではないで
すか。なぜ特定財源なのかをいま一度はつきりと
説明を伺いまして、私の質問を終わります。

(拍手)

○議長(平田健二君) ただいま理事が協議中でござ
います。しばらくお待ちください。

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 繰り返しの答弁に

なります。恐縮でございますが、衆議院が可決し
た予算案の参議院における取扱いにつきまして
は、国会内における議案の処理に関する問題であ
りますので、政府としてお答えすることは差し控
えさせていただきますと思います。(拍手)

〔国務大臣枝野幸男君登壇、拍手〕

○国務大臣(枝野幸男君) 再質問でございます
が、私の答弁は、重要だからということだけお答
えしたのではなくて、エネルギーとしての最終的
な石油や石炭の利用者の皆さんとの受益と負担と
の関係も踏まえて特定財源とされているというこ
とを申し上げました。

なお、この納税者の理解の観点については、先
ほど総理からも御答弁されておられますが、エネ
ルギー特別会計全体について、その在り方につ
いて、受益と負担との関係、納税者の理解の観点を
踏まえつつ、更に検討することとしたしております。
(拍手)

○議長(平田健二君) これにて質疑は終了いたし
ました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十九分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長	
平田 健二君	尾辻 秀久君	竹谷とし子君	石川 博崇君
吉田 忠智君	亀井亜紀子君	横山 信一君	秋野 公造君
山内 徳信君	谷合 正明君	山本 博司君	又市 征治君
田城 郁君	難波 樊二君		

西田 実仁君	浜田 昌良君	山本 香苗君	福島みずほ君
風間 直樹君	大久保潔重君	舟山 康江君	長沢 広明君
加藤 修一君	渡辺 孝男君	松野 信夫君	林 久美子君
川上 義博君	室井 邦彦君	松田 一君	魚住裕一郎君
松 あきら君	荒木 清寛君	柳澤 光美君	小林 正夫君
今野 東君	中村 哲治君	佐藤 公治君	木庭健太郎君
白浜 一良君	山口那津男君	草川 昭三君	長浜 博行君
谷 博之君	広野ただし君	増子 輝彦君	福山 哲郎君
藤原 正司君	浜田 和幸君	小西 洋之君	はた ともこ君
谷 亮子君	森田 高君	平山 誠君	石橋 通宏君
大野 元裕君	斎藤 嘉隆君	西村まさみ君	江崎 孝君
有田 芳生君	金子 洋一君	吉川 沙織君	外山 斎君
友近 聡朗君	米長 晴信君	行田 邦子君	金子 恵美君
牧山ひろえ君	徳永 久志君	水戸 将史君	大島九州男君
森木 利治君	蓮 舫君	藤末 健三君	尾立 源幸君
前川 清成君	川合 孝典君	大久保 勉君	白 眞勲君
那谷屋正義君	ソルン マルティ君	藤田 幸久君	櫻井 充君

武内 則男君	川崎 稔君
岩本 司君	鈴木 寛君
松井 孝治君	高橋 千秋君
柳田 稔君	一川 保夫君
奥石 東君	羽田雄一郎君
榛葉賀津也君	郡司 彰君
小川 敏夫君	小川 勝也君
直嶋 正行君	安井美沙子君
長谷川大紋君	中西 祐介君
徳永 エリ君	小見山幸治君
糸数 慶子君	高階恵美子君
梅村 聡君	平山 幸司君
松浦 大悟君	植松恵美子君
中谷 智司君	佐藤 正久君
姫井由美子君	谷岡 郁子君
大河原雅子君	藤原 良信君
相原久美子君	加賀谷 健君
藤谷 光信君	佐藤 信秋君
足立 信也君	藤本 祐司君
水岡 俊一君	津田弥太郎君
芝 博一君	主濱 了君
加藤 敏幸君	野上浩太郎君
森 ゆうこ君	大塚 耕平君
辻 泰弘君	平野 達男君
神本美恵子君	池口 修次君
山根 隆治君	関口 昌一君
岡崎トミ子君	北澤 俊美君
玉置 一弥君	前田 武志君
田中 直紀君	江田 五月君
石井 一君	山東 昭子君
中原 八一君	長谷川 岳君
藤川 政人君	若林 健太君
三原じゅん子君	熊谷 大君

大家 敏志君	宇都 隆史君
岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君
上野 通子君	塚田 一郎君
西田 昌司君	牧野たかお君
丸川 珠代君	丸山 和也君
森 まさこ君	石井みどり君
磯崎 陽輔君	石井 準一君
島尻安伊子君	古川 俊治君
福岡 資麿君	松下 新平君
佐藤ゆかり君	藤井 基之君
岡田 直樹君	岸 信夫君
北川イッセイ君	松山 政司君
小泉 昭男君	末松 信介君
中川 雅治君	山谷えり子君
宮沢 洋一君	世耕 弘成君
脇 雅史君	鶴保 庸介君
岡田 広君	吉田 博美君
加治屋義人君	鴻池 祥肇君
山崎 正昭君	小坂 憲次君
岩城 光英君	中曽根弘文君
溝手 顕正君	衛藤 晟一君
伊達 忠一君	鈴木 政二君
谷川 秀善君	渡辺 猛之君
荒井 広幸君	上野ひろし君
田村 智子君	石井 浩郎君
赤石 清美君	舩添 要一君
松田 公太君	山下 芳生君
山田 俊男君	義家 弘介君
青木 一彦君	小熊 慎司君
紙 智子君	片山さつき君
山本 順三君	水落 敏栄君
猪口 邦子君	川口 順子君
桜内 文城君	大門実紀史君

中村 博彦君	二之湯 智君
野村 哲郎君	松村 祥史君
大江 康弘君	中西 健治君
柴田 巧君	井上 哲士君
有村 治子君	愛知 治郎君
金子原二郎君	岸 宏一君
中山 恭子君	寺田 典城君
江口 克彦君	市田 忠義君
橋本 聖子君	林 芳正君
松村 龍二君	山本 一太君
山崎 力君	藤井 孝男君
片山虎之助君	小野 次郎君
川田 龍平君	水野 賢一君
内閣総理大臣 野田 佳彦君	
国務大臣 岡田 克也君	
総務大臣 川端 達夫君	
財務大臣 安住 淳君	
経済産業大臣 枝野 幸男君	
環境大臣 細野 豪志君	
国務大臣 (復興大臣) 平野 達男君	
内閣官房副長官 (長浜 博行君)	
内閣官房副長官 黄川田 徹君	
総務副大臣 藤田 幸久君	
財務副大臣	

文教科学委員	片山虎之助君	補欠
辞任	熊谷 大君	
同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
辞任	大島九州男君	補欠
	水戸 将史君	はた ともこ君
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案		
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案		
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。		
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案		
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案		
同日議員から次の質問主意書が提出された。		
防衛大学校の在り方に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第四五号)		
同日次の質問主意書を内閣に転送した。		
「国防の基本方針」改定に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第四一号)		
同日本院は、国家公務員倫理審査会会長に池田修君を、同委員に前田新造君、草野忠義君及び羽入佐和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		
同日本院は、総合科学技術会議議員に平野俊夫君、青木玲子君及び中鉢良治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。		
同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員		

に近藤卓史君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、再就職等監視委員会委員長に羽柴駿君を、同委員に伊東研祐君、篠原文也君、番敦子君及び笠京子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に小田切宏之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国家公安委員会委員に長谷川眞理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に原島博君及び松崎陽子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に上村達男君、作田久男君、宮城恵理子君及び松下雋君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に北村節子君及び増田暢也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公安審査委員会委員に橋本五郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、宇宙開発委員会委員に青木節子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に山本通子君及び宮崎公男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に関原健夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員に森俊介君及び矢野隆男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、調達価格等算定委員会委員に植田和

弘君、辰巳菊子君、山内弘隆君、山地憲治君及び和田武君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に加藤抱一君及び佐脇浩君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

去る一日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原発事故担当相による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会との接触に関する質問主意書

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に関原健夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員に森俊介君及び矢野隆男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、調達価格等算定委員会委員に植田和

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日本院は、運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に加藤抱一君及び佐脇浩君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

去る一日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原発事故担当相による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会との接触に関する質問主意書

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に関原健夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員に森俊介君及び矢野隆男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、調達価格等算定委員会委員に植田和

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員水野賢一君提出情報公開法改正案及び不開示情報の実態に関する質問に対する答弁書(第三五号)

参議院議員川田龍平君提出放射性物質の拡散対策に関する再質問に対する答弁書(第三六号)

参議院議員佐藤正久君提出外国人土地法に替わる新たな法整備に関する質問に対する答弁書(第三七号)

参議院議員浜田昌良君提出ガラスバッジ測定結果の総点検に関する質問に対する答弁書(第三八号)

参議院議員紙智子君提出ヨーネ病対策に関する質問に対する答弁書(第三九号)

参議院議員福島みずほ君提出自由権規約委員会に対する日本政府の第六回定期報告の提出に関する質問に対する答弁書(第四〇号)

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成二十三年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成二十三年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に関原健夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員に森俊介君及び矢野隆男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、調達価格等算定委員会委員に植田和

同日本院は、社会保険審査会委員に森俊介君及び矢野隆男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、調達価格等算定委員会委員に植田和

同日議員から次の質問主意書が提出された。
定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる増収額及びそれらの使途に関する質問主意書(亀井亜紀子君提出)(第五十一号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
救命救急医療の精度向上を目指した更なる高速道路網の強化及びスマートICの適切な設置に関する質問主意書(秋野公造君提出)(第四十二号)
台湾返還に関する質問主意書(山谷えり子君提出)(第四十三号)

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく貸付条件の変更等の状況に関する質問主意書(中西健治君提出)(第四十四号)
防衛大学の在り方に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第四十五号)
原発事故担当相による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会との接触に関する質問主意書(岩井茂樹君提出)(第四十六号)

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。
辞任 江崎 孝君 補欠 徳永 エリ君
去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
行政監視委員 辞任 補欠
江崎 孝君 徳永 エリ君
議院運営委員 辞任 補欠
徳永 エリ君 江崎 孝君

同日内閣から次の議案が提出された。

少年院法案(閣法第五十五号)
少年鑑別所法案(閣法第五十六号)
少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五十七号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第五十二号)
国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(閣法第五十三号)
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(閣法第五十四号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
グーグルマップにおける竹島表記に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第五十二号)
指定薬物、脱法ハーブ等の取締り強化に関する質問主意書(藤井基之君提出)(第五十三号)
企業の組織的選挙活動に係る公職選挙法の規制等に対する政府の見解に関する質問主意書(平山誠君提出)(第五十四号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員佐藤正久君提出「国防の基本方針」改正に関する質問に対する答弁書(第四十一号)

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。
辞任 徳永 エリ君 補欠 江崎 孝君
同日議長は、一月二十三日のジャンクロード・ミニヨン欧州評議会議員会議議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る七日議員から次の質問主意書が提出された。

北九州市等におけるPCB廃棄物の適正処理の確保に関する再質問主意書(秋野公造君提出)(第五十五号)
自衛隊の訓練用弾薬に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第五十六号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
防災啓発用冊子の発行に関する質問主意書(加藤修一君提出)(第四十七号)
農家経営を圧迫している廃用牛の出荷滞留に関する質問主意書(森まさこ君提出)(第四十八号)
学校給食用牛乳に関する再質問主意書(古川俊治君提出)(第四十九号)
野田首相の沖縄訪問に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第五十号)

定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる増収額及びそれらの使途に関する質問主意書(亀井亜紀子君提出)(第五十一号)
去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員 辞任 補欠
外山 斎君 大久保潔重君
決算委員 辞任 補欠
大久保潔重君 外山 斎君
青木 一彦君 義家 弘介君
横山 信一君 松 あきら君

行政監視委員 辞任 補欠
義家 弘介君 青木 一彦君
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の

一部を改正する法律案(閣法第一三三号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一四四号)
特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三号)
租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。
平成二十四年度一般会計予算(閣予第三号)
平成二十四年度特別会計予算(閣予第四号)
平成二十四年度政府関係機関予算(閣予第五号)
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第百七十四回国会閣法第六〇号、衆議院継続審査)

福島復興再生特別措置法案(閣法第二三三号)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
災害廃棄物及び放射能除染の処理に係る各検討会での議事録不作成に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第五十七号)
政府が調達する電気に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第五十八号)
炉心損傷等の定義に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第五十九号)
去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国家基本政策委員 辞任 補欠
一川 保夫君 櫻井 充君
世耕 弘成君 三原じゅん子君

予算委員

辞任

補欠

大久保 勉君
大久保潔重君
櫻井 充君
友近 聡朗君
赤石 清美君
三原じゅん子君
福島みずほ君

辞任

補欠

斎藤 嘉隆君
外山 斎君
義家 弘介君
松 あきら君

行政監視委員

辞任

補欠

はた ともこ君
青木 一彦君
宮沢 洋一君

同日議員から次の議案が提出された。

地方自治法の一部を改正する法律案(柴田巧君外一名発議)(参第四号)

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(小野次郎君外一名発議)(参第五号)

会計検査院法の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)(参第六号)

国家賠償法の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)(参第七号)

同日内閣から次の議案が提出された。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第七号) 新型インフルエンザ等対策特別措置法案(閣法第五八号)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第五九号)

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

電波法の一部を改正する法律案(閣法第六一号) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(閣法第六二号)

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六三号)

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六五号)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案(閣法第六六号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東日本大震災において発生した災害廃棄物の処理に関する質問主意書(石井茂樹君提出)(第六〇号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員秋野公造君提出救命救急医療の精度向上を目指した更なる高速道路網の強化及びスマートICの適切な設置に関する質問に対する答弁書(第四二号)

参議院議員山谷えり子君提出台湾返還に関する質問に対する答弁書(第四三号)

参議院議員中西健治君提出「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく貸付条件の変更等の状況に関する質問に対する答弁書(第四四号)

参議院議員佐藤正久君提出防衛大学の在り方に関する質問に対する答弁書(第四五号)

参議院議員岩井茂樹君提出原発事故担当相による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会との接触に関する質問に対する答弁書(第四六号) 去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

補欠

三原じゅん子君
木庭健太郎君

予算委員

辞任

補欠

小西 洋之君
斎藤 嘉隆君
はた ともこ君
世耕 弘成君
宮沢 洋一君
草川 昭三君
山本 博司君
山本 博司君

安井美沙子君
友近 聡朗君
那谷屋正義君
三原じゅん子君
赤石 清美君
白浜 一良君
木庭健太郎君
山下 芳生君
外添 要一君

荒井 広幸君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任

補欠

友近 聡朗君
安井美沙子君

斎藤 嘉隆君
小西 洋之君

行政監視委員

辞任

補欠

那谷屋正義君
赤石 清美君
山下 芳生君

懲罰委員

辞任

補欠

白浜 一良君
草川 昭三君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
グーグルマップにおける竹島表記に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第五二二号)

指定薬物、脱法ハーブ等の取締り強化に関する質問主意書(藤井基之君提出)(第五三三号)

企業の組織的選挙活動に係る公職選挙法の規制等に対する政府の見解に関する質問主意書(平山誠君提出)(第五四四号)

北九州市等におけるPCB廃棄物の適正処理の確保に関する再質問主意書(秋野公造君提出)(第五五五号)

自衛隊の訓練用弾薬に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第五六六号)

災害廃棄物及び放射能除染の処理に係る各検討会での議事録不作成に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第五七七号)

政府が調達する電気に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第五八八号)

炉心損傷等の定義に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第五九九号)

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

同日議員から次の質問主意書が提出された。

参議院議員山谷えり子君提出台湾返還に関する質問に対する答弁書(第四三号)

参議院議員中西健治君提出「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく貸付条件の変更等の状況に関する質問に対する答弁書(第四四号)

参議院議員山谷えり子君提出台湾返還に関する質問に対する答弁書(第四五号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

林 久美子君 安井美沙子君 赤石 清美君 佐藤ゆかり君 末松 信介君 山田 俊男君 木庭健太郎君 白浜 一良君 小野 次郎君 山下 芳生君 吉田 忠智君 外添 要一君	はた ともこ君 田城 郁君 世耕 弘成君 佐藤 正久君 牧野たかお君 熊谷 大君 山本 博司君 山本 香苗君 上野ひろし君 大門実紀史君 福島みずほ君 荒井 広幸君	る特別措置法案(閣法第七〇号) 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 地方自治法の一部を改正する法律案(柴田巧君外一名発議) 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(小野次郎君外一名発議) 会計検査院法の一部を改正する法律案(小野次郎君発議) 国家賠償法の一部を改正する法律案(小野次郎君発議) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 東日本大震災一周年追悼式に関する質問主意書(大江康弘君提出)(第六一号)	同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員加藤修一君提出防災啓発用冊子の発行に関する質問に対する答弁書(第四七号) 参議院議員森まさこ君提出農家経営を圧迫している廃用牛の出荷滞留に関する質問に対する答弁書(第四八号) 参議院議員古川俊治君提出学校給食用牛乳に関する再質問に対する答弁書(第四九号) 参議院議員糸数慶子君提出野田首相の沖縄訪問に関する質問に対する答弁書(第五〇号) 参議院議員亀井亜紀子君提出定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる増収額及びそれらの使途に関する質問に対する答弁書(第五一号)	同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。	辞任 江崎 孝君 補欠 櫻井 充君
林 久美子君 安井美沙子君 赤石 清美君 佐藤ゆかり君 末松 信介君 山田 俊男君 木庭健太郎君 白浜 一良君 小野 次郎君 山下 芳生君 吉田 忠智君 外添 要一君	はた ともこ君 田城 郁君 世耕 弘成君 佐藤 正久君 牧野たかお君 熊谷 大君 山本 博司君 山本 香苗君 上野ひろし君 大門実紀史君 福島みずほ君 荒井 広幸君	去る十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 厚生労働委員 辞任 西村まさみ君 農林水産委員 辞任 徳永 エリ君 国家基本政策委員 辞任 赤石 清美君 予算委員 辞任 江崎 孝君 田城 郁君 はた ともこ君 熊谷 大君 佐藤 正久君 世耕 弘成君 牧野たかお君 三原じゅん子君 山本 香苗君 上野ひろし君 中西 健治君 大門実紀史君 福島みずほ君	補欠 徳永 エリ君 補欠 西村まさみ君 補欠 世耕 弘成君 補欠 櫻井 充君 小西 洋之君 林 久美子君 山田 俊男君 佐藤ゆかり君 上野 通子君 末松 信介君 岩井 茂樹君 草川 昭三君 小野 次郎君 川田 龍平君 紙 智子君 山内 徳信君	同日議員から次の質問主意書が提出された。 平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案(森まさこ君外九名発議)(参第八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 東京外郭環状道路の建設に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第六二号)	同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。
議院運営委員 辞任 櫻井 充君 上野 通子君 懲罰委員 辞任 川田 龍平君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 理事 中西 健治君 (小野次郎君の補欠) 同日議員から次の議案が提出された。 平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案(森まさこ君外九名発議)(参第八号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 東京外郭環状道路の建設に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第六二号)	補欠 江崎 孝君 補欠 赤石 清美君 補欠 西村まさみ君 補欠 徳永 エリ君 補欠 三原じゅん子君	同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 厚生労働委員 辞任 櫻井 充君 農林水産委員 辞任 徳永 エリ君 国家基本政策委員 辞任 西村まさみ君	補欠 江崎 孝君 補欠 赤石 清美君 補欠 西村まさみ君 補欠 徳永 エリ君 補欠 三原じゅん子君	

予算委員

辞任

補欠

櫻井 充君

川合 孝典君

林 久美子君

はた ともこ君

岩井 茂樹君

林 芳正君

上野 通子君

赤石 清美君

草川 昭三君

秋野 公造君

川田 龍平君

中西 健治君

紙 智子君

田村 智子君

山内 徳信君

福島みずほ君

行政監視委員

辞任

補欠

はた ともこ君

林 久美子君

三原じゅん子君

岩井 茂樹君

秋野 公造君

草川 昭三君

田村 智子君

大門実紀史君

議院運営委員

辞任

補欠

川合 孝典君

櫻井 充君

赤石 清美君

上野 通子君

懲罰委員

辞任

補欠

中西 健治君

川田 龍平君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

高橋 千秋君

梅村 聡君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

大久保潔重君

大野 元裕君

金子 恵美君

はた ともこ君

藤原 正司君

大島九州男君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで

ある。

財政金融委員会

理事 水戸 将史君 (田中直紀君の補欠)

環境委員会

理事 小西 洋之君 (広田一君の補欠)

予算委員会

理事 小野 次郎君 (中西健治君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君発議(参第

九号)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

平成二十四年度一般会計予算

平成二十四年度特別会計予算

平成二十四年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題 平成二十四年度総予算について

一、開会の日 平成二十四年三月二十二日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成二十四年三月十四日

参議院議長 平田 健二殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

政府が調達した電気や東京電力の応札等に関する質問主意書(水野賢一君提出(第六三三号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

東日本大震災において発生した災害廃棄物の処理に関する質問主意書(岩井茂樹君提出(第六〇号))

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任

補欠

川合 孝典君

櫻井 充君

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

三原じゅん子君

林 芳正君

辞任

補欠

大久保 勉君

田城 郁君

辞任

補欠

外山 斎君

林 久美子君

林 芳正君

島尻安伊子君

山崎 力君

高階恵美子君

山田 俊男君

若林 健太君

秋野 公造君

草川 昭三君

小野 次郎君

松田 公太君

田村 智子君

大門実紀史君

決算委員

辞任

補欠

若林 健太君

山田 俊男君

行政監視委員

辞任

補欠

風間 直樹君

藤末 健三君

林 久美子君

外山 斎君

高階恵美子君

山崎 力君

草川 昭三君

秋野 公造君

大門実紀史君

田村 智子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

梅村 聡君

高橋 千秋君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

大島九州男君

藤原 正司君

大野 元裕君

大久保潔重君

はた ともこ君

金子 恵美君

同日議員から次の議案が提出された。

特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案(小野次郎君外一名発議(参第一〇号))

同日衆議院から次の議案が提出された。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(衆第四号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第三号)

農林水産委員会に付託

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第五号)

災害対策特別委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

平成二十三年度一般会計東日本大震災復興・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成二十四年三月二十一日 参議院会議録第七号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

平成二十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(法務委員長提出)(衆第四号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第三号)

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第五号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案(森まさこ君外九名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

独居老人等の孤独死に対する政府の対応に関する質問主意書(衛藤晟一君提出)(第六四号)

原子力規制庁の設置が遅れた場合の予算執行に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第六五号)

東京電力福島第一原発への津波の想定に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第六六号)

東京電力による福島第一原発からの撤退の意思

表示の有無に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第六七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員佐藤正久君提出グーグルマップにおける竹島表記に関する質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員藤井基之君提出指定薬物、脱法ハーブ等の取締り強化に関する質問に対する答弁書(第五三号)

参議院議員平山誠君提出企業の組織的選挙活動に係る公職選挙法の規制等に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書(第五四号)

参議院議員秋野公造君提出北九州市等におけるPCB廃棄物の適正処理の確保に関する再質問に対する答弁書(第五五号)

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊の訓練用弾薬に関する質問に対する答弁書(第五六号)

参議院議員福島みずほ君提出災害廃棄物及び放射能除染の処理に係る各検討会での議事録不作成に関する質問に対する答弁書(第五七号)

参議院議員水野賢一君提出政府が調達する電気に関する質問に対する答弁書(第五八号)

参議院議員水野賢一君提出炉心損傷等の定義に関する質問に対する答弁書(第五九号)

同日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成二十四年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告を受領した。

同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。

同日議長は、マルティン・シュルツ欧州議会議長より、同議長の欧州議会議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を接受した。

予算委員	
川合 孝典君	櫻井 充君
田城 郁君	大久保 勉君
はた ともこ君	外山 斎君
島尻安伊子君	三原じゅん子君
高階恵美子君	山崎 力君
若林 健太君	山田 俊男君
草川 昭三君	渡辺 孝男君
中西 健治君	寺田 典城君
松田 公太君	小野 次郎君
大門実紀史君	井上 哲士君
福島みずほ君	又市 征治君

行政監視委員	
山田 俊男君	若林 健太君
井上 哲士君	大門実紀史君
又市 征治君	福島みずほ君

辞任	
外山 斎君	はた ともこ君
藤末 健三君	風間 直樹君
山崎 力君	高階恵美子君
寺田 典城君	中西 健治君

議院運営委員	
櫻井 充君	川合 孝典君
徳永 久志君	行田 邦子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 中西 健治君 (小野次郎君の補欠)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

放射性廃棄物に係る中間貯蔵施設の設置及び福島県外での最終処分法の法制化に関する質問主意書(岩城光英君提出)(第六八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

東日本大震災一周年追悼式に関する質問主意書(大江康弘君提出)(第六一号)

東京外郭環状道路の建設に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第六二号)

政府が調達した電気や東京電力の応札等に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第六三三三)

同日議長において、次のとおり東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会委員の辞任を許可し、その補欠を指名し、その旨本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

辞任 櫻井 充君 補欠 川合 孝典君

情報公開法改正案及び不開示情報の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年二月二十一日

参議院議長 平田 健二殿 水野 賢一

情報公開法改正案及び不開示情報の実態に関する質問主意書

第百七十七回国会において「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案が政府より提出され、現在も衆議院で継続審査中である。同改正案及び不開示情報の実態に関して以下質問する。

一 同改正案では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条に「ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。」とのただし書を加えることとされているが、具体的にどのような場合を想定しているのか。

二 前記一における「権利の濫用」というのは開示請求の回数が多い場合を指すのか、請求する文書量が膨大なことを指すのか、そのいずれも指すのか、それとも別の場合も指すのか、具体的に示された。

三 同改正案では、同法第五条第二号口の「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」という規定を削除することとされている。その理由は何か。

四 これまで、開示請求があつたにもかかわらず、同法第五条第二号口を理由に不開示と決定した例はあるか。ある場合、その事例を具体的に明らかにされた。

五 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された」情報には、具体的にどのようなものがあるのか。各府省別に明らか

かにされたい。
右質問する。

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員水野賢一君提出情報公開法改正案及び不開示情報の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出情報公開法改正案及び不開示情報の実態に関する質問に対する答弁書

及び二について

お尋ねの改正案による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条ただし書の規定に関し、行政文書の開示請求が具体的にどのような場合に権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるかという点は、開示請求の回数や開示請求に係る行政文書の量を重要な判断要素としつつも、これらを含めて個々の開示請求が全体として明らかに行政機関の事務の遂行を阻害するために行われ、又は行政文書の開示を受ける意思がないにもかかわらず行われたと認められるような場合には、同条ただし書に規定する場合に該当するものと考えられる。

三について

行政機関により不開示とされた開示請求に係る行政文書について、情報公開・個人情報保護審査会の答申においてお尋ねの規定に掲げる不開示情報に該当しないとして開示すべきとしたものが多く見られることから、当該規定が行政文書の適切な開示を妨げる要因となつてい

考えられる一方で、当該行政文書について、同審査会の答申において行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)第五条第二号イ又は第六号の規定をお尋ねの規定に優先して適用し、不開示を妥当としたものが多く見られ、当該規定を削除しても当該行政文書に係る法人の権利等の保護及び行政機関の事務又は事業の適正な遂行の観点から支障がない場合が多いと考えられるため、情報公開制度を充実した内容のものとするために開示情報の拡大等の措置を講ずるといふ法律の改正の趣旨に鑑み、当該規定を削除することとしてい

四について

お尋ねについては、例えば、経済産業省において、平成十三年八月二十四日に「特定財団法人の一部事業の民営化について」と題する文書に記載された譲渡価額算定依頼先に関する情報を記述した部分及び従業員引継ぎに関する情報を記述した部分について、情報公開法第五条第二号口に掲げる不開示情報に該当するとして不開示とした事例がある。

五について

お尋ねの情報について、具体的な例を府省等別にお示しすると、次のとおりである。

内閣官房 東京電力に関する経営・財務調査委員会に提供された東京電力株式会社の経営・財務等に関する情報 緊急事態対応の検討に資するものとして提供された民間企業の経営に係る情報

人事院 職種別民間給与実態調査対象事業所の調査票情報
内閣府本府 機械受注統計調査の調査対象の名前等の調査票の内容

公正取引委員会 ソフトウェア制作業における下請取引の実態調査におけるアンケート調査票のローデータのうち、名称、代表者氏名、本社所在地、支社・支店数、正社員数、資本金、主な業務内容、年間売上高、アンケート記載担当者氏名・役職・連絡先部署・連絡先及び具体的記述のうち特定の事業者を識別できる情報

警察庁 電磁的記録の解析に必要な情報

金融庁 未公表の金融機関決算情報 懲戒処分に関係した公認会計士の監査調査 株式会社産業再生機構が作成した対象事業者に係る再生計画の具体的内容等の情報 公認会計士・監査審査会配布資料のうち監査法人等の採用等の情報

報

消費者庁 事務所を公募する際に応募者から提出された文書等のうち不動産の名称及び賃貸借条件に関する情報 特定の会社に対して法律に基づく業務停止命令等を行う際に作成した供述調書等の文書 特定のパブリックコメントに際して提出された意見のうち意見提出者たる法人等を特定することが可能となる情報

総務省 研究会等に提出された文書のうち電気通信事業者の稼働施設等の経営情報 電気通信事業者からの意見の申出の処理に関する文書のうち電気通信事業者の役務に係る提案価格等の経営情報

法務省 債権管理回収業に関する実態調査の回答内容に関する情報

外務省 無償資金協力のため特定の銀行から提供された被援助国の口座残高に関する情報 財務省 特定の企業の再建に関する情報 小売定価の認可申請に対する審査を行う際に特定の企業より任意に提供された情報
文部科学省 競争参加者から競争参加資格の

審査のために提出された競争参加者のノウハウに関する情報 学校法人の管理運営上の問題について提供された情報 大学で検討段階にある教育内容・教育体制の改善方策等に関し、大学から任意に提出された情報 法令の改正に当たり、企業から提供を受けた商品に関する情報 厚生労働省 いわゆるサリドマイド訴訟に関する文書のうち和解交渉議事録に関する情報 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)に基づき脳死判定され、臓器提供が行われた事例に関する医学的な検証作業に関わる情報で、臓器提供が行われた医療機関から任意に提供された情報

農林水産省 食品の不正表示に関して国が行った任意調査報告書のうち関係会社の経営に関する詳細な情報

経済産業省 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)に基づく業務停止命令を受けた特定の法人により被害を受けた消費者からの聴取内容の情報 株式会社産業再生機構が作成した対象事業者に係る再生計画の具体的内容等の情報

国土交通省 自動車損害賠償責任保険調査業務に関する情報 自動車の不具合情報に係る技術検証に関する技術的な情報 特定の民間法人の労働災害補償の給付方法に係る情報 自動車の事故・火災情報報告書のうち備考欄に記載された情報 ユーザーからの自動車に係る不具合情報のうち申告した法人名及び当該法人の電話番号 ボディースキャナーに関する各製造メーカーから提出又は報告された自社の機器の詳細な情報 鉄道事業者から提供された各線区ごとの輸送量実績・営業収益の明細等関係会社の経営に関する詳細な情報 自動車登録のあり方に

関する検討会の事前提出資料に対する各法人からの意見 事故船舶運行会社における海難の防止を目的とした安全基準の検討過程に係る情報

環境省 中央公害対策審議会大気部会自動車排出ガス専門委員会作業委員会及びディーゼル黒煙低減技術の開発状況に関する調査資料のうち自動車メーカーから提供された技術情報 中央環境審議会廃棄物部会最終処分基準等専門委員会資料のうち最終処分場における周辺への飛散等の実態調査結果 農用地土壌及び農作物に係るダイオキシン類調査のうち調査に協力した法人等から取得した試料採取地点名及び試料採取地点ごとのデータ 特定市において実施した危険物発見箇所周辺環境調査において法人等の協力により実施したアンケート結果

防衛省 海上自衛隊のインド洋での洋上給油活動に係る燃料調達の随意契約に当たって各法人に対して行った燃料供給能力調査への回答のうち、特殊な具体的条件下における各法人の燃料供給能力及び対応能力に係る情報

会計検査院 物品の調達において複数の民間業者より見積合わせを実施する際に採用されなかった民間業者から提出された見積書等に係る情報 委託契約において再委託を認める場合に提出させる承認申請 競争契約において調査基準価格を下回った入札があった場合に当該業者より後日提出される入札内訳書等の書類に係る情報

放射性物質の拡散対策に関する再質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年二月二十一日

川田 龍平

参議院議長 平田 健二殿

放射性物質の拡散対策に関する再質問主意書

私が本年二月九日に提出した「放射性物質の拡散対策に関する質問主意書」(第百八十回国会質問第二〇号)に対する二月十七日付の答弁書(内閣参質一八〇第二〇号)では、数値の根拠等に対する説明が不足している。モニタリングポストの設置拡充の必要性に関する質問と併せて、以下、再質問する。

一 前述の答弁書には「これらの結果を基に、人がスギの花粉を吸入した場合に想定される内部被ばく線量を、一定の条件の下で試算したところ、最高値として毎時〇・〇〇〇一九二マイクローシーベルトとの結果を得た」とある。この一定の条件とは、どのような条件なのか具体的に明らかにされたい。

二 前述の答弁書には「当該最終処分場の周辺住民の埋立て終了後の被ばく線量は年間十マイクローシーベルトを下回るとの結果を得た」とある。これはどのような計算過程から帰結した数値か、その計算過程を具体的に明らかにされたい。

三 前述の答弁書には「福島県内のバグフィルターを設置している焼却施設で、放射性セシウムを含む廃棄物を焼却した際の集じん器に流入する燃焼ガス及び排ガス中の放射性セシウム濃度の調査を行った」とある。福島県内での調査について、具体的にどここの焼却炉について、どのような調査結果から、「排ガス処理設備における放射性セシウムの除去率が九十九・九パー

セント以上である」との最終的な結果を得るに至ったのか、具体的に明らかにされたい。

四 チェルノブイリの原発事故の教訓に基づけば、放射性物質に汚染されているものを燃やすことは小型原子炉を地域につくることに等しいとの考えもある。この考え方の下では、放射性物質を漏出する可能性がある民間施設(例えば、大学の研究機関等)においても、空中放射線量を常時監視できるモニタリングポストを近隣に設置することが一般的である。これらの点を考慮すれば、今後被災地のがれきを焼却する予定がある施設の周辺では、空中放射線量を測定するための固定型のモニタリングポストを設置し、その数値を公開することで、安全性を確認するとともに、政府への信頼性の確保を図るべきと思料する。このモニタリングポストの設置につき、政府は受入自治体に対して何らかの働きかけをする予定はないのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員川田龍平君提出放射性物質の拡散対策に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出放射性物質の拡散対策に関する再質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「一定の条件」については、農林水産省が平成二十四年二月八日に公表した「スギ雄花に含まれる放射性セシウムの濃度の調査結果

について」の参考二「人体が受ける放射線量の試算において、「前提条件」として示しているとおりであり、当該文書は、同省のホームページで公表している。

二について

御指摘の「数値」は、一辺二百メートル、深さ十メートルの最終処分場全体に、セシウム一三四及びセシウム一三七（以下「放射性セシウム」という。）について、それらの放射能濃度の合計（以下「放射性セシウム濃度」という。）が一キログラム当たり八千ベクレルの廃棄物を埋め立て、当該処分場の境界線の一辺の中央部分（以下「境界線中央部分」という。）に周辺住民が居住したと仮定した場合、最も影響を受けやすい子供の外部被ばく線量を試算したところ、埋立処分終了直後からの一年間においても、年間七・八マイクロシーベルトとなることから得たものである。なお、当該試算に当たっては、当該廃棄物を三メートル埋め立てることに五十センチメートル中間覆土し、当該処分場の地表面に五十センチメートル覆土すること及び当該子供が一年間絶えず境界線中央部分に居住し、居住時間の二十パーセントを屋外で過ごすことを前提とした。

三について

お尋ねについては、福島県福島市に所在するあらかわクリーンセンターにおいて、放射性セシウムを含む廃棄物を焼却した際の集じん器に流入する燃焼ガス（以下単に「燃焼ガス」という。）中及び集じん器から流出する排ガス（以下単に「排ガス」という。）中の放射性セシウム濃度を測定し、これらの測定結果を基に放射性セシウムの除去率（以下単に「除去率」という。）を算出したものである。これらの放射性セシウム濃

度は、複数の箇所における測定値を合算したものであるが、当該測定値の一部には、検出限界未満の数値が含まれていたため、より安全側に立って、当該数値については、燃焼ガス中にあつては零、排ガス中にあつては検出限界としたところ、燃焼ガス中及び排ガス中の一立方メートル当たりの放射性セシウム濃度は、それぞれ二百二十四ベクレル及び〇・一八五ベクレルとの結果を得たところであり、これらの結果を基に算出した除去率が、九十九・九二パーセントであったことから、御指摘の「最終的な結果」を得たものである。

四について

お尋ねについては、焼却施設の周辺住民に対する放射線の影響を確認する観点から、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十四条第一項等に規定する特定一般廃棄物処理施設等（以下単に「特定一般廃棄物処理施設等」という。）に該当する焼却施設においては、その設置者等は、同法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第三十三条第一号等の規定により、事業場の敷地の境界における放射線の量を七日に一回以上測定し、かつ、記録することとされている。また、特定一般廃棄物処理施設等に該当しない焼却施設においては、環境省が地方公共団体等に周知した「災害廃棄物の広域処理の推進について（東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン）」（平成二十三年八月十一日環境省策定）で、災害廃棄物を焼却する者は、月一回程度、排ガス中及び焼却灰の放射能濃度の測定を行う

こととされている。放射線の量等の測定及びその結果等の公表については、焼却施設の設置者等において実施されているところである。

外国人土地法に替わる新たな法整備に関する
質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月二十一日

参議院議長 平田 健二殿

佐藤 正久

外国人土地法に替わる新たな法整備に関する
質問主意書

平成二十四年二月二十日の衆議院予算委員会において、田中防衛大臣は、安全保障上の問題がある土地の外国資本による買収を制限するため、新たな法整備を急ぐべきとの考えを示した。

この問題については、平成二十二年十月十五日の参議院予算委員会においても、菅内閣総理大臣（当時）が、大正十四年に制定された外国人土地法に基づき、特定地域での外国人の土地所有権を制限する政令を出す必要があるかどうか検討する考えを明らかにするとともに、国防関連施設周辺や島嶼部を指定した勅令は、終戦直後に廃止されており、事実上、同法が形骸化していることも指摘している。

これらの問題意識は、我が国の安全保障上、極めて重要なものであり、国会において議論を深めていくべきであると認識している。

右の点を踏まえ、以下質問する。
一 政府は、前述の菅内閣総理大臣（当時）の答弁を受けて、如何なる検討を行ったのか、詳細を明らかにされたい。また、仮に検討が行われて

いないとするならば、それは如何なる理由によるものか明らかにされたい。

二 前述の田中防衛大臣の答弁における「新たな法整備」とは、現行憲法下において、外国人土地法に替わる実効性ある法律であるべきと認識している。政府は、同答弁を受けて、如何なる検討を行う考えであるのか、明らかにされたい。
右質問する。

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出外国人土地法に替わる新たな法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出外国人土地法に替わる新たな法整備に関する質問に対する
答弁書

一及び二について
平成二十二年十月十五日の参議院予算委員会における菅内閣総理大臣（当時）の答弁を受けて、外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）について調査を行い、同法の制定経緯等や諸外国の類似の法制度について把握したところである。

同法に替わり新たな法を整備することを含め、外国人等による土地取得に制限を設けることについては、関係府省庁の連携を図りつつ情報収集に努め、安全保障上の必要性や個人の財産権の保障の観点等の諸事情を総合的に考慮した上で、慎重に検討してまいりたい。

ガラスバッジ測定結果の総点検に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月二十一日

浜田 昌良

参議院議長 平田 健二殿

ガラスバッジ測定結果の総点検に関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、福島県の子どもの被ばく線量を把握するため、経費が平成二十三年度第二次補正予算で計上され、県内中学生以下約二十八万人及び妊婦約二万人にガラスバッジが配布されている。

しかしながら、これらの測定結果の一元的把握を国は怠つてきており、私が平成二十三年十二月八日に提出した「ガラスバッジ測定結果についての専門家支援及び対策立案への積極的活用に関する質問主意書」(第百七十九回国会質問第五十一号)において「個人情報には配慮しつつも、福島県全体としてどのような傾向にあるか把握・公表するとともに、その結果に基づき対策を立案すべき体制を至急構築すべき」と指摘したのに対し、政府は同年十二月十六日付けの同質問主意書に対する答弁書(内閣参質一七九第五一号)において、ようやく「被ばく線量の測定結果の把握等については、政府としては、福島県と協議の上、検討してまいりたい。」との答弁を行った。

一方、今年に入り、二本松市のマンションで高放射線量が計測された事実が判明し、放射能に汚染された砂利・碎石の使用実態が明らかになったが、その発覚のきっかけは、同マンションに居住する女子中学生のガラスバッジの測定結果であつ

たと報道されている。

このような国の対応の遅れを受け、政府がガラスバッジの測定結果を早期に把握すべきであるにもかかわらず、その責務を果たしていないとの国民の懸念とともに、放射能に汚染された物資の総点検を望む声が高まっている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 二本松市は昨年九月から三か月間、主に高校生以下を対象に個人積算線量計で外部被ばく線量を測定している。同年十二月十六日時点での測定結果における三か月間の積算平均値は、乳幼児と高校生が〇・四一ミリシーベルト、小学生と中学生は〇・三七ミリシーベルトだったのに対し、前述の女子中学生の測定値は一・六二ミリシーベルトであり、このような事態について国に報告されたのが同年十二月二十八日、経済産業省が詳細調査を行ったのは本年一月十日であつたと報道されているが、これらの事実関係について、政府の承知するところを示されたい。

二 今回の事態から、ガラスバッジの測定結果を政府として総点検する必要があると考えるが、野田内閣の見解如何。前記の答弁書において「被ばく線量の測定結果の把握等については、政府としては、福島県と協議の上、検討してまいりたい。」とあつたが、福島県とどのような協議を行い、どのような検討を行っているのか、その進捗状況を明らかにされたい。

三 前述の二本松市の女子中学生のように、他の子どもたちと比べて特に高い被ばく線量が計測された子どもの数は、福島県内での程度か。その計測結果における一か月当たりの積算平均値の一定の値の幅(例えば〇・二ミリシーベルト)毎の人数を示すとともに、高い被ばく線量

が計測された理由が明らかなものについてはその理由別に、政府として把握している範囲で明らかにされたい。

四 前記三の実態をいまだ政府として把握していないのであれば、何時までにその実態を把握できる体制を構築するのか、その期限を明らかにされたい。

五 放射能に汚染された碎石、コンクリートなどの流通・使用が判明したことを受け、公明党は本年二月一日に、可及的速やかに①その流通・使用実態の解明、②安全基準の設定、③碎石法及び砂利採取法に基づく点検指導さらには緊急措置命令による出荷停止措置の明確化、④風評被害を含む損害に対する政府・東京電力による賠償・仮払、⑤施工業者を含む関連事業者に対する緊急つなぎ融資、⑥他の汚染物資の流通の未然防止のための必要な法的措置の事前整備など、関係関係の連携の下で所要の対策に万全を期すことを、野田総理及び平野東日本大震災復興対策担当大臣(当時)に申し入れた。その後の政府の検討及び実施状況を明らかにされたい。

六 今後の避難解除による住民の帰還の不安の低減等のために、ガラスバッジの配布対象を帰還者にも拡大するという案も提起されているが、このような考え方に対する政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員浜田昌良君提出ガラスバッジ測定結果の総点検に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出ガラスバッジ測定結果の総点検に関する質問に対する答弁書

一について

政府においては、平成二十三年十二月二十八日に、二本松市から、中学生一名の個人積算線量計から三か月間で一・六ミリシーベルトの放射線量が計測されたため、当該中学生の住宅において放射線量を測定したところ、周辺より高い値が計測されたとの報告を受けたことから、その原因を特定すべく、同市と共同で関係者から事情を聴く等の調査を行ったところ、当該住宅のあるマンション(以下単に「マンション」という。)の基礎部分に用いられた碎石が原因となつた可能性があることが、平成二十四年一月六日に判明した。これを受け、経済産業省においては、同日より碎石の流通及び使用実態の調査を行ったものである。

二から四までについて

政府においては、福島県と協議を行い、平成二十四年一月三十日に、同県に対して、各市町村における個人積算線量計による住民の被ばく線量の測定結果(以下単に「測定結果」という。)について、同県を通じて政府に速やかに提供するように各市町村に依頼することを求めている。

政府においては、同県より測定結果の提供を順次受けており、現在、その分析を行っているところである。

五について

お尋ねの点のうち①については、マンションの基礎部分に用いられた碎石が採取された採石場において汚染された可能性のある碎石については、流通及び使用実態の調査を実施しているところであり、当該調査においては、内閣府、

経済産業省、国土交通省等の関係府省及び地方公共団体が連携し、これらの砕石が使用されている住宅等であつて居住者等の了解が得られたものについて、平成二十三年度末までに放射線量の測定を完了させることを目指している。また、当該調査の結果については、政府において定期的に公表することとしており、平成二十四年二月十五日に最初の公表を行ったところである。

②については、専門家による検討会を開催し、学識経験者等の意見を聴きつつ、平成二十三年度末までに砕石の出荷基準の策定を目指すこととしている。

③については、採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)及び砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)は、国等において採石業者及び砂利採取業者以下「採石業者等」という。)に対して岩石及び砂利の採取に伴う災害の防止並びに岩石及び砂利の採取事業の健全な発達を図るために必要な指導等に努めるものとする規定し、また、都道府県知事等において岩石及び砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは採石業者等に対して採取に伴う災害の防止のために必要な措置をとるべきこと等を命ずることができると規定しているが、放射性物質に汚染された可能性のある砕石及び砂利の出荷や流通については、採取に伴う災害には該当せず、また、採取事業の健全な発達に係るものではないことから、これらの法律に基づいた指導や緊急措置命令を行うことは困難であると考ええる。

なお、これまでの調査結果から、年間推計積算線量が百ミリシーベルトを超える地域からの

砕石の出荷や流通は、現在は停止していることを確認しているところである。

④については、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)において、マンシヨンの所有者が受けた損害について、東京電力の福島第一原子力発電所の事故による風評被害に該当する可能性があるものとして、賠償を行うことを検討していると承知している。政府においては、現在、汚染された可能性のある砕石の流通及び使用実態の調査を進めており、今回の事態に至つた経緯や被害の実態について把握に努めているところ、東京電力において当該調査の結果も踏まえ、必要に応じその他の賠償を行うことについても検討するものと承知しており、被害者に対して適切な賠償を行うよう、東京電力に対して引き続き促してまいりたい。

⑤については、お尋ねの「関連事業者に対する緊急つなぎ融資」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して低利融資を行う等の支援制度が存在し、こうした制度の活用が可能であると認識している。

⑥については、本事業を受け、原子力災害対策本部において、当面の対応を取りまとめ、関係府省に対して同様の事案が起きるおそれがないか注意喚起を行っているところである。

六について
お尋ねについては、住民の不安の低減等のために、今後どのような対応をしていくことが適当か、福島県及び関係市町村とも協議の上、検討してまいりたい。

ヨ一ネ病対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月二十二日

紙 智子

参議院議長 平田 健二殿

ヨ一ネ病対策に関する質問主意書

現在、多くの産業獣医師から、ヨ一ネ病の検査の公定法であるELISAについて、非特異反応が多く、検査キットとしては問題があるとの声がある。

それを裏付けるように、新潟県中央家畜保健衛生所が出した「ヨ一ネ病ELISA非特異反応が認められた酪農場で分離された抗酸菌との報告でも、新潟県の酪農場においてELISAによる抗体検査で十七頭のヨ一ネ病患者を摘発したが、すべての患者について菌培養検査や遺伝子検査を行った結果、ヨ一ネ菌の存在が認められなかったことが指摘されている。また、下越家畜保健所が出した「ヨ一ネ病抗体非特異反応が疑われた農場における防疫対応」との報告においては、「平成二十年度診断予防技術向上対策事業でもエライザのみが陽性となる個体が五パーセント程度認められており」として、「免疫学的検査法だけでヨ一ネ病と診断する現行の診断基準を再検討する必要がある」としている。

このように、各地の家畜保健衛生所からもELISAの非特異反応が五パーセントにも及ぶことが指摘され、診断基準の再検討が要請されているのである。

現在、ELISAで陽性とされ、殺処分される乳牛等は、評価額の四分の三しか補償されていない。その殺処分される乳牛の五パーセントが、患

畜でないということになれば、その家畜所有者は、評価額の四分の一について損失を被るようになるのである。さらに、「ヨ一ネ病防疫対策要領」によりヨ一ネ病発生農家(カテゴリー二「農場」と判定されることにより、家畜の販売や移動に著しい支障を来すことになるだけではなく、農場の評価も著しく低下し、直接的・間接的な経済損失額は巨額になることが想定される。家畜所有者に何の落ち度もないにもかかわらず、損失を被ることは許されない事態であり、こうした事態は正されなければならない。

については、以下質問する。

一 これだけの非特異反応があるELISAだけに依存した検査法を改め、菌培養検査を併存させるべきである。そして、ELISAで陽性になつても菌培養検査で陰性になつた場合は、評価額の補償は、全額にすべきであると考ええるが、政府の見解を示されたい。また、これらの対応が出来ない場合、その理由を明らかにされたい。

二 市販ELISAキットの非特異陽性反応について、政府はいつからその事実を承知していたのか。また、政府は、承知した時点で、現行のELISAキットの添付使用説明書にその旨の「注意書き」を追加するようメーカーに対する指導を行つたり、実際に診断キットを使用する家畜保健衛生所等に対する擬陽性の可能性に関する注意勧告や通達を行ったのか。

三 家畜所有者が所有する乳牛等が患者でないにもかかわらず、検査法の不備により殺処分された場合の損失について、政府は擬陽性により殺処分された頭数を把握しているのか。また、政府は、補償する義務がないと考えているのか。もし補償する義務がないと考える場合、その根

抛を明らかにされたい。さらに、政府が、補償する義務があるとする場合、どのような補償方法を検討しているのか、明らかにされたい。

四 農林水産省に設置されたヨ―ネ病検査に関する技術検討会では、「新たな検査法が導入されるまでの間、エライザ検査の結果に基づく、ヨ―ネ菌感染の有無の判定については慎重に行う必要がある。」としているが、今後の具体的な対応について示されたい。

五 日本における家畜伝染病の中で、ヨ―ネ病の発生件数は、群を抜いて高いものになっている。そのような中で、前述の指摘にあるような問題を有するELISAによる検査を放置し、二〇〇七年秋以降、菌培養検査を事実上実施できない状況を作り出してきた政府の責任は極めて重大である。その責任について、政府はどのように受け止めているのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員紙智子君提出ヨ―ネ病対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出ヨ―ネ病対策に関する質問に対する答弁書

一について

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。)第五条第一項の規定による命令により実施されるヨ―ネ病の検査の方法については、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一

(以下「別表」という。)において、エライザ法による検査(以下「エライザ検査」という。)とともに、お尋ねの菌培養検査を含む細菌検査を規定している。

ヨ―ネ病の検査により患者と一旦判定された家畜については、同病のまん延を防止するため、都道府県知事に対し、法第十七条第一項の規定に基づき当該家畜の所有者等にこれを殺すべき旨を命ずるよう指導しており、改めて細菌検査その他の検査を行うことは想定していない。

なお、同条の規定により家畜が殺された場合には、国は、法第五十八条第一項の規定に基づき、法第十七条の命令があった時における当該家畜の評価額の五分の四を手当金として家畜の所有者に対して支払っている。

二について

一般的に、エライザ検査を含む抗体検査の特性として、疾病にかかっていない家畜であっても陽性を示す可能性があることは、周知の事実である。と承知しており、都道府県に対し、エライザ検査を用いてヨ―ネ病の患者であるか否かを判定するに当たっては、複数回の検査を行うなど、正確な診断に努めるよう指導しているところである。

三について

一般的に、抗体検査の特性として、疾病にかかっていない家畜であっても陽性を示す可能性があるものと認識しているが、個別の家畜について、陽性を示した家畜が実際には疾病にかかっていなかったか否かを検証することは困難であることから、お尋ねの頭数について把握することは、困難であると考えている。

また、一について述べたとおり、法第十七

条の規定により家畜が殺された場合には、国は、法第五十八条第一項の規定に基づき、手当金を当該家畜の所有者に対して支払っている。

四について

本年一月二十五日に農林水産省が開催したヨ―ネ病検査に関する技術検討会において、新たな科学的知見に基づき、エライザ検査については、ヨ―ネ菌以外の抗酸菌が原因となつて陽性反応を示す可能性が否定できない旨の見解が示されたところであり、農林水産省としては、直ちに当該見解を都道府県等に対し周知したところである。

さらに、「ヨ―ネ病の検査におけるエライザ検査の非特異反応への対応について」(平成二十四年二月一日付け二三消安第五一〇五号農林水産省消費・安全局長通知)を发出し、都道府県に対し、今後、専門家、都道府県等の意見を聴いた上で、別表等を見直すことを明らかにするとともに、別表等が見直されるまでの間のヨ―ネ病の検査に関しては、過去三年以内に、細菌検査又は遺伝子検査の結果、陽性となつた家畜がいなかった農場については、エライザ検査を用いてヨ―ネ病の患者であるか否かを判定する場合には、遺伝子検査を併せ行い、その結果が陽性であったときに患者と判定するよう指導したところである。

五について

農林水産省においては、ヨ―ネ病の検査が的確に実施されるよう、科学的知見に基づき必要な措置を講じてきたところであり、今後も、最新の科学的知見に基づき必要な措置を適切に講じていく考えである。

自由権規約委員会に対する日本政府の第六回定期報告の提出に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年二月二十三日

参議院議長 平田 健二殿 福島みずほ

自由権規約委員会に対する日本政府の第六回定期報告の提出に関する質問主意書

自由権規約委員会(以下「委員会」という。)に対する日本政府の第六回定期報告の提出期限は、二〇一一年十月二十九日となつており、既に四か月近くが経過しているが、いまだに未提出のまゝと聞いている。そこで、以下質問する。

一 政府は、第六回定期報告をいまだ提出していないと聞くが、提出のための準備の進捗状況を示されたい。また、委員会から督促等は受けているか。

二 政府は、前回の第五回定期報告においても、提出期限より四年二か月遅延して提出している。このことは、前回の第五回定期報告の審査における委員会の最終見解においても、「定期報告の締切が二〇〇二年十月であつたにもかかわらず、報告書の提出が二〇〇六年十二月であつたことに留意する。」と、わざわざ序論にて指摘されているところである。このことについて、私が二〇〇九年五月二十五日に提出した「死刑制度に対する自由権規約委員会の最終見解に関する質問主意書」(第百七十一回国会質問第一七六号)に対する答弁書(内閣参質一七一第一七六号)では、「次回の政府報告の提出については、政府として、一層の努力を傾注して、早期提出に努めてまいりたい。」との答弁であつ

た。定期報告の提出期限は、守るべきであるとの政府見解に変更はないか。

三 定期報告の提出期限は、守るべきであると政府が考える場合、「政府として、一層の努力を傾注して、早期提出に努め」たにもかかわらず、再び遅延することとなった理由は何か。その責任の所在は、どこにあると考えるか。

四 第六回定期報告の提出はいつになるのか。前記二の答弁書にあるように「早期提出に努める」という答弁ではなく、いつまでに提出するか、具体的な期限を示されたい。

五 前回の第五回定期報告の審査における委員会の最終見解のParagraph三十三において「委員会は、締約国の第五回定期報告及び本最終見解を出版し、日本語及び可能な範囲で国内少数言語によって一般の公衆、司法機関、立法機関、行政機関に幅広く広めることを要求する」とあるが、この点について具体的にどのような対応をしたか。

六 政府は、二〇一〇年九月に委員会の勧告に対するフォローアップの情報提供を求められたが、これに応じなかったと聞く。これは事実か。これが事実であるならば、応じなかった理由は何か。

七 第五回定期報告の審査における委員会の最終見解の履行にあたって、政府とNGO等の市民社会との間の協働がどのように行われたのか、具体的に示されたい。また、二〇一一年九月にNGOからヒアリングを行ったと聞くが、①正確な実施日時、②告知の方法及び対象、③告知期間並びに④参加団体数及びそれぞれの主な活動領域について、具体的に明らかにされたい。右質問する。

平成二十四年三月二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員福島みずほ君提出自由権規約委員会に対する日本政府の第六回定期報告の提出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出自由権規約委員会に対する日本政府の第六回定期報告の提出に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和五十四年条約第七号。以下「規約」という。）第四十条第一項の規定に基づき我が国が自由権規約委員会から提出を要請される報告（以下単に「報告」という。）のうち、平成二十三年十月二十九日を提出期限とされたもの（以下「第六回報告」という。）に関しては、政府としては提出期限までに提出するべく努力してきたが、外務省を始めとして関係する府省庁が多岐にわたり、作業も膨大なものであったことから、作成に時間を要しているものである。現時点で第六回報告の具体的な提出時期を示すことは困難であるが、自由権規約委員会からは速やかな提出を求められていることから、政府としては、一層の努力を傾注して、早期提出に努めていく考えである。

五について

報告のうち、平成十八年十二月二十日に我が国が自由権規約委員会に提出したもの（以下「第五回報告」という。）並びに第五回報告に対する規約第四十条第四項に規定する自由権規約委員会の報告及び意見（以下「第五回最終見解」という。）については、外務省において、関係府省

庁、最高裁判所、衆議院及び参議院並びに関係する国会議員並びに都道府県等に対し、英語の原文及び日本語訳を配布した。また、外務省ホームページに掲載するとともに、要望に応じ、報道関係者等に対し、随時配布している。

「国防の基本方針」改定に関する質問主意書
平成二十四年二月十七日の衆議院予算委員会において、自由民主党の石破茂委員が、昭和三十三年五月二十日に閣議決定された「国防の基本方針」について、閣議決定以来約五十五年の間、全く改定されなかったこと自体が異様なことであるとした上で、自由民主党として改定に言及するとともに、政府に対してもその検討を求めた。

第五回最終見解に対するフォローアップとして我が国から自由権規約委員会に提出した情報に関し、平成二十二年九月二十八日に自由権規約委員会から追加的に求められている情報については、第六回報告において回答することとしている。

七について

政府としては、第五回最終見解を受け、第六回報告の作成に当たっては非政府組織等と対話を行うことが重要であると考え、平成二十三年十月四日に、非政府組織等との意見交換会を実施した。当該意見交換会は、外務省ホームページにおいて、同年九月五日から二十一日までの間、広く一般を対象に参加者を募集し、四名が参加したところである。なお、お尋ねの「活動領域」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として参加者それぞれがどのような分野を主なものと考えて活動しているかについてはお答えする立場にはない。

「国防の基本方針」改定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年二月二十七日

参議院議長 平田 健二殿

佐藤 正久

それに対し、野田内閣総理大臣は、国際環境や科学技術の進展など時代による変化を指摘し、「半世紀たつてもその見直しがなかった」ということは、多分うかつだったんだなと思います。私は大いに議論すべきだと思います」と答弁した。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 野田内閣総理大臣は、前述の答弁の中で、「多分うかつだったんだなと思います」と述べているが、この「うかつ」の意味するものは何か、また誰を対象としたものであるのか、明らかにされたい。

二 「国防の基本方針」は、その閣議決定当時の国内外の情勢などから、国際連合への過度の期待、また米国への依存度など、現在の我が国の国力・国情、安全保障環境の変化などと合致していない部分もあると認識しているが、政府は、野田内閣総理大臣の前述の答弁を踏まえ、「国防の基本方針」改定に向けた検討を行う考えはあるか。

三 防衛計画の大綱は、「国防の基本方針」を受けて、おおむね十年を区切りとした中長期的な視点で、我が国の安全保障政策や防衛力の規模を定めた指針であると認識している。

「国防の基本方針」の改定が行われた場合、それに併せて防衛計画の大綱等の見直しも行われ

平成二十四年三月二十一日 参議院会議録第七号

質問主意書及び答弁書

るべきと考えるが、政府の見解如何。
右質問する。

平成二十四年三月六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出「国防の基本方針改定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出「国防の基本方針」改定に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

「国防の基本方針」(昭和三十二年五月二十日閣議決定。以下「方針」という。)は、我が国の国防の目的を明らかにするとともに、この目的を達成するための基本方針として、国際協調等世界平和への努力の推進、民生安定等による安全保障基盤の確立、効率的な防衛力の漸進的な整備及び日米安全保障体制を基調とすることを定めており、その決定以来、今日に至るまで、我が国の防衛政策の基礎をなしてきている。

方針は、現下の状況においても引き続き妥当であると考えており、政府としてこれを直ちに見直すことは考えていないが、我が国を取り巻く安全保障環境の変化も踏まえ、方針も含めた我が国の防衛政策の在り方について、今後、国会等において活発な議論が行われることは意義があると考えている。

御指摘の平成二十四年二月十七日の衆議院予算委員会における野田内閣総理大臣の答弁についても、このような観点から申し上げたものである。

なお、「平成二十三年以降に係る防衛計画

の大綱」(平成二十二年十二月十七日閣議決定)については、方針を前提として策定されているものであるが、政府としては、現時点でこれを見直すことは考えていない。

救命救急医療の精度向上を目指した更なる高速道路網の強化及びスマートICの適切な設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年二月二十八日

秋野 公造

参議院議長 平田 健二殿

救命救急医療の精度向上を目指した更なる高速道路網の強化及びスマートICの適切な設置に関する質問主意書

救命救急医療の精度を向上させるために、これまで、現場における医療従事者、消防関係者等の懸命かつ尊い尽力とともに、行政においても第三次救急医療機関の整備、ドクターヘリやドクターカーの導入などのソフト及びハードの両面から命を守る取組が実施されてきた。

救命救急センターは、当初百万人に一か所を目途に整備が行われた結果、これまで、全国に二百か所以上の施設が整備されてきた。しかしながら、複数の救命救急センターが設置された地域がある一方で、特に地方では最寄りの救命救急センターまで長時間の搬送を要する地域も多数存在し、地域間の偏在についてはまだ課題が残されている。

こうした課題の克服には、既存の救命救急センターの機能強化だけでは困難であり、救命救急医

療へのアクセス向上が求められる。

救急車等による出勤から医療機関への収容までに要する時間が評価され、その時間短縮の成否が常に問われ続けているのは、発症から医療機関で診療を受けるまでのアクセス時間の長短が患者の予後・救命効果を左右するからである。

そのため、ドクターヘリ、ドクタージェット等の空路による搬送手段の導入は、救命救急医療へのアクセス時間を飛躍的に短縮させた。しかしながら、夜間・悪天候時に出勤ができない等の課題も残ることから、ドクターカー、救急車等を用いた陸路による搬送手段の整備によるアクセス向上は、常に救命救急医療を強化する対策として不可欠のものである。これらの車両が通行する道路、とりわけ高速道路及び周辺道の整備も併せて実施することにより、アクセス短縮は実現する。

特に地方においては、高速道路の整備が極めて有効な手段であると思われるが、さらに高速道路と周辺道路との関係にも配慮が必要である。例えば、長崎県の第三次救急医療機関である独立行政法人国立病院機構長崎医療センターは、長崎県央に位置し、数多くの離島から空路搬送により、また、島原半島を含めた県南・県央の広域から長崎道を用いて患者が搬送されてくる。しかし、直近の大村インターチェンジ(以下「IC」という。)から約六・七キロメートルの距離があり、大半の患者が搬送される南部からのアクセスは同センターと直近の位置にある木場パーキングエリアから計算すると合計で約十三・四キロメートルの距離を大きく迂回して患者を収容させている。この迂回に要する時間は少なくとも二十分程度と見積もられるところ、木場パーキングエリアにスマートIC(高速道路の本線やサービスエリア、パーキン

グエリア、バスストップから乗降ができるように設置されるインターチェンジ)を設置すれば、搬送時間は短縮し、救命に大きく貢献する。

関係府省は一体となって、様々な施策を組み合わせることで、どこで患者が発生したとしても一定のアクセス時間内に、救命が行われる体制整備に努めるべきである。救命救急医療の精度向上について、これまでの関係各位の取組を評価した上で、更なる向上を目指す立場から、以下質問を行う。

一 スマートICの整備は既に整備されたインフラを用いて、経済的かつ効率的に高速道路と医療機関のアクセスを向上させ、救命救急医療の強化に極めて有効な手段となりうる場合があると考えているが、政府の見解を示されたい。

二 独立行政法人国立病院機構長崎医療センターのように、スマートICの設置によりアクセス向上が図られる結果、搬送時間が短縮できる事例については、救命救急医療の強化に極めて有効な手段であることから、政府は地方自治体と情報共有するとともに、関係自治体から相談があれば適切に対応するべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員秋野公造君提出救命救急医療の精度向上を目指した更なる高速道路網の強化及びスマートICの適切な設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

二
に
つ
い
て

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

山谷えり子

100

本年四月より中学校で使用される東京書籍発行の地図帳「新しい社会科学地図」は文部科学省の検定

「台湾（一九四五 中国へ返還）」と記述している。

また、高校の日本史教科書のうち、山川出版社

一方、東京都教育委員会

削除した。

はかりだろう。

そもそも、日本政府の台湾に関する発言をた

台湾は中華民国のものではない

つまり、台湾を領有し統治していた日本は、中

そこで、以下のとおり質問する

をあらかじめ申し添える。

の見解を示されたい。

政府は 東京都教育委員会が台湾返還の記述

四 日本が台湾を中国（中華民国）に返還した事実

右質問する。

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議員山谷えり子君提出台湾返還に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一及び四について

二 について

及び四について述べたとおりである

御指摘の教材は、地理歴史科に属する学校教
育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

京都教育委員会が作成した教科用図書であると

承知している。東京都立高等学校が当該科目においてどのような記述の教科用図書を使用するかについては、東京都教育委員会が適切に判断すべきものであると考えている。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく貸付条件の変更等の状況に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年二月二十八日

中西 健治

参議院議長 平田 健二殿

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく貸付条件の変更等の状況に関する質問主意書

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成二十一年十二月に施行され、平成二十三年三月を以てその効力を失うとされていたところ、平成二十三年三月に期限を一年間延長する改正がなされ、平成二十四年三月末までその効力を有することとなっている。今般、政府は更なる一年間の延長を、今回限りとして、再度延長する改正案を国会に提出したことから、これまでの運用状況について確認をするため、以下質問をする。

一 金融機関が、中小企業者及び住宅資金借入者向け融資において、同法に基づく貸出条件変更に応じた債権額が当該金融機関の同種の総貸出残高に占める割合の最大値、最小値及び平均値について、金融庁が「中小企業金融円滑化法に

基づく貸付条件の変更等の状況について」で用いている「主要行等」、「地域銀行」、「その他の銀行」、「信用金庫」、「信用組合」、「労働金庫」、「信農連・信漁連」及び「農協・漁協」の区分に従って示されたい。

二 前記一の条件変更債権に対する引当割合について、中小企業者向け及び住宅資金借入者向けに分けた上で、前記一と同じ金融機関区分ごとに示されたい。

三 前記一の条件変更を二度行った貸出先及び三度以上行った貸出先の数並びにそれぞれの貸出総額を中小企業者向け及び住宅資金借入者向けに分けた上で、前記一と同じ金融機関区分ごとに示されたい。

四 前記一ないし三の数値を踏まえ、元々臨時措置としての位置づけである同法を再延長する必要性について、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員中西健治君提出「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく貸付条件の変更等の状況に関する質問に対する答弁書

参議院議員中西健治君提出「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」に基づく貸付条件の変更等の状況に関する質問に対する答弁書

一について
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成二十一年法律

第九十六号。以下「中小企業金融円滑化法」という。)第四条第一項及び第五条第一項に基づき、中小企業者及び住宅資金借入者から金融機関に対し、債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあり、当該貸付けの条件の変更等の措置が講じられた債権の額については、当該金融機関から中小企業金融円滑化法第八条第一項に基づく行政庁への報告(以下「法定報告」という。)を求めているが、債権の額は、中小企業金融円滑化法の施行日である平成二十一年十二月四日から特定の時点までの当該債権の額の累計を示すものであり、その中には、過去に同一の債務者に対し複数回の貸付けの条件の変更等を講じた債権の額も含まれているため、特定の時点における当該債権の残高を示すものではない。したがって、お尋ねのような、貸付けの条件の変更等の措置が講じられた債権の額の残高が当該金融機関の中小企業者及び住宅資金借入者向けの総貸出残高に占める割合は、把握していない。

く貸付けの条件の変更等の取組は、基本的には、定着してきていると考えられる一方、民間金融機関等からは貸付けの条件の再変更等が増加しているなどの問題も指摘されているところである。このような点を勘案し、政府としては、金融規律の確保のための施策を講ずるとともに、中小企業者等の経営改善支援を含む総合的な取組を推進し、事業再生等に向けた支援に軸足を円滑に移していくことを前提として、中小企業金融円滑化法の期限を一年間再延長することを内容とする「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」を今国会に提出したところである。

平成二十四年二月二十九日

佐藤 正久

参議院議長 平田 健二殿

防衛大学校の在り方に関する質問主意書
防衛省設置法第十六条では、防衛医科大学校について、「防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練をつかさどる」と規定し、同条第四項ないし第六項において、教育訓練を受けることのできる者、教員の資格、設備基準等について、学校教育法に基づくことを明記している。また、同校卒業生は、防衛省設置法第十七条において、医師法第十一条第一号に規定される「学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者」とみなされること

となつてゐる。

一方、防衛大学校は、防衛省設置法第十五条において、「防衛大学校は、幹部自衛官(三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。)となるべき者の教育訓練をつかさどる」と規定され、同条第二項において、「自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学並びに社会科学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究の能力を修得させるための教育訓練を行うとともに、当該研究を行う」とされているが、防衛医科大学校を規定する同法第十六条及び第十七条とは異なり、学校教育法等に準拠するような規定はない。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 第一百八十回国会に提出された防衛省設置法等の一部を改正する法律案では、防衛大学校において、当該教育訓練を修了してから六年以内に離職した者に対する償還金制度の導入が盛り込まれている。

防衛医科大学校卒業生は、学校教育法に準拠した教育を受け、医師法第十一条第一号に規定される者とみなされ、医師国家試験受験資格を取得できるため、既に自衛隊法第九十九条において、教育訓練を修了してから九年以内に離職した者に対する同制度は規定されている。

しかしながら、防衛大学校卒業生には、防衛省の努力により、独立行政法人大学評価・学位授与機構から「学士」の学位が授与される教育は実施されているが、防衛省設置法上、両校の教育実施に係る規定に大きな差がある。防衛大学校卒業生の卒業時の位置づけなどに鑑みれば、償還金制度の適用に当たっては、防衛医科大学校と同等の大学教育実施に係る規定の整備が必要であると考えるが、この点について、政府の

見解如何。

二 防衛省設置法第十五条において、「防衛大学校は、幹部自衛官(三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。)となるべき者の教育訓練をつかさどる」と規定されているため、幹部自衛官とは、国際的に見た場合、諸外国における「士官」と同様であり、防衛大学校は諸外国の「士官学校」と同様の教育機関であると認識している。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案における防衛大学校卒業生に対する償還金制度の導入について、防衛省は、授業料を支払って大学教育を受け「学士」を取得する一般大学生との負担の公平の確保を、その理由としている。

一 前述のとおり、防衛大学校は「幹部自衛官となるべき者の教育訓練をつかさどる」防衛省の施設等機関であり、一般大学生との負担の公平の確保を求めること自体が、本末転倒であると考えるが、政府の見解如何。

三 米国を始め諸外国の士官学校長の大半は将官であり、将来の国軍士官としての在るべき姿などを教導している。

しかしながら、防衛大学校長は、これまで大森寛氏(陸上幕僚長たる陸将で退官後、第二代学校長)を除き、すべて学者及び官僚出身者で占められている。

防衛省令では、学校長は教官をもつて充て、教授、准教授、講師及び助教は、教官又は自衛官をもつて充てると規定されている。

これによれば、学校長に自衛官をもつて充てることが出来ないが、今後、前述の大森寛氏の前例に倣って、退官した将官を教官に任じ、学校長に充てることは可能と考えられる。

今後、防衛大学校出身の退官した将官を教官

に任じ、学校長に充てることが可能か、政府の見解如何。もし不可であるとするならば、その理由は何か。また、それを禁じる内規などが存在するのかわかりにされたい。

右質問する

平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出防衛大学校の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出防衛大学校の在り方に関する質問に対する答弁書

一及び二について

防衛大学校は、防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十五条第一項において、「幹部自衛官・・・となるべき者の教育訓練をつかさどる」とこととされているところ、その教育課程においては、防衛大学校規則(昭和三十一年防衛庁訓令第八十一号)により、「大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)に準拠して、一般教育、人文・社会科学又は理工学及び防衛学に関する学理及びその応用を授け、幹部自衛官として必要な基礎となる学力及び技能を育成することとしている。

これを前提に、防衛大学校における教育は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき設置された大学(以下単に「大学」という。)と同等のものとして認められており、当該教育課程を修了した防衛大学校卒業生には、同法第一百四条第四項の規定に基づき学士の学位が授与されることが、所定の期間の勤続義務を果たして教育訓練の目的を達することなく離職する者に

ついては、授業料等を支払って大学を卒業した者との負担の公平の観点から、大学の授業料等を勘案した金額を国に償還させることが適当であると考へてゐる。

また、防衛大学校卒業生について償還金の制度を導入するに当たって、御指摘のような「大学教育実施に係る規定の整備」が必要であると考へてゐない。

三について

御指摘のような防衛大学校出身の退官した将官を教官に任用し、防衛大学校長に充てることが可能であり、それを禁じる内規は存在しない。

原発事故担当相による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会との接触に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月一日

岩井 茂樹

参議院議長 平田 健二殿

原発事故担当相による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会との接触に関する質問主意書

平成二十四年二月二十四日付けの新聞報道によると、「細野豪志原発事故担当相が二十日、東日本大震災の東京電力福島第一原発事故を受けた国会原発事故調査委員会の黒川清委員長に「原子力規制庁設置法案の説明」と称して接触していたことが二十三日、分かった。」とのことである。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会は、

国会による原子力に関する行政の監視に関する機能の充実強化に資するため、国会に設置された機関である。

にもかかわらず、原発事故発生後、首相補佐官として事故収拾に当たったことから、同委員会の調査対象者の一人となっており、かつ、現在も原発事故担当として行政の一員である細野氏が、同委員会に接触を図ることは、同委員会の独立性・中立性を脅かす行為であり、重大な問題と考える。

そこで、以下、質問する。

一 原発事故担当相が黒川委員長と接触したのは、二月二十日の何時から何時までであったか示されたい。

二 この件に関して、二月二十四日の参議院本会議において、野田佳彦首相は自由民主党の伊達忠一議員の質問に対して、「細野大臣と黒川委員長を始め国会事故調の皆さんとの接触について(中略)原子力組織制度改革法案の内容と趣旨を説明したものと聞いて」といると答弁している。

原発事故担当相が、黒川委員長以外に、原子力組織制度改革法案の内容と趣旨を説明した人物がいるか、具体的に示されたい。

三 前記二の答弁において、野田首相は「事故調の独立性に影響を及ぼす趣旨や内容ではなかったものと認識をしております。」とも述べている。

しかし、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法第六条では、「公正な職務の執行に対する国民の疑惑又は不信を招くおそれ」との文言があり、同条の保護法益には、「公正な職務の執行」という客観的要素だけでなく、「公正な職務の執行に対する国民の」信頼という主観的

要素も含まれることは明らかである。

今回の原発事故担当相の行動は、「公正な職務の執行に対する国民の」信頼を損なうものと考ええるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年三月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員岩井茂樹君提出原発事故担当相による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会との接触に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩井茂樹君提出原発事故担当相による東京電力福島原子力発電所事故調査委員会との接触に関する質問に対する答弁書

一について

細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣(以下「細野大臣」という。)は、本年二月二十日午後六時十五分頃から午後七時三十分頃まで、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という。)の黒川委員長等に対して、今国会に提出した原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案(以下「原子力組織制度改革法案」という。)等について説明を行った。

二について

細野大臣は、国会議員等の関係者に対して、今国会に提出した原子力組織制度改革法案等について説明を行っている。

三について

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成二十三年法律第百十二号)第六条は、事故調査委員会の委員長及び委員に対し、その職務を遂行する場合以外の場合において、利害関係者と面会等の方法により接触すること等の行為を行ったときに、必要な事項を記載した報告書を両議院の議長に提出することを義務付けるとともに、私的な関係がある者であつて、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する国民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合は、この限りでない旨を規定しているものと承知している。

防災啓発用冊子の発行に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月二日

加藤 修一

参議院議長 平田 健二殿

防災啓発用冊子の発行に関する質問主意書

二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらした。特に人的被害については、死者一万五千八百四十八人、重軽傷者六千十一人、行方不明者三千三百五十二人(二〇一二年二月十日現在)と、我が国災害史上類例を見ない規模の被災であつた。これほど痛ましい犠牲は二度とあってはならない。

地震や津波だけではない。死者・行方不明者九十二人の被害を受けた昨年八月の大型風水害(台

風十二号)、さらに、百人以上の死者を出した豪雪等と、日本列島では災害が頻発している。

しかも、災害はこの瞬間にも突然襲ってくる。二月十四日には、震度六の烈震一回、震度五クラスの強震三回が一日間で集中的に発生し、本年に入つて二か月間で震度五以上の余震は十六回も起きている。

これだけの大規模な自然災害が頻発する中、防災に関する知識や経験など、具体的な教訓を国民に提供するのには、第一義的に政府の責務であるはずである。

ところが、東日本大震災以降、政府による一般国民向けの防災啓発用冊子の新規発行が全く見られず、在庫ゼロだと言われている。昨年末の予算案編成後、第二十九回中央防災会議において、野田佳彦総理は「想定外のことが起こつたという言い訳はこれからは通用しません。想定した以上のことが起こり得るということを、前提に立つていかに備えるかが重要だと思ひます」と言明した。しかし、この発言は、国民に対してではなく、まずは政府自らに対して向けられるべきである。

この観点から、以下質問する。

政府(内閣府防災担当)が発行している国民向けの防災啓発用冊子は、「減災の手引き」、「みんなで減災」及び「二日前プロジェクト」の三種類と承知している。それぞれの発行年月及び発行部数を明らかにされたい。また、それぞれの現時点の在庫数及び東日本大震災以降の増刷数を明らかにされたい。

二 東日本大震災以降、前記一の三種類の防災啓発用冊子について、自治体、公民館及び国民から配布若しくは増刷の要請を何件受けたか、それらの要請にどのように対応したか。また、三種類の冊子の発行をなぜ中止しているのか、二

十四年度以降に発行の予定があるのか、具体的に明らかにされたい。

三 平成二十三年度第三次補正予算に全国防災対策費として五千七百五十二億円が計上された。

全国防災対策費の対象は、政府(内閣府)防災担当が昨年十二月七日に公表した「全国防災対策費の考え方」によれば「①東日本大震災の教訓、②緊急性、③即効性の要件を兼ね備えた防災、減災のための施策が必要条件となる」としている。

防災啓発を目的とする事業は、こうした条件に適合するものとするが、当該事業に係る経費が全国防災対策費に含まれるかを示した上で、政府の見解を明らかにされたい。

四 家庭や地域で地震、津波、風水害などから身を守り、減災の行動をとるためには、全国民が防災知識を有することが重要である。これらの知識を分かりやすく掲載した防災啓発用冊子が手元にあれば、災害時だけでなく普段から何度でも確認できる。放射能汚染からの防護方法も含めた防災啓発用冊子を作成し、一家庭に一部を配備してはどうかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 東日本大震災は実に多くの防災上の教訓を国民に示した。防災上の教訓として、国民から政府に対してどのような有益な提案や指摘があったのか、具体的に示されたい。また、これらの教訓に関する事実を把握するために実態調査を実施すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年三月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

平成二十四年三月二十一日 参議院会議録第七号

参議院議員加藤修一君提出防災啓発用冊子の発行に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加藤修一君提出防災啓発用冊子の発行に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「防災啓発用冊子」の印刷部数は、「減災のてびき」については、平成十九年三月に発行したものが三万部及び平成二十年三月に発行したものが三万部、平成二十二年三月に発行した「みんなで減災」については六万五千五百部、「二日前プロジェクト」については、平成二十年三月に発行したものが三万部、平成二十二年三月に発行したものが六万部及び平成二十三年三月に発行したものが五千五百部である。このうち東日本大震災以降に増刷したものは、「みんなで減災」が千五百部、平成二十三年三月に発行した「二日前プロジェクト」が千五百部である。

また、これらのパンフレットのうち、平成二十四年三月一日時点で、「二日前プロジェクト」には約千部の余部があるが、その他のパンフレットについてはいずれも配布を完了している。

二及び四について

東日本大震災以降平成二十四年三月一日までの間に直接内閣府が受けたお尋ねの「要請」は二十三件であり、それぞれのパンフレットの余部の状況に応じて配布してきたところである。

政府としては、家庭や地域で災害から身を守り、被害を減らす減災の行動をとるためには、国民一人一人が防災知識を身に付けることが重要であると考えており、これまでも、防災パンフレットを作成・配布するとともに、内閣府の

ホームページに掲載することにより、広く国民に提供してきたところである。

現在、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成二十四年度に発行するパンフレットの内容について検討しているところであり、効果的に周知する方法についても併せて検討してまいりたい。

三について

「全国防災対策費についての考え方」(平成二十三年十二月七日中央防災会議防災対策推進検討会議資料)において示しているところ、①東日本大震災の教訓、②緊急性、③即効性の要件を兼ね備えた防災に関する普及・啓発を目的とする事業については、全国防災対策費の対象事業となり得るものと考えている。

五について

お尋ねについては、例えば、平成二十三年七月に内閣府等が岩手県、宮城県及び福島県内の八百七十人の被災者を対象に実施した東日本大震災における津波避難等の実態調査によれば、津波からの早期避難、安全な避難場所の確保や確実な情報の伝達的重要性などに関する指摘があったところであり、今後、内閣府において、東日本大震災における津波からの避難行動を更に詳細に把握するための実態調査を実施することとしている。

農家経営を圧迫している廃用牛の出荷滞りに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月二日

森 まさこ

参議院議長 平田 健二殿

農家経営を圧迫している廃用牛の出荷滞りに関する質問主意書

東京電力福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質の影響により汚染された牧草や稲わらを餌として与えられた疑いのある牛のと畜及び県外移動が制限されている。

そのため、福島県では繁殖期を過ぎた和牛繁殖雌牛や搾乳を終えた乳用雌牛(以下「廃用牛」という)の出荷が滞り、農家は牛を更新できない上に飼料代などの管理費がかかり、それにより運転資金が枯渇し、農家の経営が逼迫している。

また、暫定規制値の見直しにより牛肉の出荷基準値は一キログラム当たり百ベクレルとなることから、更に長期間の飼育直しが必要となることも危惧され、農家は更なる経営の危機に陥っている。このような状況に鑑み、政府に対し、以下の質問をする。

一 出荷が滞っている廃用牛について、国による買上げや公共牧場等による集中管理を行わないのか。また、農家に対する飼料代等の管理費について、国は補助を行わないのか。政府の見解を明らかにされたい。

二 牛に与える飼料の暫定許容値が、キログラム当たり百ベクレルとされることから、農家の保管する牧草等で使用できないものが出てくることとなる。そのような事態に備えて、牧草等の検査体制を確立するとともに、牧草等の確保対策、使用できない牧草等の廃棄対策等を行わないのか。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年三月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

三七

医学的にも知られており、既に小児肥満は子ども
の健康を考える上で、大きな問題となっている。
乳製品には生活習慣病につながる飽和脂肪
酸が多く、学校給食用牛乳においては、無脂
肪・低脂肪牛乳を使用すべきである。私はこれ
まで子どもの健康を守るという視点から学校給
食用牛乳について質問してきたが、政府は、前

記のように「全ての供給日において無脂肪・低脂肪牛乳の供給を行うこととする」ことは、各学校の設置者の判断により可能であるが、対策による助成の対象にはならない」と答弁するなど、子どもの健康面への配慮が極めて乏しいものと言わざるをえない。

1 政府は、学校給食用牛乳について「全乳形態」での供給を原則としているが、子どもの健康面への影響、とりわけ飽和脂肪酸の過剰摂取による影響について、どのように考えているか示されたい。

2 学校給食における無脂肪・低脂肪牛乳の供給についても、政府は、前述のように「需要の変化に対応して多様な牛乳及び乳製品が開発され普及している状況にも対応することが適当と考えられる」と答弁するのみである。政府は、学校給食において、無脂肪・低脂肪牛乳を供給する子どもの健康面での利点をどのように考えているのか示されたい。

平成二十四年三月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員古川俊治君提出学校給食用牛乳に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員古川俊治君提出学校給食用牛乳に関する再質問に対する答弁書

一及び三について

学校給食用牛乳供給対策（以下「対策」という。）は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律昭和二十九年法律第百八十二号（第二十四条の三の規定に基づき、国内産の牛乳及び乳製品

の消費の増進を図ることにより酪農の健全な発達に資することを目的として実施している。近年では飲用牛乳の消費が減少傾向で推移する中で、対策においては、牛乳及び乳製品の原料となる生乳の成分がそのまま活用される形態（以下「全乳形態」という。）により牛乳を供給する方が、使用されない生乳の成分が発生し、別途、同成分を用いて製造されたバター等の消費を増進する必要がある成分調整牛乳等（成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又は発酵乳をいう。以下同じ。）を供給する場合と比較し、より効率的に国内産の牛乳の消費の増進を図ることができることから、全乳形態による供給を原則としているところである。

二について

一及び三についてでお答えしたとおり、対策においては、全乳形態による供給の方が、より効率的に国内産の牛乳の消費の増進を図ることができることから、成分調整牛乳等を供給する場合に国内産の牛乳の消費の増進が抑制されるという影響を最小限に抑えつつ、需要の変化に対応して多様な牛乳及び乳製品が開発され普及している状況にも対応するため、成分調整牛乳等の供給について年間供給日数の一割程度を上限としたところである。

四の1について

対策における全乳形態による供給と、児童等の飽和脂肪酸の過剰摂取及びそれによる健康への悪影響との間に、明確な因果関係があるとは承知していない。

四の2について

児童等の肥満対策等を行う必要がある場合には、脂質の摂取量を抑えるために無脂肪・低脂肪牛乳を使用することも一つの方法であると考

えるが、学校給食における無脂肪・低脂肪牛乳の使用については、脂質をはじめ必要な栄養素等をバランス良く確保する等の観点から、各学校の設置者が献立全体の中で適切に判断すべきものと考ええる。

野田首相の沖縄訪問に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月二日

参議院議長 平田 健二殿 糸数 慶子

野田首相の沖縄訪問に関する質問主意書

野田佳彦首相は本年二月二十六日と二十七日の両日、沖縄県を訪れ、二十七日には仲井眞弘多知事ら沖縄県の政財界のトップと会談した。野田首相の沖縄県訪問における言動の全ては沖縄県民にとつて極めて重要な意味を持つことから以下、質問する。

一 沖縄の地元紙の報道によると、野田首相は仲井眞知事との会談において、二〇〇八年十二月に一度開催された日米地位協定の改定を視野に入れた日米の連絡会議（以下「連絡会議」という。）の再開に言及したとされる。この際の野田首相による連絡会議の再開に関する発言の内容を一言一句明らかにした上で、日米地位協定の改定に対する政府の見解を示されたい。

二 野田首相は二月二十七日午後五時二十分過ぎには航空自衛隊那覇基地において民主党政権沖縄県総支部連合会（以下「県連」という。）の新垣安弘代表らと会談した。報道等によると、野田首相はその際にも連絡会議の再開にふれ、「地位協

定で二つの運用を改善してきたが、改定に向けてテーブルを持ちたい」と話したとされる。県連との会談における県連側の出席者と、会談における日米地位協定の改定に関する野田首相の発言の一切について、政府の承知するところを明らかにされたい。

右質問する。

平成二十四年三月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員糸数慶子君提出野田首相の沖縄訪問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出野田首相の沖縄訪問に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十四年二月二十七日の野田内閣総理大臣と仲井眞沖繩県知事との会談において、野田内閣総理大臣は、「在日米軍施設・区域に係る日米両政府の代表及び渉外知事会との連絡会議」の開催について、米側とも相談しながら検討したい旨述べたところである。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）については、今後とも、日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、普天間飛行場の移設問題や在沖繩米海兵隊のグアムへの移転など他の喫緊の課題の進展を踏まえつつ、その対応について検討する考えである。政府としては、まずは、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍施設・区域における環境問題

等の具体的な問題について、地元の方々の御要望を踏まえつつ、最大限の努力を行っていく考えである。

二について

お尋ねについては、民主党内の会合に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる増収額及びそれらの使途に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月五日

参議院議長 平田 健二殿

亀井亜紀子

定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる増収額及びそれらの使途に関する質問主意書

定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる増収額及びそれらの使途について、以下のとおり質問する。

平成十七年度及び十八年度の税制改正で実施した所得税及び住民税の定率減税の縮減・廃止による増収見込額(当時)は約三・三兆円と承知しているところ、実際の増収額はいくらであつたか、各年度別に示されたい。

二 当該増収分は基礎年金庫負担割合の引上げに一部充当されたと承知しているところ、その額はいくらか、各年度別に示されたい。また、当該増収分の残りについて、使途の内訳(特に社会保障給付及び国債償還分)の金額を、各年

度別に明示されたい。

三 現在政府が準備している消費税率の引上げが実施された場合、増収見込額はいくらか、初年度・平年度別に示されたい。

四 消費税率の引上げによる増収見込額は、本年二月十七日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に記載のある「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策」以外に充当されるか。また、当該増収見込額を「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策」以外に充当しないよう、特別会計において管理する考えはないか。

右質問する。

平成二十四年三月十三日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員亀井亜紀子君提出定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる増収額及びそれらの使途に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員亀井亜紀子君提出定率減税の縮減・廃止又は消費税率の引上げによる増収額及びそれらの使途に関する質問に対する答弁書

一について

平成十七年度税制改正による定率減税の縮減及び平成十八年度税制改正による定率減税の廃止(以下「定率減税の縮減・廃止」という。)による所得税及び個人住民税の実際の増収額については、税の収納が改正後の制度に基づき行わ

れ、当該増収額が区分して集計されるものではないため、把握していない。

二について

定率減税の縮減・廃止に伴う所得税及び個人住民税の増収分の使途については、一般財源であり、厳密に特定することは困難であるが、平成十五年十二月十七日に自由民主党及び公明党が取りまとめた「平成十六年度税制改正大綱」において「平成十七年度及び平成十八年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減・廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。これにより、平成十七年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。」とされたことや、平成十七年度から平成十九年度までの予算の編成過程における両党の議論等を踏まえ、当該所得税の増収分(地方交付税の法定率分を除く。)のうち、一部については基礎年金の国庫負担割合を引き上げるための財源とするものと整理され、残額については財政健全化のために公債発行の縮減に活用されたものと認識している。これにより国庫負担の追加分として整理された額は、平成十七年度にあつては約〇・一兆円、平成十八年度にあつては約〇・二兆円、平成十九年度にあつては約〇・三兆円である。

三について

消費税率及び地方消費税率の引上げによる平年度の増収見込額については、現時点において一定の前提を置いて現行税率での税収額と比べて増加する額を算出すると、平成二十六年四月一日に消費税率を地方消費税率と合わせて八パーセントへ引き上げることにより八・〇兆円

程度、平成二十七年十月一日に消費税率を地方消費税率と合わせて十パーセントへ引き上げることにより十三・五兆円程度となる。初年度の増収見込額については、平成二十六年予算の編成時において、消費税率及び地方消費税率を見積もる中で算出していくこととしている。

四について

「社会保障・税一体改革大綱」(平成二十四年二月十七日閣議決定)においては、消費税率及び地方消費税率(現行税率分を除く。)については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化することとしている。その際、地方分の現行の基本的枠組みを変更しないことを前提としている。

消費税率(地方交付税の法定率分を除く。)については、その全額を社会保障四経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用)に充てることを法律上明確にし、社会保障目的税化することとし、また、会計上も予算等で使途を明確化することとしており、毎年度の予算及び決算において、全額が社会保障四経費に充当されていることが国民に分かりやすい形で示せるよう、今後の国会の議論等も参考にしながら、その具体的な方法について検討してまいりたい。

地方消費税率(現行税率分を除く。)及び消費税率に係る地方交付税の法定率分については、その使途を明確化することとしており、社会保障財源化されることが国民に分かりやすい形で示せるよう、地方の意見等も踏まえながら、その具体的な方法について検討してまいりたい。

グーグルマップにおける竹島表記に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月六日

参議院議長 平田 健二殿

佐藤 正久

グーグルマップにおける竹島表記に関する質問主意書

我が国固有の領土である竹島の住所表示は、島根県隠岐郡隠岐の島町竹島官有無番地である。

平成二十三年十一月二十九日に開催された参議院外交防衛委員会において、グーグルジャパンが運営するグーグルマップにおける竹島の表記及び所在地が韓国領になっていることを指摘し、グーグルマップの利用者数等に鑑みた場合、その表記により、内外に誤解を与えかねないとの理由から、玄葉外務大臣に対して、外務省として確認し、速やかな訂正を求めることを要望した。

その後、竹島の表記等一部の改善は見られたが、竹島の所在地・住所等については、何ら改善は認められない。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 グーグルマップにおける誤った表記に関して、政府は、如何なる見解をもっているのか。
二 グーグルマップにおける誤った表記に関して、政府は、グーグル社に対し、如何なる改善申入れを行っているのか。その頻度、要請者の役職、相手先の役職及び対応ぶり、改善されない理由などについて、明らかにされたか。
三 今後、改善が認められない場合、政務三役による改善申入れを行うべきと考えるが、政府の

見解如何。
右質問する。

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出グーグルマップにおける竹島表記に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出グーグルマップにおける竹島表記に関する質問に対する答弁書

弁書

一 御指摘の「グーグルマップ」における表記は、閲覧者に対して竹島が韓国領であるかのような誤解を与えるものであり、こうした表記は、竹島の領有権に関する我が国の立場に照らし受け入れられないものである。

二 について
グーグル株式会社とのやり取りの詳細について明らかにすることは、先方との関係等もあり、差し控えたいが、政府としては、同社に対して累次にわたり竹島の領有権に関する我が国の立場を踏まえた表記に改めるよう申し入れてきている。

三 について
仮定の御質問にお答えすることは差し控えたが、御指摘の「グーグルマップ」における表記に関する問題の解決のためには何が最も効果的な対応策であるか、引き続き検討を行う考えである。

指定薬物、脱法ハーブ等の取締り強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月六日

参議院議長 平田 健二殿

藤井 基之

指定薬物、脱法ハーブ等の取締り強化に関する質問主意書

政府は平成十八年、薬事法を改正して、いわゆる違法ドラッグの成分を指定薬物として指定し、医療上等の用途以外の用途に供するために製造、輸入等を行うことを禁止するなどの措置をとり、平成十九年四月から施行されている。

しかし、近年、薬事法により規制される指定薬物の成分をわずかに変えた化学物質を合成し、植物片に浸みこませた脱法ハーブと呼ばれる商品が販売されるとともに、販売店の数も増加しており、その使用の結果、意識障害等の健康被害の発生が報道されている。また、地方自治体においては、指定薬物の含有が疑われる製品の試料調査及び成分検査が行われており、例えば本年二月二十八日、東京都が「指定薬物を含有する違法ドラッグの発見について」との発表を行っている。このような薬物はゲートウエードラッグとも呼ばれており、麻薬や覚せい剤といった違法な薬物の乱用につながる危険性を有している。

さらに、このような薬物が薬事法に基づく指定薬物に指定されると、化学構造を少し変えて規制を免れるという、いわゆる「いたちごっこ」が続いているとの指摘もある。

厚生労働省の厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会（以下「検討部会」という。）は、本年一月

二十四日、「薬事法等制度改正についてのとりまとめ」を公表し、指定薬物の取締りの強化に向けて、具体的な方策を示している。

指定薬物、脱法ハーブ等による薬物の乱用及びそれに伴う健康被害の発生を防止するためには、麻薬取締官（員）の活用等の迅速な対応が必要であると考ええる。

そこで、指定薬物、脱法ハーブ等の取締り強化に関して、以下質問する。

一 平成十八年四月十三日の参議院厚生労働委員会において、厚生労働省医薬食品局長より「薬事監視指導体制の充実強化を図っていきたい」との答弁がなされているが、同体制の充実強化のためにとられた措置を具体的に示されたい。

二 薬事法第七十六条の六第一項及び第二項に規定する指定薬物である疑いがある物品の検査等の命令が出された事例はあるのか。該当事例があれば、具体的に示されたい。

三 薬事法第七十六条の七第一項及び第二項に規定する廃棄等の命令が出された事例はあるのか。該当事例があれば、具体的に示されたい。

四 薬事法第七十六条の八第一項の規定による必要な報告、立入り、検査及び質問を行った事例はあるのか。該当事例があれば、具体的に示されたい。

五 薬事法第七十七条に規定する指定手続の特例を行った事例はあるのか。該当事例があれば、具体的に示されたい。

六 いわゆる脱法ハーブに混入されている指定薬物に指定されていない薬物について、薬事法違反として取り締まった事例はあるのか。該当事例があれば、具体的に示されたい。

七 前記の検討部会（員）の活用、取締り体制の整

備、国民への周知・啓発手法及び指定薬物の包括的な規制方法についての検討について、今後どのように進めることとしているのか、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員藤井基之君提出指定薬物、脱法ハーブ等の取締り強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤井基之君提出指定薬物、脱法ハーブ等の取締り強化に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの薬事監視指導体制の強化については、全国薬事監視等担当係長会議及び指定薬物分析研修会議をそれぞれ年一回開催し、都道府県等の担当者に対して、指定薬物(薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号。以下「法」という。)第二条第十四項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。)に関する最新の情報の提供、新たに指定する指定薬物の取締りに関する方針の提示等を行うとともに、指定薬物の最新の分析方法に関する研修等を行い、当該担当者の資質の向上を図っている。

二から四までについて

お尋ねの法第七十六条の六第一項及び第二項の規定による検査等の命令、法第七十六条の七第一項の規定による廃棄等の命令及び同条第二項の規定による廃棄等の処分並びに法第七十六条の八第一項の規定による立入検査等について

て、厚生労働省が行った事例はなく、都道府県等が行った事例については具体的に承知しておらず、お答えすることは困難である。なお、法上の許可施設等への立入検査数及び違反発見件数等については、同省ホームページの「報道発表資料」の「医薬食品局」の項目において、「薬事行政関係資料の発表」として公表している。

五について

お尋ねの法第七十七条の指定手続の特例により、厚生労働大臣が指定薬物の指定をした事例はない。

六について

お尋ねの「いわゆる脱法ハーブに混入されている指定薬物に指定されていない薬物について、法違反として取り締まった事例については具体的に承知しておらず、お答えすることは困難である。なお、法上の違反発見件数等については、厚生労働省ホームページの「報道発表資料」の「医薬食品局」の項目において、「薬事行政関係資料の発表」として公表している。

七について

お尋ねの麻薬取締官及び麻薬取締員の活用並びに取締り体制の整備については、今後、所要の法整備等について検討していきたい。

また、お尋ねの国民への周知・啓発手法については、指定薬物の危険性及びその使用による健康被害の情報等を一元的に集約し、国民への情報の提供及び啓発を行うホームページの開設等を行うために必要な経費を、平成二十四年度予算に計上している。

さらに、お尋ねの指定薬物の包括的な規制方法については、今後、専門家の意見を聴きながら、検討する予定である。

企業の組織的選挙活動に係る公職選挙法の規制等に対する政府の見解に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成二十四年三月六日

参議院議長 平田 健二殿

平山 誠

企業の組織的選挙活動に係る公職選挙法の規制等に対する政府の見解に関する質問主意書

意書

本年から来年にかけて、衆参両議院の国政選挙が執行される予定であり、「一票の格差」の是正、国会議員の定数削減等、選挙の枠組みに関しても様々な議論が行われている。このような中で、国及び地方における公職選挙の公正性を確保することが重要な課題となる。そこで、改めて、いわゆる「企業ぐるみ選挙」の問題に注目すべきものと考える。

従来から、企業・団体献金の禁止等、政治資金に関する議論は活発に行われ、法規制の強化も行われてきたが、その一方で、企業・団体による選挙運動に関しては、選挙の度に「企業ぐるみ選挙」が社会的問題として取り上げられてきたものの、その法的枠組み、規制のあり方等についての議論が行われることは少なかった。

東京電力福島原子力発電所事故に伴い、従来の原発問題に関する枠組みに関して、電力会社と国及び地方の政治家との関係をめぐる問題も指摘されているが、それに関連し、企業が組織的選挙活動を行うことを通じて政治に影響を及ぼすことは是非についても議論をすべきではないかと考える。

そこで、今後の選挙制度をめぐる国会等での議

論を深めていくため、企業の組織的選挙活動に対する現行の公職選挙法の規制内容についての政府の見解を確認する必要がある。以下、現行の公職選挙法が企業の組織的選挙活動に対してどのような規制を行っているかに関し、質問する。

一 企業の経営者又は管理者が、特定の候補者を当選させる目的で、社員に選挙運動を行うよう指示する行為は、公職選挙法に違反するか、政府の見解を示されたい。

二 会社の経営者又は管理者が、従前から正規雇用している社員に、選挙期間中に特定の候補者のための選挙運動を行うよう指示し、それを行わせた場合、その期間中の所定の給与を支払う行為について、買収罪その他の公職選挙法違反は成立するか、政府の見解を示されたい。

三 会社の経営者又は管理者が、選挙に際して臨時雇用した社員に指示し、選挙運動を行わせ、給与を支払った場合、公職選挙法違反は成立するか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員平山誠君提出企業の組織的選挙活動に係る公職選挙法の規制等に対する政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員平山誠君提出企業の組織的選挙活動に係る公職選挙法の規制等に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねについては、御指摘の「企業の経営者又は管理者」や「会社の経営者又は管理者」が、

当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、社員に対する特殊の直接利害関係を利用して社員に選挙運動を行うことを誘導したと認められる場合には公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百一十一条第二号に規定する利害誘導罪に、社員に対する特殊の利害関係を利用して社員を威迫し選挙運動を行わせたと認められる場合には同法第二百五条第三号に規定する特殊利害関係利用威迫罪に、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、社員に対して選挙運動に対する報酬として財産上の利益を供与し又はその供与を申し込み若しくは約束したと認められる場合には同法第二百一十一条第一号第一号に規定する買収罪に、それぞれ該当するものと考えるが、いずれにしても、個別の行為が同法の規定に違反するか否かについては、具体の事実に基づいて判断されるべきものと考ええる。

北九州市等におけるPCB廃棄物の適正処理の確保に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月七日

秋野 公造

参議院議長 平田 健二殿

北九州市等におけるPCB廃棄物の適正処理の確保に関する再質問主意書

私が先般提出した「北九州市等におけるPCB廃棄物の適正処理の確保に関する質問主意書」(第百八十回国会質問第二八八号)に対する答弁書(内閣参質一八〇第二八八号)を受領したが、質問に対し

て明確な答弁がなされていない事項があることから、以下、再質問する。

一 政府は、PCB廃棄物処理施設内の作業従事者に対するPCBの暴露への安全対策及び健康管理対策について、日本環境安全事業株式会社における取組状況を答弁しているが、これらの安全対策及び健康管理対策は万全を期しているのか、政府の見解を示されたい。

二 私が視察した日本環境安全事業株式会社北九州事業所において、過去に作業員の血液中PCB濃度が、日本産業衛生学会が勧告している生物学的許容値(リットル当たり二十五マイクログラム)を超えた者はいないのか、事実関係について政府の承知するところを示されたい。

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員秋野公造君提出北九州市等におけるPCB廃棄物の適正処理の確保に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秋野公造君提出北九州市等におけるPCB廃棄物の適正処理の確保に関する再質問に対する答弁書

一について

日本環境安全事業株式会社(以下「会社」という。)においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。)の処理施設の作業従事者が

ポリ塩化ビフェニルに暴露されることを防止するための対策及び作業従事者に対する健康管理対策として、先の答弁書(平成二十四年二月二十四日内閣参質一八〇第二八八号)一についてでお答えした取組のほか、血液中のポリ塩化ビフェニルの濃度について上昇傾向が認められる作業従事者がいる場合等の注意が必要な場合には、当該作業従事者の作業内容の見直しを行うことや、産業医の指導・助言を求めること等の取組を実施していると承知している。会社においては、これらの対策を講ずることにより、作業従事者にポリ塩化ビフェニルによる健康への影響が生じないよう万全を期していると承知している。

二について

会社によれば、北九州事業所において、過去に血液中のポリ塩化ビフェニルの濃度が、御指摘の「生物学的許容値(リットル当たり二十五マイクログラム)」を超えた作業従事者はいないとのことである。

自衛隊の訓練用弾薬に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月七日

佐藤 正久

参議院議長 平田 健二殿

自衛隊の訓練用弾薬に関する質問主意書

自衛隊は、防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態への対処能力を向上させるべく、防衛力を整備しているところである。この中で、部隊の戦闘能力の維持・

向上を着実に図っていくため、訓練用弾薬を取得している。

一方、厳しい予算環境の下での弾薬取得及び実弾射場の制約等の要因により、射撃訓練等において、部隊の戦闘能力の維持・向上に影響を与えているとの指摘もある。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 平成二十年度、平成二十一年度及び平成二十二年度における学校教育を除く陸海空自衛隊の訓練用弾薬(空砲及び空包除く)の弾種・弾数及び弾種毎の予算額・執行額について明らかにされたい。

二 平成二十年度、平成二十一年度及び平成二十二年度における陸上自衛隊普通科連隊毎の訓練用小銃弾(空包除く)の弾数及びその予算額・執行額を明らかにされたい。

三 平成二十年度、平成二十一年度及び平成二十二年度における陸上自衛隊及び航空自衛隊の対空火器(機関銃等除く)の訓練用弾薬(空砲及び空包除く)の弾種・弾数及びその弾種毎の予算額・執行額について明らかにされたい。また、残弾があれば、その弾種毎の弾数、火器毎の実弾射場及び射撃頻度を明らかにされたい。

四 部隊の戦闘能力の維持・向上の観点から、訓練用弾薬取得に係る予算制約や実弾射場の制約等の現状に対する政府の見解如何。また、こうした現状への対応策について政府の見解如何。右質問する。

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊の訓練用弾薬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出自衛隊の訓練用弾薬に関する質問に対する答弁書
一から三までについて

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊が保有する弾薬の総量は、平成二十年度末では約十一万九千トン、平成二十一年度末では約十二万二千トン、平成二十二年度末では約十二万五千トンであるが、お尋ねの訓練用弾薬の弾種並びに弾種ごとの弾数及び残弾数については、これを明らかにした場合、隊員の射撃能力や部隊の練度が推察されるおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の弾薬購入費の予算総額(契約ベース)は、平成二十年度が約千二百十八億円、平成二十一年度が約千二百四十九億円、平成二十二年度が約千三百十六億円であるが、お尋ねの訓練用弾薬の弾種ごとの予算額については、これを明らかにした場合、隊員の射撃能力や部隊の練度が推察されるおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

防衛省装備施設本部において平成二十年度から平成二十二年度までに行った弾薬購入に係る契約については、その名称や契約金額を同本部のホームページにおいて「中央調達に係わる契約情報」として公表しているところであるが、お尋ねの訓練用弾薬の執行額に関するこれ以上の詳細については、これを明らかにした場合、隊員の射撃能力や部隊の練度が推察されるおそれがあることから、お答えは差し控えたい。
お尋ねの陸上自衛隊及び航空自衛隊の「火器

毎の実弾射場及び射撃頻度については、陸上自衛隊の八七式自走高射撃機砲は陸上自衛隊静内対空射撃場において年間約三か月間の範囲内で、航空自衛隊の二十ミリ対空機砲は陸上自衛隊六ヶ所対空射撃場において年間約四か月間の範囲内で、それぞれ射撃訓練を実施しているところであるが、具体的な射撃回数については、これを明らかにした場合、部隊の練度が推察されるおそれがあることから、お答えは差し控えたい。

四について
自衛隊の訓練用弾薬については、厳しい財政事情の下においても、引き続き必要な予算措置を講じてまいりたい。

また、自衛隊の「実弾射場」については、我が国の地理的特性からその面積が狭いこと等により、訓練射撃の射程距離や射撃方向等に制約があるものであるが、引き続き、米国内の射場において射撃訓練を実施すること等により、部隊の練度の維持・向上を図ってまいりたい。

災害廃棄物及び放射能除染の処理に係る各検討会での議事録不作成に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月八日

参議院議長 平田 健二殿

福島みずほ

災害廃棄物及び放射能除染の処理に係る各検討会での議事録不作成に関する質問主意書
東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物

及び放射能除染について、その処理を早急に進めるために、昨年、環境省内にその処理方法の検討を行うことを目的とした「災害廃棄物安全評価検討会」及び「環境回復検討会」が設置された。

これらの会議の内容には、災害廃棄物の処理や放射能除染をどのようにすれば安心・安全が確保されるかという重要な問題を含んでおり、それぞれの会議でどのような議論が交わされ、何が検討されたかについて、国民に広く共有されるべきと考えから、以下質問する。

一 「災害廃棄物安全評価検討会」の議事録について

1 第一回から第十一回まで開催されたすべての検討会のうち、議事録は第一回から第四回までしか存在しないとのことであるが、これは事実か。

2 第一回から第十一回まで開催されたすべての検討会について議事要旨を作成したとのことであるが、前記1が事実の場合、なぜ第一回から第四回まで議事録を作成しながら、途中から議事要旨のみとする取扱いに変更し議事録の作成を止めたのか、その理由を説明されたい。本件について、私が環境省から説明を受けた際には、風評被害を防ぐためや予算節約のためなどの理由によるとのことであったが、なぜ検討過程を非公開とすることが風評被害を防ぐことにつながるのか。検討過程を非公開とした結果、全国の自治体から災害廃棄物が受け入れられず、受入れを表明した自治体でも強い反対の声が出ている現状を踏まえ、検討過程を非公開とする具体的な理由について明確に説明されたい。

3 第一回から第四回までの議事録は存在するにもかかわらず、なぜ会議資料や議事要旨とともにホームページ上で公開されなかったのか、具体的な理由について明確に説明されたい。

二 「環境回復検討会」の議事録について

1 この検討会は全部で何回開催されたのか。また、そのうち議事録が存在する回数及び議事要旨の作成で対応した回数をそれぞれ示されたい。

2 前記1のうち、議事録を作成せずに議事要旨の作成で対応した場合において、その理由を前記1の2と同様に明確に説明されたい。

3 この検討会において、メモや録音データは記録のために保存されているのか。

4 この検討会の議事の記録を議事要旨の作成で対応した際、当該判断について政務三役の了解を取っていたのか。了解を取っていた場合、政務三役のうち誰の了解か。また、政務三役の了解を取っていない場合、環境省内の誰の判断に基づき議事要旨の作成で対応したのか。

三 災害廃棄物の処理の受入れや放射能除染に係る問題点の検討及びその判断を行うためには、簡単な議事要旨ではなく、すべての議論の経過を正確に確認できる議事録を作成し、それを広

く公開することが必要であり、行政機関は公正な情報提供を行うべきと考える。

公文書等の管理に関する法律は、「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的」とし、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績が把握できる文書の作成等を義務づけている。これらの点に照らして、各検討会において議事録を作成しなかったことをどのように説明するのか、政府の見解を明確に示されたい。また、今後、各検討会のすべての議事録を作成・公表する予定があるのか、政府の方針を明確に示されたい。

四 検討過程が非公開であり、かつ、当事者となる自治体等の参加・関与もない中で議論の下で災害廃棄物の広域処理が決定されたことにより、災害廃棄物の処理の受入れに反対する市民はあたかも復興を願っていないかのような風潮につながっている。ICRPの勧告(Radi.11)でも、現存被ばく状況における放射線防護においては、正確な記録、透明性及び利害関係者の関与が重要と指摘しており、当該勧告は日本での復興に役立つよう例外的にホームページ上で英語版及び日本語版が共に無償提供されている。それにもかかわらず、検討過程が非公開であり、かつ、当事者となる自治体等の参加・関与もない中で議論の下で、政府が災害廃棄物の広域処理を決定する理由はどこにあるのか、明確に説明されたい。

五 各検討会の委員の選任はどのように行ったのか。その経過及び理由について、委員別に具体的に説明されたい。

右質問する。

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員福島みずほ君提出災害廃棄物及び放射能除染の処理に係る各検討会での議事録不作成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出災害廃棄物及び放射能除染の処理に係る各検討会での議事録不作成に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては事実である。

一の2、3及び5について

お尋ねの災害廃棄物安全評価検討会の検討過程については、議事要旨及び会議資料を公表することにより、公開しているものである。また、同検討会終了後に、毎回報道機関に対し議事内容について説明を行っている。

第一回から第四回までの同検討会の議事録は、速記録を基に作成したものである。当該速記録は、議事要旨を作成する際の参考とするため、外注して作成していたが、結果的に当該速記録を参考としなくても議事要旨の作成は可能であったこと、また、速記録の作成には費用を要したこと、第五回以降の同検討会においては速記録の作成をやめたものであり、これに伴い、議事録の作成もやめたものである。これらの方針は、環境省行政文書管理規則(平成二十三年環境省訓令第3号。以下「規則」という。)第十条に基づき、担当部局において判断したものである。

一の4及び二の3について

御指摘の「メモ」については、議事要旨を作成

する際の参考とした「メモ」は保存されていない。御指摘の「録音データ」については、第五回から第七回までの災害廃棄物安全評価検討会、第一回及び第二回環境回復検討会並びに第一回災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会合同検討会における「録音データ」が保存されている。

二の1について

お尋ねについては、環境回復検討会(災害廃棄物安全評価検討会との合同検討会を含む。以下同じ。)は、これまでに四回開催しており、いずれにおいても議事録は作成せず、議事要旨のみを作成した。

二の2について

お尋ねの環境回復検討会の検討過程については、議事要旨及び会議資料を公表することにより、公開しているものである。また、同検討会終了後に、毎回報道機関に対し議事内容について説明を行っている。

二の4について

お尋ねについては、規則第十条に基づき、担当部局において判断したものである。

三について

公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)においては、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び実績が把握できる文書の作成が求められているものの、議事録の作成までは求められておらず、災害廃棄物安全評価検討会及び環境回復検討会においては、規則第十条に基づき議事要旨を作成している。環境省においては、両検討会の検討過程については、議事要旨及び会議資料を公表することにより、公開しているものであり、今後とも、これらを公表することとしている。

四について

お尋ねについては、東日本大震災において発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速に行うためには、広域的な処理を実施する必要があるとの認識の下、各地方公共団体に対し広域的な処理の実施について協力を求めてきたところであるが、広域的な処理については関係地方公共団体の合意によって実施されるものである。

五について

災害廃棄物安全評価検討会及び環境回復検討会の委員については、環境省において、それぞれの検討会の目的に応じて、環境、廃棄物処理、土壌、放射能等の分野の専門家の中から、実績等を総合的に勘案し、選定したところである。

政府が調達する電気に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月八日

参議院議長 平田 健二殿 水野 賢一

政府が調達する電気に関する質問主意書
政府の各府省が使用する電気については、多くの場合、各府省が入札によって調達先を決めているはずである。そして、その結果として、特定規模電気事業者(以下「PSS」という。)と呼ばれる新規参入事業者から電気を購入する場合も多い。しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故後、PSSの需要が高まったため、供給力がそれ追い付かない事態が起こっているとされる。そのため、入札を行っても応札者がなく、入札自体

が成立しないこともあるという。
そこで、以下質問する。

一 各府省の本府省庁舎が平成二十四年度に使用する電気について、どの部分について入札が行われ、どの部分が入札が行われなかったのか、具体的に明らかにされたい。また、入札が行われたものについては、応札者、落札者、落札金額及び契約期間を具体的に明らかにされたい。
二 全国にある各府省の本府省庁舎以外の庁舎・施設についても、前記一と同様のことを具体的に明らかにされたい。

三 入札が成立しなかった場合には、東京電力など一般電気事業者との随意契約もありえると考えられるが、政府の見解を示されたい。また、最終的には一般電気事業者との随意契約はやむをえないとしても、政府はそれを避けるための努力を最後まで尽くすべきだと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 前記一及び二に挙げた庁舎・施設の入札に東京電力は参加しない方針を決めているという話も聞くが、政府としてはどう認識しているか。また、政府は東京電力から入札に参加しないという説明を聞いたことがあるが、事実関係を示されたい。

五 PPSの供給力が不足していることについて、政府はどう考えるか。政府の電力自由化に対する取組が不十分だったためとの認識はあるか。

右質問する。

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員水野賢一君提出政府が調達する電気に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出政府が調達する電気に関する質問に対する答弁書

一について

各府省等の本府省庁舎において平成二十四年度に使用する電気の調達に当たって、一般競争入札が行われたものについて、①府省等名、②庁舎の名称、③応札者、④落札者、⑤契約金額、⑥契約期間をお示しすると、次のとおりである。

- ①人事院 ②中央合同庁舎第五号館別館 ③株式会社エネット、株式会社F-Power、イーレックス株式会社、丸紅株式会社 ④株式会社エネット ⑤二千七百九十九万三千六百六十九円 ⑥平成二十三年十一月一日から平成二十四年十月三十一日まで
- ①内閣府 ②内閣府本府庁舎 ③なし
①内閣府 ②内閣府本府庁舎別館 ③なし
①内閣府 ②永田町合同庁舎 ③なし
①宮内庁 ②宮内庁本府庁舎（宮内庁本府庁舎以外の皇居、東宮御所、赤坂御用地と一括入札） ③JX日鉱日石エネルギー株式会社、株式会社エネット ④JX日鉱日石エネルギー株式会社 ⑤一億二千二百五十七万八千八百三十七円 ⑥平成二十四年二月一日から平成二十五年一月三十一日まで
- ①総務省 ②総務省統計局 ③なし
①法務省 ②中央合同庁舎第六号館 ③なし
①外務省 ②外務省本府庁舎 ③なし
①財務省 ②財務省本府庁舎 ③株式会社エネット、丸紅株式会社 ④株式会社エネット ⑤一億九百八十一万四百四十円 ⑥平成二十三年

十月一日から平成二十四年九月三十日まで

- ①財務省 ②中央合同庁舎第四号館 ③株式会社エネット、丸紅株式会社 ④株式会社エネット ⑤一億三千九百九十一万四千四百八十円 ⑥平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日まで
- ①厚生労働省 ②中央合同庁舎第五号館 ③なし
①農林水産省 ②中央合同庁舎第一号館 ③丸紅株式会社 ④丸紅株式会社 ⑤一億七千四百九十九万八千六百六十円 ⑥平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

- ①経済産業省 ②経済産業省本省庁舎 ③なし
①国土交通省 ②中央合同庁舎第三号館 ③株式会社エネット、昭和シェル石油株式会社 ④株式会社エネット ⑤一億九千五百八十八万四千六百円 ⑥平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
- ①防衛省 ②防衛省市ヶ谷庁舎 ③なし
また、一般競争入札が行われなかったものについて、①府省等名、②庁舎の名称をお示しすると、次のとおりである。

- ①内閣官房 ②総理大臣官邸
①総務省 ②中央合同庁舎第二号館
- 二について
お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えするのは困難である。
- 三について
国の調達にあつては、機会均等、公正性及び経済性を確保する観点から、一般競争入札による契約によることを原則としているが、競争に付しても入札者がいないときは、国の各般の需要を満たすため、会計法（昭和二十二年法律第

三十五号）第二十九条の第三項及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第九十九条の二の規定により、随意契約によることができることとされており、各府省等は、これに基づき、適切に対応するものと考えている。

四について

一般競争入札による場合に当該競争に参加するか否かについては、競争に参加しようとする者が決定する事柄であると認識している。

また、東京電力株式会社は、十三の府省等に対し、一般競争入札には参加しないとの説明を行ったことが確認されている。

五について

電力小売自由化の取組については、これまで、電力の安定供給を前提としつつ、我が国における電力のコストを欧米諸国と比較して遜色ない水準とし、電気の利用者の利益を増進することを目的として進めてきたところである。これにより、特定規模電気事業者の参入や電力市場における競争の促進など一定の成果があつたとの指摘がある一方、同事業者の供給力が不足しているとの指摘も強いことから、同事業者の供給力の確保は電気事業制度改革の検討課題の一つであると考えている。

炉心損傷等の定義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年三月八日

水野 賢一

参議院議長 平田 健二殿

炉心損傷等の定義に関する質問主意書

原子力安全・保安院は、平成二十三年四月十八日に行われた会見において、原子力発電所の炉心の壊れ具合には「炉心損傷」、「燃料ペレットの溶融」及び「メルトダウン」の三段階あり、それぞれについて定義している。

そこで、以下質問する。

一 政府は原子力発電所事故による炉心の壊れ具合について、前記の三段階に分類しているのか。また、三段階に分類しているとすれば、それぞれどのような状態を指すのか、具体的に明らかにされたい。

二 政府は「炉心溶融」という用語も用いているが、「炉心溶融」とは政府の定義ではどのような状態を指すのか、具体的に明らかにされたい。また、「メルトダウン」と同義か。

三 東京電力福島第一原子力発電所の事故では、同原発の各号機は前記の分類のうちどの段階に位置づけられるのか、政府の見解を各号機別に時系列で示されたい。

右質問する。

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員水野賢一君提出炉心損傷等の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出炉心損傷等の定義に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて、平成二十三年四月十八日に経済産業省原子力安全・保安院が内閣府原子力安全委員会に提出した「福島第一原子力発電所

一号炉、二号炉、三号炉の炉内状況について」においては、その記述内容の理解に正確を期すため、「炉心損傷」、「燃料ペレットの溶融」及び「メルトダウン」の概念について、それぞれ次のとおり整理している。

「炉心損傷」については、「原子炉炉心の冷却が不十分な状態の継続や、炉心の異常な出力上昇により、炉心温度(燃料温度)が上昇することによって、相当量の燃料被覆管が損傷する状態。このとき、燃料被覆管に封じ込められていた、希ガス、ヨウ素が放出される。この場合は燃料ペレットが溶融しているわけではない。」としている。

「燃料ペレットの溶融」については、「燃料集合体で構成される原子炉の炉心の冷却が不十分な状態が続き、あるいは炉心の異常な出力上昇により、炉心温度(燃料温度)が上昇し、燃料が溶融する状態に至ることをいう。この場合は燃料集合体及び燃料ペレットが溶融し、燃料集合体の形状は維持されない。」としている。

「メルトダウン」については、「燃料集合体が溶融した場合、燃料集合体の形状が維持できなくなり、溶融物が重力で原子炉の炉心下部へ落ちていく状態をいう。メルトダウンの規模については少量の場合から多量の場合によって原子炉压力容器や格納容器との反応が異なる。多量の場合は原子炉压力容器等を貫通することもあり得る。」としている。

二について

「炉心溶融」及び「メルトダウン」について、確立された定義が存在するものではないが、一般に、「炉心溶融」については、原子炉压力容器内の炉心にある燃料が高温となり溶融することを指し、また、「メルトダウン」については、「炉

心溶融」が生じた後、更に溶融した燃料が原子炉压力容器下部に落ちていく現象を指すと認識している。

三について

平成二十三年六月七日に政府が公表した「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書―東京電力福島原子力発電所の事故について―」(平成二十三年六月原子力災害対策本部決定)においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の第一号機から第三号機までの各号機における炉心の状態の解析結果について、第一号機においては、同年三月十一日午後六時頃に炉心損傷が始まり、その後、燃料が溶融し、溶けた燃料が原子炉压力容器下部に移行していたものと推定されるとしており、第二号機においては、同年四月十四日午後八時頃に炉心損傷が始まり、その後、燃料が溶融し、溶けた燃料が原子炉压力容器下部に移行していたものと推定されるとしており、第三号機においては、同年十三日午前十時頃に炉心損傷が始まり、その後、燃料が溶融し、溶けた燃料が原子炉压力容器下部に移行していたものと推定されるとしている。これは、第一号機から第三号機までの各号機において一についてで告示した「メルトダウン」が生じたことを意味している。また、第四号機については、燃料が装荷されておらず、第五号機及び第六号機については、非常用電源により原子炉の冷却を行ったため、これらの号機については、いずれも一についてで告示した「炉心損傷」に至っていない。

明治三十五年三月三十日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五-八四四五	東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03	(3587) 4294
定 価	
(本体 二二〇円)	本号一部 二二〇円